

平成27年第3回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 7 年 8 月 3 1 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

- | | | |
|-----|---------------------------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 議案第 1 号～議案第 4 号
案～審議 | 提 |
| 第 5 | 議案第 5 号～議案第 10 号
案～付託 | 提 |
| 第 6 | 議案第 11 号～議案第 16 号
案～審議 | 提 |
| 第 7 | 議案第 11 号、12 号、15 号、16 号
論～採決 | 討 |
| 第 8 | 諮問
案～採決 | 提 |

出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成27年 8月31日

午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ことしの夏は、例年になく高温の日が続いておりましたが、このところ、さすがに大分涼しくなりました。本年は、天候も順調で、農作物の収量は期待できると思いますが、台風等により被害のないところを祈りたいと思います。

さて、本日より、9月定例会開会となります。本議会は、特に決算議会とも言われており、多くの議案が出されておりますので、慎重審議をお願いし、ただいまから、平成27年第3回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番、都志今朝一議員、8番、三澤澄子議員を指名いたします。

次に、会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成27年第3回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案が16件、諮問が1件であります。

なお、審議の都合上、議案第11号、12号、15号、16号と諮問1件について、即決といたしますので御了承をお願いいたします。

会期は、本日8月31日から9月11日までの12日間として、この間で9月1日から8日までを休会といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日8月31日から9月11日までの12日間に決定いたしました。

た。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成27年第3回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員の出席の中、開会できますことに、お礼を申し上げます。

ことは、関東・甲信地方の梅雨明けが例年より2日早い7月19日に発表されましたが、その後は、例年に増して暑い夏となりました。

そのような中、8月4日には、役場周辺で局地的なゲリラ豪雨と突風に見舞われ、塩ノ井、南殿地区で倒木が発生し、対処したところであります。また、翌日には、大泉所などの西部地域で、局所的な強い雷雨が発生し、大泉川の水が土砂により濁り、大泉川の水と広域用水企業団からの水を併用して配水しております大芝、大泉、北原の集落の一部で、水道水に濁りが発生しました。水道水は殺菌消毒をしており、飲用に使用しても安全ではありましたが、水道水が濁ったことにより、多くの皆さんに御心配と御迷惑をおかけいたしました。

毎年6月から8月は、水の使用量も多く、大泉川などからの取水は不可欠であります。大泉川は突然の強い雨で強く濁ることがたびたびありますので、大泉川に強い濁り水を検知した際には、自動的に取水を停止するよう性能を強化する施設改善に着手し、9月上旬には整備できる予定であります。さらに、今年度は、中央監視制御装置の更新も取り組んでおります。また、大芝高原内に、非常災害時の水源施設整備を社会資本整備交付金事業で予定をしておりますが、今年度当初の内示額がほとんどありませんでしたので、追加要望などを行いながら、できる限り早急に完成し、安全で安心して利用できる水が供給できるよう努めてまいりたいと考えております。

このような状況ではありましたが、米穀データバンクが8月6日に発表した米の作況指数予測では、県内では平年並みの100となっております。田植え以降、気温や日照など、気象の大きなマイナス要因がなく、順調に推移しているところであります。予測どおりなら、2年ぶりに作況指数100以上となります。今後、台風シーズンを迎えることとなりますが、災害もなく、稔の秋を迎えられることを願っております。

景気の動向であります。財務省は、7月29日の全国財務局長会議で、景気の総括判断を緩やかに回復しているに引き上げたことを明らかにしました。引き上げは、14年1月以来、1年半ぶりです。これを裏づけるように、上場企業の2015年4月からの6月決算では、経常利益の合計が、前年同期と比べて37%の大幅な増益となったことが報道されております。消費税増税の影響が一巡し、円安や原油安が

輸出関連企業などの業績に寄与したことに加え、訪日外国人による消費の恩恵を受けたことが背景にあるようであります。

しかし、一方では、内閣府が8月17日に発表した国内総生産速報値では、3四半期ぶりのマイナス成長となりました。中国やアメリカ向けの輸出が減少し、個人消費が振るわなかったことが要因であると報道されております。国内景気は、足踏み状態にあることを示しており、アベノミクスの先行きは不透明となっております。

また、地元金融機関で公表しております伊那谷の経済動向であります。上伊那地区内の状況を総合的に分析しておりますが、一部の輸出関連業種では業績の改善はあったものの、よかったとする企業は14.1%、悪かったとする企業は42.4%となり、その差28.3%は、前期よりも5.5ポイント悪化傾向が強まったと見込んでおります。また、賃上げを実施した企業は、全体の33%となっております。まだまだ景気の回復は実感できないという状況にあるところであります。

続きまして、本年度の主な村の事業の状況につきまして報告をさせていただきます。

初めに、村の一大イベントであります大芝高原まつりは、ことし第30回の節目を迎えたところであります。人と人とのつながりを求めてとしてスタートしましたが、例年以上の皆様にご来場いただきまして、上伊那の最後を飾る夏祭りにふさわしいイベントとなりました。毎年天候に悩まされるといった状況が続いておりましたが、ことしはそういったこともなく、夜の花火大会まで実施することができました。現在でも人口がふえ、発展する村にふさわしい、熱気あふれる大芝高原まつりとなったと感じております。また、祭りの最後を飾る花火大会も、おかげさまで昨年以上の寄附金をいただきましたので、プログラム数、打ち上げ数ともに前年を上回ることができ、盛大に開催することができました。御寄附をいただいた皆様にはお礼を申し上げるところであります。

転入者が人口の半数を超える状況となった今、この大芝高原まつりは、村民が一堂に会して交流を深めるとともに、村の魅力を再発見していただける数少ない機会でもあります。今後も継続開催していくことにより、活力ある村づくりにつながっていくことを期待するところであります。まさに、キャッチフレーズとなっております、人と人とのつながりが、今、本村には極めて大切な時期を迎えておるというふうに思っております。関係者の皆様、また御来場いただきました皆様に、改めてお礼を申し上げます。

次に、地方創生事業に関してであります。

村総合戦略に関しましては、現在、村づくり委員会で検討していただいております。10月上旬には答申をいただく予定であります。その後、議会からも意見をいただき、10月中に策定を計画しております。この計画につきましては、今後、随時見直しを行ってまいります。この総合戦略を10月中に策定することにより、地方創生先行型上乗せ交付金事業に取り組むことが可能となります。今議会の補正予算にも計上さ

せていただきましたが、新たな事業に取り組むことにより、地域の活性化につながればと考えております。

先行型事業として取り組みました、まっくんプレミアム商品券につきましては、7月26日に販売をいたしました。全国的にはさまざまなトラブルが報道されておりました。その中で、おかげさまで何事もなく、午前10時50分に完売いたしました。販売総額は5,915万円で、9,100セットであります。うち760セットは障害者枠として行ったところであります。この商品券が消費を後押しし、少しでも景気回復につながっていけばと願うところであります。

また、昨年度に引き続き、今年度も低所得者の負担軽減を図ることを目的に、国が暫定的、臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金支給事業の申請の受け付けを8月上旬から開始しております。平成27年度分の住民税が課税されていない方に対し、1人6,000円が支給されます。さらに、この給付金が交付決定になった方と生活保護受給者を対象に、地域消費喚起と生活支援を目的とした村内の登録店で利用できる、まっくんプレミアム商品券3,000円分を交付することとしております。受け付け期間は12月28日までとしているところであります。

また、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、国が実施している子育て世帯臨時特例給付金支給事業につきましても、対象児童1人につき3,000円が支給されます。こちらは12月4日まで申請を受け付けていますので、忘れずに、早目に申請していただき、活用いただければと思っております。なお、現在、長野県子育て応援協議と市町村が連携・共同して実施しております長野の子育て家庭優待パスポート事業につきましては、新たに3人以上の多子世帯向けのプレミアムパスポート、多子世帯応援クーポン券事業を10月より追加サービスとして実施していく予定であります。

定住自立圏構想であります。

6月に、定住自立圏構想に取り組むべく、伊那市が中心市宣言を行いました。この事業は、中心市と経済や生活の結びつきの強い近隣自治体が連携を深めながら、将来にわたって、地域住民が安心して暮らせる魅力的な地域づくりを進めることを目的とした事業であります。事業実施に当たっては、中心市との間で協定を締結するには、議会の議決が必要とされておりますので、この協定を議会の議決事件とする条例の制定を今議会に上程させていただいております。具体的な事業内容は、今後さらに検討してまいります。村のさらなる発展につながる事業となるよう取り組んでまいります。当面は、伊那中央行政組合構成市町村で行っていくということとしておるところであります。制度の範囲内で実施ができればと思っておるところであります。

マイナンバー制度についてであります。

この10月5日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が施行され、国民一人一人に個人番号の通知が始まり

ます。個人番号の運用につきましては、来年1月からとなるため、これに向けた関係条例等の改正が必要となりますので、整備を進めてまいります。また、個人番号が付された個人情報には、より厳密な管理が求められますので、これを取り扱う職員研修も実施してまいります。

次に、学校教育関係であります。

中学校の施設不足に対応するため、社会教育施設として、平成29年度開設に向け、現在設計委託の準備を進めております。現在使用中の小中学校駐車場の代替地につきましては、用地費は当初予算に計上させていただきましたが、駐車場工事費を今回補正予算として計上させていただきましたので、この点につきましては御理解をお願いいたします。

また、南箕輪小学校北校舎外壁等改修工事につきましては、過日、工事が終了し、中学校第2グラウンド整備工事、南部小学校保健室改築工事、南箕輪中学校体育館天井落下防止工事など、学校関係施設の整備につきましても、年度内の完成に向け、事業を進めているところであります。

特に、教育現場におきましては、学習習慣形成支援教育をはじめ、特別支援教室や中間教室などのきめ細かな児童生徒への対応をしており、小中学校とも大きな事故もなく、2学期を迎えることができしております。

なお、仮称こども館につきましては、平成29年度開設を目指し、現在設計業務を委託するための準備を進めております。

一方、社会教育関係では、計画しておりました大芝高原50メートルプール部分の駐車場整備工事、公園遊具の設置工事と発注に向けて進めているところでありますし、公民館学級、講座等をはじめとする村民ニーズに応じた各事業につきましても、年間計画どおり順調に推移しているところであります。

続きまして、保育園関係であります。

本年度の大きな事業の一つであります中部保育園及び西部保育園の増改築工事につきましては、計画どおりの進捗状況となっております。中部保育園は来年1月28日竣工、西部保育園は今年度末竣工予定であります。

続きまして、7月11日にリニューアルオープンした味工房の直売所の状況について触れさせていただきます。

現在、39戸の農家と法人が登録し、農産物を販売していただいております。南箕輪産に限定した、生産地の顔が見える農産物として、お客様にも高い評価をいただいております。安心・安全な農産物を販売しながら、地産地消を図ってまいります。また、今後は、ネット販売についても検討をしていきたいと考えております。この事業につきましては、いかに登録農家数をふやしていく、品物をふやしていく、このことが必要でありますので、そんな点にも努力をしていかなければならないと思っております。

南原住宅団地の焼却灰撤去についてであります。

8月20日に入札を行い、焼却灰を撤去する業者が決まりました。今後、処分先による無害化の実証試験を経た後、本格的な撤去を含め、平成29年度中の完成を目指してまいります。

次に、道路関係事業であります。

伊那インターアクセス道路の岩月人形センター付近の信号機設置に伴う交差点改良工事は、伊那建設事務所と長野県公安委員会との協議で、来年度に信号機と横断歩道を設置することとなりました。今年度、伊那建設事務所では、アクセス道路の案内看板や交差点の照明柱の移設などの工事を行い、村では、村道拡幅に伴う必要な用地の取得と、来年度工事の際に水田等の耕作に支障とならないよう、道路境ののり面等の整備工事を予定しております。伊那建設事務所とスケジュール調整をしながら、実施し、来年度のできるだけ早い時期に横断歩道と信号機が設置できるようにしたいと考えております。

景観計画につきましては、7月1日から景観条例及び景観計画を全部施行いたしました。7月10日に住宅建築に伴う初めての届け出があり、その後の1カ月で10件の提出がありました。上伊那では、当村に続きまして、箕輪町、宮田村が景観行政団体への移行に取り組んでおります。一方では、新聞報道にありますように、県経営者協議会上伊那支部を中心に、三風の会による広域農道沿道の看板モデル化を進めるなどの取り組みがされております。村では、今年度景観に関するイベントを予定しておりますので、村民の皆さんの御理解と御協力により、すばらしい景観を後世に引き継いでまいりたいと考えております。

さて、9月議会は決算議会でありますので、平成26年度の各会計の決算認定をお願いいたします。詳しくは決算審査の中で申し上げますが、財政状況につきまして少し触れさせていただきます。

決算規模は、前年比約4億8,400万円、率にして9%増の約58億5,800万円の決算規模となりました。

その要因であります。ハード事業では、伊那消防署・上伊那広域消防本部建設負担金、南部小学校教室棟増築工事、南原雨水排水調整池整備事業などの大型事業を実施し、投資的経費は前年度比2億2,800万円増の6億9,200万円となりました。

また、ソフト事業では、全体的にはほぼ前年並みの決算となったところであります。小中学校教育用ソフトの購入、経ヶ岳パーティカルリミットの準備などに取り組んでおります。

歳入では、約3億8,500万円、率にして6.5%増の63億1,700万円となりました。

歳入の基本となります地方税につきましては、前年度、全体で、昨年より9,700万円、率にして4.9%増の20億9,400万円となり、平成24年度以来の20億円台を超える決算となりました。この増加要因といたしましては、法人税が、村内の主要企業を中心に回復し、前年度より7,200万円、率にして38.5%の大幅な増となったのが一番大きな要因となっております。

次に、地方交付税であります。普通交付税は、基準財政需要額が、地域の元気の創造事業費の算定項目新設等により増加し、基準財政収入額は、地方消費税交付金が増加しました。これらの結果、普通交付税は、前年度比2,800万円の増となりました。特別交付税も、ダイオキシン対策等の増額等により前年度比6,200万円の増となり、交付税全体では、前年比9,100万円増の15億1,000万円となっております。ただし、ダイオキシン対策経費の保留分が1億700万円ありますので、こんな点は御理解もいただきたいというふうに思います。

これ以外の歳入で、前年に比較して増減の大きなものとしたしましては、地方消費税交付金、平成26年4月からの消費税引き上げに伴い、地方への配分が1%から1.7%に引き上げられたことから、前年度比3,100万円、20.2%の増となりました。逆に、自動車取得税交付金は、消費税の改定に合わせた、自動車取得税の税率が引き下げられたため、前年比1,300万円、63.9%の減となりました。分担金負担金は、前年度比9,500万円、67%の減となりましたが、これは、平成25年度に田畑公民館建設に伴う地元負担金が約1億円あったことによります。一方で、繰入金は131.9%の大きな増となっております。これは、広域消防分担金など資金需要に対応するため、財政調整基金から2億円取り崩したことによるものであります。

次に、財政状況であります。

財政力指数は0.58で、前年度と同数となりました。財政力指数は、平成20年度をピークに下がってきておりますが、これは、ここ数年、基準財政収入額の伸びが小さい上に、それ以上に基準財政需要額が伸びが大きくなっているためと考えております。

経常収支比率は78%で、昨年度に比べて4.5ポイント悪化しました。これは、扶助費につきまして、地域生活支援事業や前年度児童手当負担金過充当分などで8,900万円の増、国保会計の繰り出して6,700万円の増と特殊需要による増があったため、数値が悪化したものであります。こういったものがなければ、通常の73.8%、こんな数値となっております。

次に、健全化判断比率の四つの指標であります。いずれも基準値以下であります。今後数年は、人口増加対策などの施策により、厳しい財政状況が見込まれますが、引き続き健全財政を維持しながら、村政運営に当たってまいりたいと考えております。

現在の村の財政状況は、健全の中で運用ができていますとは考えております。しかし、年々厳しくなっておりますので、より一層、気を引き締めてやっていかなければならないと考えておるところであります。

こういったことの全体的な部分を評価していただいた発表がありました。一般社団法人金融財政事情研究所から、よい自治体とは何かという冊子が発刊されました。ことしの7月だと思えます。これは、人口1人当たりの自主財源や自主財源比率等の財政分析、人口動態予測等から、全国の地方自治体の現在と将来を考察した内容

となっておりますが、現時点の我が村のランキングは、県下で第6位、全国で1,742の自治体の中で312位と評価されております。この中で、将来展望もされております。2040年時点での予測では、県下では第1位、全国でも109位という高い評価をいただきました。今後も、安定的に持続的な自治体として、さらに発展していきけるよう努力してまいります。

本定例会に提出いたしました議案は16議案であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 次に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成27年5月分から平成27年7月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

これから議案の上程を行います。

なお、質疑、討論等の発言は、簡明に行い、議題外にわたり、あるいは議案の趣旨を超えないように発言をお願いしたいと思います。

議案第1号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

今年度から、社会保障税番号制度が開始されるに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、住民登録のある全ての住民の皆さんに対しまして、個人番号が付与されることとなります。

本案は、この個人番号を通知するために交付される通知カードにつきまして、これを紛失等してしまった場合に、再度、通知カードを交付する際に生ずる費用につきまして、個人に御負担をいただくため、通知カードの再交付手数料の額を新たに定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第1号につきまして細部説明を申し上げます。

この条例につきましては、村長の提案理由にございましたように、番号法の施行により、交付されます個人番号の通知カードを個人の瑕疵により紛失等してしまっ

た場合に、再度、通知カードを交付する際の費用を紛失してしまった方に御負担いただくというために、通知カードの再交付手数料の額を定めるものでございます。

それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

南箕輪村手数料徴収条例の一部改正につきまして、別表中の第11項の次に、次の1項を加えるとするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、3ページの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

改正後のアンダーラインの部分でございます。

11項の2といたしまして、事務でございますが、番号法の規定による省令の規定に基づく通知カードの再交付となります。ただし、次に掲げる場合は除くことといたしまして、1号以下、次のページの4ページにかけましての4号までの村または地方公共団体情報システム機構の過失等によりまして紛失した場合等については、適用を除外するとするものでございます。

続いて、名称につきましては、通知カード再交付手数料といたしまして、手数料の額を500円と規定いたしまして、この項を新たに加え、改正をするものでございます。

1枚戻って、1ページをごらんいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成27年10月5日から施行をとするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号「南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、平成25年度に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が交付され、この法律の中で、個人番号が付加された個人情報は、特定個人情報としてより厳密な管理が求められておりますので、現在の個人情報保護条例の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

平成25年に交付されました、いわゆる番号法の中で、個人番号が付加されました個人情報、特定個人情報と規定され、より厳格な管理が求められておりますので、現在の南箕輪村個人情報保護条例の中で、この特定個人情報の扱いを新たに規定するとともに、他の条文につきましても、国の法律に合わせ再製するものであります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案9ページをごらんください。

まず、新たに目次を追加し、章立てといたしました。第1章、総則といたしまして、第1条、目的では、個人情報の位置づけを明確にし、第2条の用語の意義では、番号法で位置づけられましたそれぞれの用語につきまして、10ページにわたってになりますけれど、（1）及び（4）から（9）まで、新たに明記をいたしました。

11ページの第2章、個人情報の収集等の制限では、9条におきまして、個人情報と特定個人情報を区別し、規定し直しました。

12ページの第10条で、保有特定個人情報の利用の制限を新たに加えまして、第1項で、個人番号が付されました特定個人情報は、収集した目的以外の利用を禁止しております。ただし、第2項におきまして、人の生命、財産の保護のため必要がある場合に限って利用できることとし、第3項では、本人への通知を規定しております。

13ページの第11条から第15条までは、条ずれに伴う改正であります。

第3章の開示、訂正及び利用停止におきましては、第16条、開示の請求におきまして、第1項では、個人情報から保有個人情報の開示に改め、第2項では、開示請求できるものに、本人の委任による代理人を新たに追加しております。14ページの第3項では、死者の個人情報に関する開示請求について、新たに規定をしております。

第17条、開示請求の手續におきましては、第16条で新たに加えた開示請求することができる者の確認について追加し、第3項では、開示請求書に不備があった場合の取り扱いについて規定しております。

16ページの第18条、開示義務におきましては、開示できない情報を不開示情報とし、その内容を第2項から第4項として追加いたしました。

18ページになりますが、第19条、部分開示におきましては、開示請求者以外の個人の権利、利益が害されるおそれがないときには、部分開示ができることを規定しております。

第20条では、裁量的開示について規定されております。

19ページに移りますが、第21条では、文言の整理を行いまして、第22条では、開示請求に対する決定の手續について規定しております。

20ページの第23条になりますけれど、開示請求された内容に、実施機関及び開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれている場合、当該第三者に意見書を提出

する機会を与えるということについて規定しております。

21ページ、第24条におきましては、条ずれと文言の整理を行いまして、第3項で、保有個人情報の開示を受ける者が提出すべき書類について規定しております。

22ページになりますが、第25条から、26ページ、第33条におきましては、開示された内容に誤りがある場合の訂正の請求や利用停止等の請求について、文言の整理を行うとともに、死者の情報に関する件を新たに追加しまして、利用を停止する内容について細分化しております。

28ページからは、第4章、不服申立ての章としまして、第35条では、申し立てがあった場合、審査会へ諮問しなければいけないことを新たに規定し、29ページの第36条及び第37条において、その取り扱いについて規定しております。

第38条以下は、条ずれに伴う改正と文言の整理が主であります。

それから、30ページ、第40条では、統計報告調整法が廃止になりましたので、それに伴う改正をしております。

また、第41条からは、条ずれによる改正となります。

議案8ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成27年10月5日から施行するというものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号「南箕輪村環境の保全に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村環境の保全に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、新たに地下水の保全に関する規制、許可、届け出等の事項を規定するとともに、同類の環境関連条例である南箕輪村公害防止条例を見直し、新たに振動規制に関する事項を追加した上で、本条例に引き続き、統合するため、改正をするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第3号につきまして細部説明を申し上げます。

この条例につきましては、地下水の保全に関する規制等の事項を追加し、規定するものと、公害防止条例を見直しいたしまして、振動規制に関する事項を追加した上で、本条例に引き継ぎ、統合するために改正をするものでございます。

議案書の5ページの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

目次でございますが、改正後のアンダーラインの部分のありますとおり、第5章を地下水の保全、第6章を公害の防止としまして、改正前の第5章、雑則と、第6章、罰則をそれぞれ第7章と第8章としまして、条ずれに伴うそれぞれの章の各番号を繰り下げ、改めるものでございます。

おめくりをいただきまして、6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第2条の定義に、新たに第8号から第13号までの地下水、井戸、公害、騒音と特定施設、特定事業所の定義を定めるものでございます。

その下の10条の2では、事業者の努力義務について定めるものでございます。

それから、7ページの第41条では、今回の条例改正に合わせて、文言の整理と、市町村協会におきまして排水を接続している公共下水道の設置者の市町村名に箕輪町を追加し、改めるものであります。

続いて、第5章は、地下水の保全にかかわる条項となりますが、新たに追加するものでございます。

第45条から1枚おめくりをいただきまして、8ページ、9ページにかけましての51条までが、地下水採取の規制、許可、届け出、変更の許可、施設の廃止等、地下水の保全にかかわる事項を規定するものでございます。

なお、以上の規定にかかわる基準及び許可申請、届け出等に関する事務手続の具体的な内容につきましては、規則に委任をしまして、規則で定めるものでございます。

続いて、9ページからの第6章につきましては、公害の防止にかかわる条項となります。公害防止条例の見直しを行いまして、公害の種別による規制対象施設ごとに、重畳して規定をされておりました届け出、勧告、命令等の条文を整理、集約いたしまして、現行の内容を引き継ぐ形となっております。

第52条から1枚おめくりをいただきまして、10ページ、11ページにかけましての第61条までが、規制基準の設定、基準の遵守、特定施設の届け出、指導、勧告、命令等、公害防止にかかわる事項を規定するものでございます。

なお、以上の規定にかかわります規制基準及び届け出等に関する事務手続等の具体的な内容につきましては、従来どおり、規則に委任をいたしまして、現行の内容を引き継ぎ、規則で定めていくとするものでございます。

第7章以下、おめくりをいただきまして、12ページの第66条までのアンダーラインの部分でございますが、これは、章が追加になったことと、条ずれによります章番号と条番号を繰り下げ、改めるものでございます。

第66条の第1項第3号及び同条第2項第2号につきましては、現行の公害防止条

例の罰則に規定をしております内容を引き継ぎ、加えるものでございます。

それから、これ以下も号番号及び条番号のアンダーラインの部分は、号ずれ及び条ずれによります番号の繰り下げ改正をするものでございます。

それでは、戻って、4ページのほうをごらんいただきたいと思います。

附則の1といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。2の経過措置であります。この条例施行の際、現に地下水を採取するため井戸を設置し、または設置するためにこれに着手している者は、この条例の施行後90日以内に規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならないといたしまして、既存の井戸の状況を把握するものでございます。3といたしまして、南箕輪村公害防止条例は廃止するとするものと、4の経過措置といたしまして、この条例の施行の際、南箕輪村公害防止条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすとするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

お尋ねしたいので、今、挙手をいたしました。7ページの46条の（2）のところ、横井戸を掘削する者とありますが、現在、本村において、横井戸の実態はどのような状況になっているか、御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 横井戸の状況把握でございます。

実際には、この実態は正確には把握できてございません。また、今後、井戸調査とあわせまして、また把握に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第4号「南箕輪村議会の議決すべき事件に関する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村議会の議決すべき事件に関する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、定住自立圏構想により、中心市との間で定住自立圏形成協定を締結する際には、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決が求められておりますので、この協定を議会の議決事件とする条例を制定するものであります。

よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） この議案は、提案理由により説明されておりますので、細部説明は省略いたします。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第5号「平成26年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第6号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第7号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第8号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第9号「平成26年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第10号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号から議案第10号につきましては、平成26年度各会計の決算に関する6議案であります。一括して提案理由を申し上げます。

南箕輪村一般会計、南箕輪村介護保険事業特別会計、南箕輪村国民健康保険特別会計、南箕輪村後期高齢者医療特別会計、南箕輪村水道事業会計、南箕輪村下水道事業会計につきまして、平成26年度の決算の調整が済み、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の審査を受けましたので、議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要につきましては、この後、会計管理者及び建設水道課長から、細部につきましては、審査の際、担当課長及び担当係長から説明を申し上げます。よろしく御審議をいただき、認定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 決算概要について説明を求めます。

小澤会計管理者。

会計管理者（小澤 久人） それでは、議案第5号から第8号までの平成26年度の各会計の決算の概要について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります資料の桃色の薄い冊子、決算調書をごらんください。

目次をめくっていただきまして、1ページをごらんください。

一般会計及び特別会計の決算の概要についてまとめてございます。そちらに沿って説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、この調書に示してあります数値ですが、それぞれの調書により単位が異なっております。また、端数処理の関係で、末尾1けたの数字が一致しない箇所もありますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、1の一般会計から説明申し上げます。

平成26年度当初予算は、伊那消防署・上伊那広域消防本部建設に伴う負担金の増や南原住宅団地の焼却灰処理委託などの事業が重なり、57億8,000万円と、過去最大の予算規模となりました。引き続き、経ヶ岳バーティカルリミット、南箕輪村の日シンポジウム、地方創生にかかわる対応等により、最終予算額は63億2,728万7,000円となりました。

歳入決算総額ですが、63億1,688万8,000円、前年度対比3億8,542万6,000円、6.5%の増となり、歳出決算総額は58億5,848万6,000円、前年度対比4億8,427万円の9.0%の増となりました。この結果、歳入歳出差引残高は4億5,840万1,000円となりました。

(1)の歳入であります。

村税収入は20億9,371万6,000円で、前年度対比9,738万9,000円、4.9%増となりましたが、村税が歳入総額に占める割合は、前年度より0.6ポイント低下しまして、33.1%となりました。

村税のうち、個人村民税ですが、6億9,656万3,000円で、前年度対比1,526万2,000円、2.2%の増となりました。法人村民税は2億5,909万7,000円で、前年対比7,199万2,000円、38.5%の増となりました。

固定資産税は9億3,054万3,000円で、前年度対比1,695万1,000円、1.9%の増となり、村税収入全体の44.4%を占めていますが、前年度対比1.4ポイントの減となりました。

軽自動車税と村たばこ税等を加えた普通税の徴収率は、現年度分が98.8%で、前年度対比0.5ポイントの増、滞納繰越分が24.3%で、前年対比3.5ポイントの増、全体では94.7%で、前年度対比0.7ポイントの増となりました。

次に、(2)歳出であります。

歳出は、増減の比率だけで比較すると、消防費が前年度対比で1億4,149万2,000円、44.8%の増で、前年に引き続き最も増加率が大きく、次いで、農林水産業費が3,443万4,000円、20.6%の増となりました。これらの要因としまして、消防費が、伊那消防署・上伊那広域消防本部建設負担金、消防広域化に伴う負担金によるもの、農林水産業費では、大泉所ダム取水施設改修工事、県営農道整備の負担金によるものが上げられます。

一方、減少した費目としましては、商工費が前年度対比で1,806万7,000円、17.2%の減、次いで、総務費が8,099万9,000円、8.9%の減となりました。主な要因としましては、商工費では、大芝荘及び大芝の湯の改修工事が終了したこと、総務費では、庁舎増改築に伴う工事が終了したことによるものです。

なお、歳入歳出決算の前年度の比較につきましては、この調書の12ページに款別決算比較表をお示ししてありますのでごらんください。

次に、（3）村債であります。

村債は、一般単独事業債、そのうちの消防・防災施設整備事業債でございますけれども、1億4,000万円、学校教育施設等整備事業債2,130万円、臨時財政対策債3億2,583万6,000円、緊急防災・減災事業債、これは消防救急無線デジタル化整備事業のものでございますが、6,310万円、全国防災事業債2,520万円を借り入れました。元金3億5,035万6,000円を償還しまして、年度末残高は44億5,963万7,000円となりまして、前年度末より2億2,508万円の増となりました。

村債の詳細につきましては、この調書の38ページから42ページに村債明細をお示ししてありますのでごらんください。

次に、（4）基金であります。

基金は、資金調整のため、財政調整基金を2億円、人材育成派遣研修旅行事業等の財源として、人づくり基金295万円を取り崩しました。

積み立てですが、財政調整基金に1億413万8,000円、福祉基金に7,000万円、大芝高原温泉関連施設整備基金に500万5,000円、学校改築基金に3,007万3,000円、減債基金に28万3,000円を積み立てました。

土地開発基金は、近年では公共用地の先行取得がなく、役割を終えたものとして廃止しました。これは、昨年4月議会定例会で承認をいただいたものであります。

基金の状況につきましては、この調書の25ページから37ページに基金明細としてお示ししてありますのでごらんください。

次に、（5）の主要事業であります。

特徴的なものを申し上げます。

ソフト事業としましては、子育て・教育・文化では、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に対する対応のため、事業計画の策定と事務システムの構築、また学校関係では、小中学校の学習支援のための教育用ソフトの購入などを行いました。

健康・福祉では、風疹による胎児への影響を避けるため、妊娠を希望する女性とその家族に、予防接種の費用を補填しました。また、ボランティアによる高齢者・障害者の生活支援のため、まっくん生活支え愛事業などを実施しました。

自治・協働では、昨年に引き続き、平成28年度から平成37年度までの10年間の村の基本計画であります第5次総合計画づくりを第3期村づくり委員会の皆さんとともに進めています。ほかには、イメージキャラクターまっくんをデザインとした原動機付自転車のナンバープレートを作成しました。また、小学校就学前の児童に対して、南信交通災害共済に加入を希望する際に、小学校就学前の児童の分を費用負担しました。

生活・環境では、前年度に引き続き、巡回バス運行事業、住宅用新エネルギー施設補助事業、住宅リフォーム事業などを実施しました。

産業・交流では、多面的機能支払交付金事業としまして、地域の水路維持等の活動に対して、その費用の一部を交付しました。また、大芝高原味工房の新しいメニュー、ジェラートのための保冷ケース導入などを実施したところであります。

続いて、ハード事業ですが、子育て・教育・文化では、保育園児数の増加に対応するため、中部保育園、西部保育園の増改築の設計業務を委託しました。また、昨年、用地の取得をいたしました南部保育園の園庭の整備をしました。学校関係では、南部小学校は、特別支援教室と職員室の増築、それから、地震による天井落下防止対策としまして、南部小と南箕輪小の吊り天井の撤去と改修などを実施しました。

健康・福祉では、障がい者生きがいセンターの改築工事を実施しました。これは、障害者が使いやすい多目的トイレへの改修と、スペース有効利用のためのショートステイの配置を見直したものであります。

自治・協働では、伊那消防署・上伊那広域消防本部の建設による負担金のほか、塩ノ井地区の小型動力消防ポンプ付積載車が、耐用年数を大きく超え、傷みが激しくなったことによる更新事業などを行いました。

生活・環境では、南原地区の中央自動車道西側道路の側溝の雨水排水処理のため、調整池整備事業を実施しました。通学路交通安全対策としまして、昨年に引き続き、グリーンベルト舗装を実施し、学校の周辺から順次拡大し、実施をしております。ほかに、地区計画事業等による道水路整備などを実施しました。

産業・交流では、信州大学農学部西側の県営農道整備事業に係る事業費の一部負担、大芝の湯厨房排水管改修工事を実施しました。

次に、(6)の繰越明許費であります。

繰越明許費につきましては、第2回定例会において承認をいただきましたが、プレミアム商品券に係る地域消費喚起・生活支援型事業、デジタル防災行政無線沢尻再送信子局増設工事のほか12事業8,692万9,000円が、年度内に支払いが終わらない見込みとなったため、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越しをさせていただきました。

事業の内訳につきましては、列挙してあるとおりでございます。

以上、一般会計についての説明とさせていただきます。

次に、特別会計について説明申し上げます。

2の介護保険事業特別会計であります。

歳入決算額は8億8,620万5,000円で、前年度対比6,095万5,000円、7.4%の増となりました。主なものは、保険料が1億8,312万円、国庫支出金1億8,839万6,000円、支払基金交付金2億4,172万2,000円、県支出金1億1,915万2,000円、繰入金1億2,270万1,000円となっています。

歳出決算額は8億6,862万2,000円で、前年度対比6,954万9,000円、8.7%の増と

なりました。うち、保険給付費が8億2,284万7,000円で、歳出の94.7%を占め、前年度対比5,692万8,000円、7.4%の増、地域支援事業費が1,468万7,000円、前年度対比193万5,000円、15.2%の増となったところであります。

この結果、歳入歳出差引残高は1,758万3,000円となりました。

年度末の第1号被保険者数は3,316人で、前年度末対比131人の増加となりました。続きまして、3の国民健康保険特別会計であります。

歳入決算額は13億4,051万2,000円で、前年度対比7,271万5,000円、5.7%の増となりました。歳入の基本となる保険税は2億8,808万3,000円で、185万7,000円、0.6%の増となりました。

繰入金は9,206万8,000円となりました。

徴収率ですが、現年度分95.1%、滞納繰越分24.1%、全体では84.4%、前年度に比べまして0.5ポイントの増加となりました。また、応能・応益の比率ですが、56対44となっております。村長の挨拶でもございましたが、住民税の収入済額が増加したことからも、個人の所得が増加して、応益部分が増加したと考えられます。

保険税以外の主な収入では、国庫支出金7,324万5,000円、前期高齢者交付金3億6,846万3,000円などです。

歳出決算額は13億2,535万9,000円で、前年度対比9,150万円で、7.4%の増となりました。保険給付費は8億9,658万9,000円で、歳出総額の67.6%を占めており、前年度対比5,433万8,000円、6.5%の増となりました。

この結果、歳入歳出差引残高は1,515万3,000円となりました。

年度末被保険者数は3,425人で、内訳は、一般被保険者3,156人、退職被保険者が269人です。また、加入世帯数ですが、2,000世帯となっています。なお、被保険者数や世帯数につきましては、年度中に増減がありますので、必ずしも増減の傾向を示すものではございません。

最後に、4の後期高齢者医療特別会計であります。

歳入決算額は1億1,031万5,000円で、前年度対比869万1,000円、8.6%の増となりました。主な収入は、保険料が8,542万円で、前年度対比680万1,000円、8.7%の増となりました。

歳出決算額は1億875万7,000円で、前年度対比867万3,000円、8.7%の増となりました。このうち、後期高齢者医療広域連合納付金が1億842万5,000円で、歳出の99.7%を占め、前年度対比871万5,000円、8.7%の増となりました。

この結果、歳入歳出差引残額は155万7,000円となりました。

徴収率は99.6%で、年度末被保険者数は1,640人で、前年度対比23人の増となりました。

以上が、平成26年度歳入歳出決算額の概要についての説明となります。

決算書、主要施策成果説明書及び決算書添付書類等を御確認いただきまして、詳細につきましては審査の際に御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

なお、決算書添付書類は、決算統計の作成ルールに基づき作成されております。性質の区分の違い等により、決算書とは一部集計数字と違うところがございますが、あわせて審査の際に御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

これで、一般会計及び特別会計の決算概要についての細部説明を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） 続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算概要について説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第9号、平成26年度南箕輪村水道事業会計の決算の概要について御説明をいたしたいと思っております。

お手元に配付の主要施策成果説明書及び決算書添付書類をご覧いただきまして、その58ページをお開きいただきたいと思います。

まず、（1）としまして、総括的事項でございます。

イの一般事項でございますが、平成26年度の年間総配水量は約166万トン进行配水しまして、有収水量は約130万4,000トン、有収率は78.5%でした。昨年に比べ、有収配水量は、給水戸数の増加に比例しまして、4.6%の増加となりました。配水量が減少した要因といたしましては、節水型トイレの普及、それから老朽化した配水管の修繕、それから各家庭におおての水道施設の修繕等によりまして、漏水の減少が考えられます。

続きまして、工事の関係ですが、資本投資の改良工事といたしましては、大泉地区で石綿管の布設替工事、また田畑地区で単独の第一工区水道管布設替工事、それから下水道の管渠工事に伴う水道管の補償改良工事、また計量法の定めによります8年を経過する水道メーターの交換工事、それから北殿地区におきます減圧弁の取りかえ工事を行いました。また、中央監視操作施設更新実施設計及び施工監理業務に着手し、南原配水池の耐震診断業務を行ったところであります。耐震診断の結果といたしましては、緊急な修繕は必要ないという結果が出ております。また、過去からの水道施設、配水施設の情報記録を紙ベースで行って行っておりましたが、これをコンピューター化するというこことで、水道情報管理システム、水道GISと言われておりますが、この構築業務を行ったところであります。

ロの決算の状況です。

平成26年度の収入でありまするが、水道事業収益は2億3,996万5,718円でありました。それに対して、事業費用につきましては1億8,156万4,760円でございます。消費税及び地方消費税485万3,300円を差し引いた2,424万6,200円が、26年度の税抜き純利益となったところであります。

水道事業収益の内訳といたしましては、営業収益が2億3,849万5,524円、営業外収益が147万194円であります。営業収益の主な財源であります給水収益は2億2,496万1,905円、昨年に比べまして307万865円、1.3%の増収でありました。営業

外収益につきましては、企業会計制度の見直しによりまして、長期前受金戻入が加わったことにより増収となっております。

水道事業費用の内訳といたしましては、営業費用が2億3,687万9,800円で、2,614万2,981円、12.4%の増、営業外費用が763万4,990円で、51万3,466円、7.2%の増となりました。特別損失は104万8,999円であり、予備費の執行はありませんでした。

資本的収入は877万3,000円、資本的支出は7,579万7,294円で、差し引きの不足額6,702万4,294円は、過年度分損益勘定留保資金5,964万8,942円と現年度の消費税及び地方消費税資本的支出調整額737万5,352円で補填をいたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律におけます財政指標、資金不足比率につきましてはゼロとなっております。

以上が、26年度の水道事業会計の概要報告となります。

続きまして、下水道事業会計の概要報告をいたしたいと思えます。

同じ冊子の71ページをお開きいただきたいと思えます。

まず最初に、総括的事項といたしまして、南箕輪村下水道事業は、平成3年度から積極的な整備に努めてまいりましたが、平成23年度以降は、一通りの管渠の面的整備が完了し、施設の維持管理と下水道事業計画区域内の住宅等の建築に伴う新たな管渠整備に事業運営が変わってまいりました。農業集落排水処理場、いずみ苑を廃止しまして、下水道事業費用において、管理の運営費の節減に努めてきた1年でありました。全国的には、節水機の普及や人口減少傾向などにより、水需要が減少する中で、当村におきましては、処理区域内人口で68人、水洗化人口では111人の増がありまして、下水道使用料収益は増収となっております。

普及の状況であります。

建設改良工事の進捗に伴い、村人口1万5,058人に対し、処理区域内人口1万4,787人、普及率98.2%となりました。処理区域内人口に対し、水洗化人口は1万2,622人で、水洗化率は85.4%となりました。

処理上の稼働状況といたしましては、有収水量は137万7,239立方メートルで、昨年と比べ、2,760立方メートルの増加となっております。浄化センターの1日の最大処理水量が4,275立方メートルで、6,000立方メートルの能力に対し、71.25%の稼働状況となっております。

続きまして、建設改良であります。

建設改良工事のうち管渠布設工事については、新たな宅地造成に伴う水洗化のための管渠接続工事の整備を行いました。また、浄化センターの長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事に着手をいたしました。平成26、27年度で、処理上の汚泥のかき寄せ機の修繕を予定しておりましたが、汚泥の下の汎用コンベアーに緊急修繕が必要となり、長寿命化修繕計画の実施年度を変更して実施することといたしたため、施設修繕工事に伴う起債の借り入れ及び支出はありませんでした。

次のページになります。

会計及び経理の状況であります。

収益的収支は、消費税抜きで、収入 6 億 4,817 万 2,489 円に対し、支出 6 億 4,915 万 6,666 円となり、消費税及び地方消費税 1,584 万 3,400 円を除いた、差し引き 1,485 万 9,223 円の純利益となりました。

内訳としまして、今度は消費税込みとなりますが、営業収益で 2 億 5,523 万 3,476 円、営業外収益で 4 億 1,077 万 2,624 円となり、営業収益の主な財源となる下水道使用料で 2 億 5,448 万 1,109 円、前年度と比較して下水道使用料は 1,034 万 8,417 円 4.2% の増収となりました。営業外収益の主な財源は一般会計からの補助金で 2 億 1,787 万 7,000 円となっております。

下水道事業の費用に対しましては、営業費用が、管渠費 685 万 8,596 円、処理場費 6,701 万 1,224 円、総係費 2,723 万 728 円、減価償却費 3 億 8,590 万 9,222 円、資産減耗費ゼロ円、営業外費用が、支払利息 1 億 5,554 万 470 円、特別損失で 120 万 6,588 円となっております。

資本的収支は、総収入 1 億 6,958 万 5,550 円に対し、総支出額 3 億 8,389 万 8,320 円で、不足額 2 億 1,431 万 2,770 円は、当年度分損益勘定留保資金 2 億 787 万 2,821 円及び過年度分の損益勘定留保資金 643 万 9,949 円で補填をしております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律におきます、財政指標となっております資金不足比率についてはゼロとなっております。

以上、下水道事業会計の概要報告とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 以上で、議案第 5 号から議案第 10 号までの説明が終わりました。

ここで、決算審査の結果について、監査委員から報告を求めます。

原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） 代表監査委員の原です。よろしくお願ひいたします。

最初に、大変申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。

お手元の平成 26 年度南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況並びに健全化判断比率等の審査意見書の 2 ページでございます。

(2) 歳入歳出の概要の 2 行目の最後の部分、率で 5.6% の増となっておりますが、これを 6.5% に御訂正をお願いいたします。それから、3 行目の中ほど、6.7% の増とありますが、これを 9.0% に訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは、平成 26 年度南箕輪村各会計決算審査の結果を御報告申し上げます。

お手元の平成 26 年度南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況並びに健全化判断比率等の審査意見書をごらんください。

この決算審査意見書は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、都志監査委員と合意のもとに作成した意見書でございます。

で、私が代表して御報告申し上げます。

では、1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、審査の概要ですが、(1)にありますとおり、平成26年度の南箕輪村一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの6会計について、7月13日から8月10日までの間で、11日間をかけて実施をいたしました。

その方法につきましては、村長から提出されました関係書類及び監査委員から提出を求めました調書に基づき、(3)の①から④について、会計管理者及び各課長、係長から説明を聴取しました。また、例月の出納検査や昨年11月に実施された定期監査の審査結果も参考にし、工事の実施状況について、現地調査もあわせて行いました。

その結果でございますけれども、審査に付された一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算書、附属書類の各計数は、関係帳簿、証書類と照合の結果、審査した範囲では特に誤りが認められず、おおむね適正に処理されたものと認定をいたしました。また、公有財産に関しても、調書及び基金の運用状況についても誤りは認められず、適正な管理がなされているものと認定いたしました。

2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページ以降には、審査の意見及び決算状況を前年と対比しながら表にしてあります。ご覧をいただきたいと思います。

先ほど、会計管理者、また建設水道課長から決算の概要について報告がありましたので、数値等については一部省略いたします。またダブる面があるかと思っておりますけれども、お聞き及び願います。

一般会計から申し上げます。

一般会計の主要事業につきましては、従来 of 事業に加え、そこに記載してありますような新しい事業、取り組みが行われております。

歳入歳出の状況でありますけれども、歳入総額が63億1,688万7,584円で、前年に比べて6.5%の増、歳出総額が58億5,848万6,213円で、前年に比べて9.0%の増となっています。差引残額は4億5,840万1,371円ということで、前年度決算と比較すると1億円ほど減という決算になっております。

3ページに入ります。

まず、歳入面ですが、税収を昨年に比べてみますと、法人村民税が38.48%と大幅に増加しております。これは、大企業を中心として景気が上向いてきていることが要因かと思われます。村税全体では、たばこ税と入湯税は減少したものの、前年に比べ9,738万9,149円増の20億9,000万円余となり、この傾向が続くことを願うものであります。

歳出につきましては、昨年と比較して、民生費、農林水産業費、消防費、教育費などが大きく増えております。これは、伊那消防署建設に伴う負担金の増、南原住宅団地の焼却灰処理委託料、南部小学校の教室棟増築工事、多面的機能支払事業の

増加などが要因となっております。

次に、村債でございますけれども、年度末残高が2億2,508万409円増の44億5,963万8,138円で、率にして5.32%増加したという結果になっております。

次に、基金であります。基金の取り崩しは1億5,829万8,951円であり、積み立ては1億1,192万8,285円でありました。なお、年度末残高は4,637万666円減の32億3,843万4,114円となっております。

次に、4ページをごらんください。

財政状況であります。数値的にはおおむね健全な数値を示しております。今後も、保育園、学校建設など、大型事業が続くこともあり、大変厳しい状況ではあると思っております。より一層の努力を望むものであります。

次に、5ページの収入未済額の関係でございますけれども、前年と比較をしますと、1,445万円余減少となっております。不納欠損額は365万円ほど増加しております。不納欠損については、やむを得ない面がありますが、引き続き徴収業務に努力をしていただきたいと思います。

次に、6ページでございます。

現地調査の結果については、そこに記載してあります箇所を調査した結果、おおむね適正に処理をされておりました。

次に、7ページからの特別会計についてでございます。

介護保険事業会計につきましては、約8億9,000万円と年々規模が大きくなっており、収入未済額が、昨年に比べ185万円余り増の380万円ほどになっております。内容を見ますと、介護保険の利用者が直接納税者であるという難しい問題もありますけれども、徴収業務については一層努力をしていただきたいと思います。

国民健康保険についてですが、収入未済額は、昨年に比べて3.7%の減となっております。歳出については、保険給付も年々増加しており、国保会計も圧迫しております。健康指導など各種施策を行っていただいております。保険税の見直しも難しい面があるかと思っております。抜本的な検討を望みます。

次に、後期高齢者医療会計についてですが、保険料の徴収状況については、収入未済が29万円余、収納率も98.9%と高く、今後もこの水準を維持していただきたいと思います。

次に、10ページから公営企業会計に入らせていただきます。

まず、水道事業会計につきましては、収益的収支については3,162万1,452円の利益となっており、消費税を除く当年度純利益も2,424万6,200円と、おおむね良好であるという判断をいたしました。水道料金の滞納処理についても、過去の大口滞納者について、不納欠損とならないよう努力されており、今後も一層の努力をされたいと思っております。また、有収率についても78.6%と、昨年に比べ4.6ポイント増加しており、さらなる対策、対応をお願いしたいと思います。

次に、11ページの下水道事業会計でございます。

26年度は、収益的収支は1,139万1,872円の収益となり、消費税を除く当年度純利益も1,485万9,223円と、黒字決算となっております。しかし、今後は、下水道管の耐震化や終末処理場の長寿命化計画による再整備も必要となり、企業債残高も64億6,000万円余あり、平成34年の償還のピークに向け、まだまだ厳しい状況が続きますので、計画的な資金運用に努められたいと思います。

また、水洗化率は85.4%と、年々向上はしていますが、これからも未接続世帯に対し、早期接続の推進に努力を願いたいと思います。

受益者負担金や使用料の滞納処理につきましても、不納欠損とならないよう、さらなる努力を望むところであります。

最後になりますが、15ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見でございます。

これにつきましては、ごらんいただきますように、審査の対象、審査の期日、審査の手続を記載させていただきました。審査においては、健全化比率の算定基準となる事項を記載した書類を確認しましたが、いずれも適正に処理されております。

また、16ページの水道及び下水道事業ですけれども、この関係についても、資金不足比率はゼロとなっております、この算定の基準になる事項を記載した書類も、いずれも適正に作成していると認められました。

以上が報告の内容でございますが、このほかに事務的指導事項につきましては、口頭でお伝えしてありますので、申し添えておきます。

以上で、審査報告を終わります。

議長（原 悟郎） 以上で、審査の結果報告を終わります。

お諮らいたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第10号までにつきましては、質疑を省略し、総務経済常任委員会に付託したいと思いますが御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第10号までは、総務経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第11号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第11号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、普通交付税及び繰越金等の額の確定によるものが主なものであります。

歳出では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した保育園運営事業及び観光振興事業のほか、村道2038号線改良工事、中学校駐車場整備工事、学校改築基金積立金の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,117万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億4,578万2,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 議案第11号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」の細部説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により主なものにつきまして御説明を申し上げます。

歳出から先に御説明させていただきますので、予算書案の19ページをごらんください。

初めに、2款、総務費でございますが、1項3目、0220財政管理事務で、ふるさと納税としての寄附金収入の増と村内製品の消費拡大を図っていくため、お礼品の拡充、また業務委託のための経費を追加させていただくものでございます。

次の12目、0242地域づくり推進事業では、村を本拠地といたしますVチャレンジリーグのバレーボールチーム、VC長野トライデンツの御協力をいただき、村のイメージキャラクター、まっくんとのコラボによりましてバレー教室を開催する企画を、長野県の地域発元気づくり支援金事業に申請をしておりましたところ、第2次の採択となりましたので、関係の経費を計上させていただくものでございます。

次の17目、0208情報管理事業では、マイナンバー制のシステム整備のうち、上伊那情報センター広域連合での整備以外、村単独でのネットワーク構築に係る委託料でございます。

次の3項1目、次のページになりますが、0265戸籍住民基本台帳事務でございます。10月5日から交付が始まります個人番号の通知カードについて、万一再交付の必要が生じた場合に、地方公共団体情報システム機構への負担金が発生いたしますので、1件分を計上させていただくものでございます。

次の5項6目、国勢調査事務では、今回の調査から、病院等の施設におきまして、調査を委託するということが可能になりました。二つの調査分につきまして、調査

員による調査から委託による調査に変更いたしまして、経費を組み替えるものでございます。

おめくりをいただきまして、3款、民生費でございます。

まず、1項1目、0301社会福祉総務事務の13節です。本年度実施をすることとしております地域福祉計画の策定につきまして、同種の計画づくりに実績のある業者に委託をするべく、選定を進めてまいりましたが、全国的にこの計画づくりが行われていること等によりまして、見積もりの聴取に応じる業者がないという状況がございました。ここになりまして、受託できそうな業者がある様子になってまいりましたので、この事業の中身の見直しも行った上で、今年度と来年度の2カ年継続事業にさせていただき、改めて取り組んでまいりたいと思います。そこで、新たに本年度分として見込む金額と原型予算額との差額110万円を減額させていただくものでございます。

次の0360未熟児養育医療費給付事業、次の0361臨時福祉給付事務、さらに、その次の3目、0316高齢者福祉総務事務につきましては、前年実績の確定による増減でございます。

次の2項1目、0330児童福祉総務事務でございますが、今議会冒頭、村長挨拶の中で申し上げました多子世帯応援クーポン事業のクーポン券の交付申請書の発送につきまして、県から村のほうに協力の要請がございましたので、郵送料を計上するものでございます。なお、全額が、県から委託金として交付されるものでございます。

次の2目、0340保育園運営事業は、地方創生先行型の上乗せ交付を見込んだ、保育園絵本読み聞かせ推進事業に係る絵本代等600万円でございます。

おめくりいただきまして、4款、衛生費の1項2目、0408墓地公園事業は、歳入に新たに過年度分の管理手数料収入といたしまして1,000円を計上したことによる財源組み替えでございます。

次の2項2目、0411塵芥処理事業は、19節に南原焼却灰処理環境負担金として365万8,000円の追加をお願いいたします。処理処分を委託することになりました業者の所在する自治体では、搬入に当たりまして、1トン当たり1,000円の環境負担金を当該自治体の納付しなければならないという定めをしておりますので、追加計上するものでございます。

続きまして、6款、農林水産業費でございますが、1項3目、0605農業振興事業では、9節で、地域おこし協力隊員の選考に当たりまして必要となります旅費の追加を、また、19節では、それぞれ今年度の負担金、交付金の額が確定したことによる増減をお願いいたします。

次の5目、0631村単独土地改良事業も、本年度負担金額が確定したことによる増額でございます。

次の0644農地耕作条件改善事業は、国庫補助事業の採択がございましたので、大

泉上井水路に新たな沈砂池を設けるための設計委託料62万円を追加するものでございます。

次の2項2目、0652森林病虫害等防除対策事業でございますが、松くい虫被害木の伐倒駆除委託料として、当初予算で560万円を計上させていただきましたが、被害量が増加しておりますので、240万円の増額をお願いいたします。被害量がさらに増加いたしますと、駆除にかかる費用も莫大なものとなってまいりますので、今後の対応につきましては、森林協議会においても御協議をいただき、検討してまいりたいと考えております。

おめくりをいただきまして、0654間伐対策事業の19節、補助金でございますが、通学路の安全確保のため、支障木の伐採、枝落としを行おうとする森林経営者からの要望が多く、増額をお願いするものでございます。

続きまして、7款、商工費でございますが、1項3目、0703観光振興事業で、先ほど御説明をいたしました保育園絵本読み聞かせ推進事業と同様に、地方創生先行型の上乗せ交付を見込みまして、ふるさと名物開発支援事業の委託料として400万円の追加をお願いいたします。事業内容としては、イルミネーションフェスティバルやまっくんなどにちなんだ新たなお土産品の開発、これを商工会に、またコンテストの開催等により、伝統料理や地元農産物を生かしたご当地メニューの開発を村観光協会に、それぞれ委託実施する考えでございます。

おめくりいただきまして、8款、土木費でございますが、1項1目、0801土木総務事務は、当初、まっくん除雪隊協議会が、県の地域発元気づくり支援金事業を活用いたしまして、除雪機械等の整備も行い、除雪ボランティア活動の一層の促進を図っていかうということで、村も補助金を計上しておりました。この支援金事業が不採択となりましたので、減額をさせていただきます。しかし、迅速な除雪を行っていくためには、まだまだ除雪機械が足りない状況がございますので、次の2項1目、0803道路維持事業の18節で、地区への貸出用のロータリー自走式小型除雪機2台の購入費120万円の追加をお願いいたします。

次の2目、0806国庫補助道路改良事業でございますが、中の原橋の剥落防止対策工事をネクスコ中日本に委託をいたしまして、実施いたしますが、実施設計中で、材料の価格上昇等によりまして、委託料の額が当初見込みより大きくなりましたので、不足分を増額させていただくものでございます。

次の0808村単道路改良事業は、15節から22節まで、いずれも村道2038号線、田畑駅から北へ向かう村道の改良に係るものでございます。継続実施中の事業でございますが、前年度、平成25年度からの繰越事業として取り組みました用地取得に当たりまして、相続の手續の関係で、時間を要し、取得することができませんでした。結果、本年度予定をいたしました工事も未実施となっておりますが、このほど、相続の関係がなされ、売買契約を結べる見通しとなりましたので、工事費を減額し、用地補償費を改めて計上させていただくものでございます。

続きまして、9款、消防費の1項5目、0930防災対策事業の13節でございますが、防災行政無線局の定期検査につきましては、5年に1度ということで実施をすることとされておりますが、本年度がその年となります。当初予算で計上漏れとなつてしまいましたので、追加をお願いするものでございます。85万円でございます。

おめくりいただきまして、10款、教育費でございます。

1項4目、1006学校改築基金積立金でございますが、来年度予定しております施設整備に備えまして、1億円を積み立てさせていただきたいと思っております。

次の2項1目、1010南箕輪小学校管理事務の7節は、病気療養中の教職員の代替賃金でございます。

次の4目、1016南部小学校改築事業でございますが、南部小では、上下水道とともに、深井戸から組み上げた地下水を利用してありますが、このポンプが故障し、現在、地下水が利用できなくなっておりますので、改修工事費300万円をお願いし、早急に復旧をしたいと思います。

次の3項、中学校費では、3目、1023中学校改築事業で、13節に計上してあります特別教室棟増築工事の設計委託料を減額させていただきます。それとともに、15節で駐車場整備の工事費100万円の追加をお願いいたします。いずれも教育施設整備の見直しを行い、来年度、中学校の教室としても使用可能な社会教育施設の整備を行う計画としたことによる変更でございます。

次の6項、社会教育費の1目、1031社会教育施設整備事業につきましても、同様の理由によりまして、設計委託料等を追加するものでございます。

おめくりをいただきまして、12款、公債費でございますが、先に2目、利子、1202起債利子償還費をごらんいただきたいと思います。10年ごとの利率見直しがございますので、これにより利子相当分が減少いたしました。不用額として減額するものでございます。

戻りまして、1目、元金、1201起債元金償還費は、この利子分の減少に伴いまして、本年度償還総額のうち、元金分に相当する額が増加いたします。これが78万7,000円の増額になります。また、前年度起債の中で、緊急防災・減災事業債でございますが、起債額の算定に誤りがあり、定められた充当率を超えて借入れを行った部分がございます。この償還分として、200万円の増額をお願いするものでございます。

次の14款、予備費は、1億489万8,000円を増額し、備えさせていただきたいと思っております。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、10ページをお開きください。

11款、地方特例交付金211万1,000円、おめくりをいただきまして、12款、地方交付税の普通交付税分525万4,000円、これはそれぞれ本年度額の確定による増額でございます。

続きまして、15款の使用料及び手数料は、2目、4目、それぞれ1件分の計上でございます。

おめくりいただきまして、16款、国庫支出金でございますが、2項2目、総務費国庫補助金は、地方版総合戦略を10月までに策定した自治体に交付をされます先行型交付金の上乗せ分ということで1,000万円でございます。歳出で申し上げました二つの事業に充当いたします。

6目、農林水産業費国庫補助金は、大泉上井水路沈砂池設置事業の採択によるものでございます。

続きまして、17款の県支出金でございますが、2項2目の総務費県補助金は、V C長野トライデントとのまっくんバレーボール教室の事業採択によるものでございます。ほかは、額の確定等によるものでございます。

おめくりいただきまして、19款、寄附金でございますが、ふるさと納税のお礼品の充実等の効果を見込みまして、100万円を増額するものでございます。

続きまして、21款の繰越金でございますが、平成26年度の実質収支額が4億1,405万3,371円となりましたので、2億1,405万3,000円の増額とさせていただきます。

おめくりいただきまして、22款、諸収入は、26年度の介護保険事業特別会計の繰出金の清算金等でございます。

最後に、23款、村債でございますが、起債の協議段階におきまして、1項9目の消防費は、これは神子柴屋外子局増設工事関係でございますけれども、起債充当の増が、また1項10目及び2項10目の教育債につきましては、中学校体育館天井落下防止工事の関係になりますけれども、交付税措置率の高い起債事業への変更がそれぞれできることとなりました。そのための増額組み替えをさせていただくものでございます。

1項15目の臨時財政対策債は、確定による増額でございます。

歳出は以上でございます。

次に、第2表の継続費の補正でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、継続費補正の表をごらんください。

歳出で御説明を申し上げました地域福祉計画策定委託でございますが、人件費の上昇分、また委託事業の内容見直しによりまして、ワークショップの実施を加えさせていただくことといたしまして、総額では110万円の増額とし、28年度の年割額は220万円とするものでございます。

次に、おめくりいただきまして、第3表の地方債の補正でございますが、第3表、地方債補正の表に、歳入で御説明をいたしました各起債の方法、利率等を記載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） それでは、議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4 番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 4 番、丸山です。

19ページの情報管理事業委託料ということなのですが、情報センター以外で対応しなければということなのですが、社会保障・税番号制度対応ネットワーク構築委託料、これ、ちょっと自分もわからないところもあって恐縮なんですけれども、もう少しわかりやすい説明というのは何かできますでしょうか。どういうものが情報センターで対応できるんだけれども、どういうものは民間というか、別のところで対応しなければいけないかという、そこら辺のこと、簡単に結構ですけど、教えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） マイナンバー制に伴うそれぞれの条件整備ということですが、情報センターにおきましては、上伊那の各市町村の情報を一括で集めて、そこで処理しているという中で、情報センターは情報センターでマイナンバーにかかわる個人情報の管理に関する機器の整備をしなければいけないということが発生しております。

各上伊那自治体におきましては、地方公共団体情報システム機構という、国と地方を結ぶ中間の機構がございます。そこをやりとりするための各種機械、あるいはファイアーウォール等のソフト面、その辺をそれぞれの自治体は整備していかなければいけないという面がありますので、別途、それぞれで整備を進めるということになります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4 番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） ということは、どこの8市町村も同じような対応はしていくということになるわけですか。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） はい、そのとおりです。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに。

3 番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 3 番、山崎です。

幾つかありますが、同じく、歳出の19ページの地域づくり推進事業で、VC長野トライデンツ、バレーボール教室を行うということで載っています。ただ、このトライデンツにしてみれば、プロのバレーボールチームということで、各地を、試合を転戦している状況であります。急遽こういう教室等が入った関係で、選手、チームとのきちんとしたスケジュール等の調整ができていくかという点をもう少し説

明をお願いしたいと思います。

それから、24ページの農林水産業費の0644の農地耕作条件改善事業で、大泉の上井水路沈砂池を設置ということですが、大泉川に関係する上井水路の取り入れの部分については、昔からいろんな水利権の問題等もありますが、これはその水を取り入れる部分については、今回は変更はないのか。説明では、その前に沈砂池をつくるというお話だったわけですが、水を取り入れる条件とか、そういう部分についての変更というのはあるのか、ないのかという部分であります。

それから、同じく26ページの観光振興事業のふるさと名物開発支援事業の委託料400万ということですが、観光協会に土産物の開発等を委託するというお話でしたが、これにつきましては、例えば、6次産業のときにもありましたけれど、何年間とありますが、これは単年度事業というか、期限等はどの辺まで設けているのかという部分についてお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） それでは、VCトライデントは。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） バレーボール教室につきましてですが、年度当初からこの事業に取り組みたいということで、打ち合わせは進めてまいりました。ここで元気づくり支援金採択になりましたので、具体化したしまして、10月から小学生、あるいは中学生対象、そして一般の教室等に分けまして、既に日程の詰めが済んでおります。今後、学校につきましては、学校を通じて子供たちにチラシ等を配って、参加を呼びかけていくということまで来ております。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、上井水路の産業課長。

唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 上井の沈砂池の件でございますが、水路の水利権にかかわる部分は、特に変更はございません。大泉のかなり上のほうで沈砂池を設置しまして、結構、水路が急でございますが、途中で横に向きを変えるところがございます。そこに、毎年多量の石とか、砂がたまってしまうということで、それを防ぐということで上流のほうに沈砂池を設けるものでございます。したがって、水利権とか、そちらのほうについては特に変更はございません。

以上でございます。

ふるさと名物の関係でございますが、これは単年度ということで、期限が28年3月いっぱいということでございます。

土産品については、主に工業系のものを商工会に検討して、委託したいということでございます。また、観光協会には、名物メニューを開発ということで、地元の方のコンテストで募集したり、そういったことをしまして、新たに開発をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 26ページの土産ですが、工業系のものということですが、必ずアイデアというか、完成、例えば、それがヒットするかどうかは別として、具体的なものを何点か出してくれと、年度末までという形でお願いをすることになるわけですかね。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） お土産品ですけれど、これは試作までして、製品化までということで委託をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 小坂です。

今、山崎議員さんの質問に続けてというか、ふるさと名物の関係で。

まず、全協で、確かこれ、商工会と観光協会に幾らずつ振り分けられるという説明があったかと思うんですけど、その金額のちょっと再確認と、あと、今、年度内使い切りの予算だという説明もありましたが、これはちょっとまず前振り、商工会のほうにこの委託料の事前説明というか、打診が村から商工会にあって、それが商工会の役員会にかけられた際に、決定はしていないわけですけど、商工会の一部の役員からは、こういった難しい案件について丸投げで、まして1年の短い期限の中でできるんだろうかというような不安な声もありまして、そこで、今、工業系というのはちょっと初めて聞いたかと思うんですけど、産業課長の答弁の中では製品化までということも含め、年度内のその厳しさというのをどのように捉えているのか。また、次年度以降、今までの6次産業化のワーキングチームの村での経過もありますが、これにつきましては、じゃあ、工業系ということで、何かその製品した際に、次年度以降、商工会なり、民間なんでしょうか、何かつくって、それはもう、後はもう、開発した商工会や民間にお任せでやっていってくれよという話なのか、必要によっては村がまた支援をし続けていくのか、そこら辺の見えにくいでしょけれども、今お答えできる部分、お願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） まず、金額の振り分けでございますが、お土産の部門については商工会に370万円、それから、メニューの開発については観光協会へ30万円ということで振り分けてございます。

商工会のほうには、8月に総務部会を開いていただきまして、また、間もなく9月上旬に、またそれに対する会議がありまして、こちらのほうでも参加させていただいて進めていくように考えております。開発した以降については、まだ未定ということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 20ページの国勢調査の事務の関係で、非常勤職員の報酬をやめて、委託料にということなのですが、具体的にはどんなことでしょうか。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 国勢調査の方法についてであります。

国勢調査は、基本的に、調査員が各戸を回って調査してくるというのが基本であります。今回から、病院等の施設で承諾が得られれば、その病院自体に調査を委託できるという方法が取り入れられましたので、してもいいよという施設に対して、それでは入院患者等の調査をお願いしますということで委託をして、調査を進めるというものであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） そういうことなら、回答率もいいかと思しますので、調査するに当たって、やはり回答していただけるような研究というか、打ち合わせというか、どういう観点でというような、本当に、前は、職員が懇切丁寧に指導を受けてやったので、回答率がいいようにお願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 村内にお住まいの方全てから調査がとれるよう、努力してまいります。この委託については、ほんのごくわずかなというふうに思っています。今のところ2施設だけということになっておりますので、御承知おきください。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

21ページでありますけれども、先ほど、地域福祉計画策定の委託先が決まって、減額になったということでもありますけれども、この委託先、2年継続ということでもありますけれども、どこへお願いしていくのか。ワークショップか何かはあれなんですけれども、教えていただきたいのが1点と、それから、23ページの南原の焼却灰の件でありますけれども、搬入自治体へ負担金をお納めするということでもありますけれども、無害化して、そこに自治体へお願いしていくということになると思いますけれども、この自治体名は今教えていただけるのかどうか、ちょっとお願い。

議長（原 悟郎） 村長。

村 長（唐木 一直） 南原の灰の問題につきましては、デリケートな問題でありますので、搬入先につきましては明らかにすることはできません。

以上です。

議 長（原 悟郎） それじゃあ、その先、福祉計画の関係。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 地域福祉計画の委託先ということでございます。

これにつきましては、副村長の説明にもございましたが、プロポーザルをする関係で、応募業者がなかったということでございます。これから、また設計を組み直ししまして、新たにプロポーザルを実施いたします。これからのまた業者決定となりますので、お願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9 番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9 番、大熊であります。

ページを追ってお尋ねをいたします。

7 ページの地方債の補正の利率の問題であります。実態はどういう利率になるのか、3%以内ということですが、実態についてお尋ねいたします。

それから、17ページの22款、諸収入のところ、細かいところですが、06の庁内物品売払収入とありますが、何を売ったのか、御説明をいただけたらと思います。

それから、21ページの02項の01目の0330ですが、多子世帯という定義についてお尋ねいたします。

それから、24ページの松くい虫の委託料であります。これの実態について、今、村内の状況等について、さらに詳しく御説明をいただきたいと思います。

以上であります。

議 長（原 悟郎） それでは、先、歳入のほうからで。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 地方債の利率の関係の御質問です。

7 ページをごらんいただきたいと思います。

借りる率につきましては、来年の年度末ごろを想定しておりますので、そのときの経済状況とか、借入先によっても変わるかと思うんですけども、参考までにお話をいたしますと、上の追加とあります緊急防災・減災事業債、これ、昨年も借りておまして、借りた時点ですと0.27%でありました。それから、その下の表の防災対策事業債、これはちょっと古いんですけど、22年にお借りしたときは0.9%なので、これは現在、大分もっと下がるかと思えます。それから、その下の全国防災事業債、これ、昨年も借りておまして、これは0.5%でありました。それから、一番下の臨財債、これも去年借りておりますが、0.4%というのが最近の利率にな

ります。

以上です。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 庁内売り払いの関係でございます。

数字的にちょっと小さくてということで省かせていただきましたが、これは住民基本台帳カードとして発行するもとのカードでございます。御承知のとおり、住民基本台帳カードにつきましては、28年の1月からもう発行ができないということでございますが、近隣市町村の中で、余っているところもあれば、不足しているところもあるということで、うちの村は少し多かったものですから、足りないところへ融通をしたものということでございます。

議長（原 悟郎） 続いて、多子世帯の定義について。

有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） この事業での多子世帯の定義でございますけれども、27年度末に18歳以下のお子さんが3人以上いる世帯の3人目からこのクーポン券を発行するという事業でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、松くい虫の委託、実態と村内の状況について。

唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 松くい虫による枯損木の発生状況につきましてですが、今年度、新たに発生しました枯損木については現在211本、材積にしては248.14立米が確認されております。これは、毎年増加傾向にございます。昨年までの発生の中で、まだ処理が追いついていないのが69本ございます。現在、280本というのが未処理ということになってございます。

それから、郡内では、辰野町以外には全部発生しておるということで、やはり年々増加傾向ということとなっております。こんな実態ということでございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 村長。

村長（唐木 一直） 松くい虫の問題であります。

本当に増加してきております。今補正でもってなから800万ぐらい、大芝高原を除いて、枯損木だけの処理ということであります。この辺につきましては、今後さらに増加していきだろうという予想はしておるところであります。したがって、一定の整備要件というのが必要かなというふうに思っておるところであります。無制限に発生し出すと、とめようがございませんので、その辺は。内部で今、どういう基準にしていっただけかということを検討しております。それができ次第、森林協議会、また議会の議員にも御意見を聞いて、ある程度絞っていかねばならないのか、この事業に、ふえていけばふえていくほど、2,000万、3,000万というような金額、かけ切れない面もございまして、一定のそういったものはつくって

まいりたいなという、今の考え方は持っております。そんな点は御承知だけしておいていただき、また議会と御相談申し上げたいというふうに、今考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 今の松くい虫のところではありますが、これから整備といえますか、どういうふうにやっていくかというマニュアルづくりをやっていくということではありますが、これ、全部村費で、個人のをやるというより、個人の責任について、または個人がきちんとできるのか、できないのか、その持ち主がどうなのかという、そういういろんな細かい問題があるわけですが、その辺については、当然マニュアルづくりの中できちんと精査をされていくんだらうと思いますが、村有林の場合は、村が全部責任を持ってやっていかなければなりません、個人の場合について、どんなふうに進めていく予定なのか、さらに詳しく教えていただけたらと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） その辺につきましても、今検討をさせていただいて、また協議会なり、議会にお諮りをしてまいりたいと思っております。基本的には、さらに拡大が進めば、先進地、こんな先進地はよくないわけではありますが、手がかからないという状況というのがあるわけありますので、いずれはそういう形になってくるのかなという思いも今のところは持っております。これ、繰り返しになりますので、枯れると、また新しい松が育ってくるという、こういった自然の繰り返しになっていくのかなというふうに思います。予算にも限りがありますので、その辺はいろんな基準というものを今検討しながら、またお諮りさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 年々、地球の温暖化が進み、松くい虫の標高の問題で、800メートルというふうに以前は言われておりました。大芝高原がその境目に当たるというようなことで、大芝に樹幹注入をして、大事な松を守っていこうということで、長年、村ではやってきているわけですが、この辺は、地球の温暖化は村独自でどうのこうのということはできませんから、大芝の大事な、我が村のシンボルとも言える松を大事に守っていくには、そういった樹幹注入もふえていくんだらうなと思いますが、村のシンボルでもある松について、今後どのような考えでおられるのか、さらにお尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝の高原につきましては、現在、樹幹注入をしております。1万3,000本余のある松のうち、2,500本ぐらいであります、樹幹注入してい

るのが。これ、薬効等の効果の関係の部分で、当初3年から4年、5年と延びてき
おります。そういったことは、今やっておる部分については継続をしまいたい
と、ただ、それでも2,500本、1万3,000本余のうちの2,500本でありますので、本
当のシンボリックな松だけは守っていきたいという考え方です。今、もう800
メートルということは言っておられない時代になっております。900メートルぐら
いまでになってきておりますので、いずれ、現在、大芝は、このところ何本か枯
れましたけれども、検査の結果、松くい虫ではないという結果が出ておりますけれ
ども、いずれは、これ、入ってくるというふうに思っております。これは、もう防
ぎようがないということで、そんな点はぜひ御理解をお願いしたいと思います。

したがいまして、樹幹注入した2,500本のものにつきましては、きちんと守って
いくと、ただ、これも実証がないものですから、本当に大丈夫なのかということは、
今の段階では何とも申し上げられないというのが実態であります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 加藤です。

27ページ、02項の0808の村単道路改良事業についてですが、これは田畑の駅から
北に伸びる村道の話であります。25年からというようなふうにあれしてござい
まして、以前にも質問したときに、26年、測量、27年、工事完成みたいな答弁をいた
だいた中で、用地買収が相続の関係でいっつも滞っているという中で、今説明の中
で、相続問題が解決できて、用地買収もできるということになった中で、15節の減額、
工事請負費550万の減額というのはどういう意味を持つのか。その17節の500万が土
地購入費ということですので、それがそのところに当たるものであるかどうか、ち
よっと説明をお願いします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 今おっしゃられたとおり、工事費500万余を削りま
して、そのお金でもって土地を購入するということでもあります。また、それ以外に、
補償費を持ってございまして、ことしの計画といたしまして、あわせて電柱移転の作
業を進めております。近く工事が入ると思います。今、そのような状況であります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいまの説明で、補償費があるということ、下に22節
が710万というふうには計上されていますけれども、これはその工事に関する補償費
や賠償費というふうには考えてよろしいんですか。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） この総額710万、補償費とってありますが、この全

額がそれに該当するものではありません。この分については、岩月人形センター交差点の道路改良に伴う補償も込みでございますので、全額ということでは理解していただかないようお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） そういう話になりますと、今、用地を買収できるという段取りになっている中で、そこの地域の工事着工はないというふうに理解してよろしいんですか。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 今年度、工事の着工は無理であろうということで、今、見通しを立てているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

まだ少し議案が残っておりますが、ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を進めます。

議案第12号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、前年度決算の確定により生じた介護給付費にかかわる国庫負担金及び支払基金交付金の精算分並びに繰越金の増額補正等をお願いし、歳出では、臨時職員の賃金の減額と過年度分の介護保険料還付金及び国庫支出金等の返還による増額の補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,753万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,543万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第12号につきまして細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の6ページのほうをごらんいただきまして、歳入から説明をさせていただきます。

04款、国庫支出金の01目、介護給付費負担金でございますが、89万2,000円を追加するものであります。26年度の介護給付費が確定いたしまして、その精算により不足分の86万円2,000円が追加交付をされますので、これを増額するものでございます。

その下の国庫補助金の02目及び03目の地域支援事業にかかわる交付金でございますが、歳出の補正で、臨時職員賃金の減額による介護予防事業費の減額と職員研修旅費の増額による包括的支援事業の増額をすることに伴いまして、それぞれ国の負担割合分といたしまして、30万8,000円の減額と1万3,000円を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、7ページの05款、支払基金交付金の01目、介護給付費交付金でございますが、50万3,000円を追加するものでございます。これは、支払基金交付金の26年度介護給付費の精算によりまして、不足分50万3,000円が追加交付をされますので、これを増額するものでございます。

次の02目、地域支援事業支援交付金でございますが、先ほどの国庫補助金の減額と同様に、臨時職員賃金の減額による介護予防事業費の減額に伴いまして、支払基金の負担割合分35万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、8ページの06款03項、県補助金の地域支援事業にかかわる交付金と、またおめくりをいただきまして、9ページの10款01項、一般会計繰入金の地域支援事業にかかわる繰入金、それぞれの増減につきましても国庫補助金と同様に、臨時職員賃金の減額及び職員研修旅費の増額に伴いまして、県、それから村の負担割合分といたしまして、それぞれ同額の15万4,000円の減額と7,000円を追加するものでございます。

続いて、10ページの14款、繰越金でございますが、前年度の繰越金の確定見込みによりまして、1,708万3,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては以上となります。

おめくりをいただきまして、11ページから歳出となります。

05款、地域支援事業費の01項01目、1361介護予防事業費で、07節の賃金123万円を減額するものであります。これにつきましては、介護支援係で行っております高齢者の介護予防、介護認定に至るまでの前後の初期段階にかかわる各種事例のケース対応が増加していることから、この対応に当たっていただける臨時職員を年度当初から採用する予定でしたが、予定していた方の都合によりまして採用できなかったというようなことで、不在となっております4月から8月分までの間の賃金を減額するものでございます。この臨時職員につきましては、現在、ハロー

ワークを通じて募集をかけているところでございます。

続いて、02項01目、1362包括的支援事業・任意事業費で、09の旅費3万円と14節の使用料及び賃借料で3,000円を増額するものでございます。これは、これから認知症対応の推進のために、地域包括支援センター内におきまして、認知症の初期集中支援チーム、これを平成30年の4月までに設置することになっておりますが、この設置に当たりまして、認知症地域支援推進員の設置が必要とされることから、この推進員の研修が、今年度、名古屋で開催されることとなったことによりまして、研修に参加するための職員旅費及び高速バス利用に伴う駐車場使用料を計上するものでございます。

以上の補正は、歳入で説明を申し上げました国・県補助金や一般会計繰入金等の補正にかかわるものとなっております。

続いて、12ページの08款、諸支出金の01項02目、1381第1号被保険者保険料償還金では、保険料還付金として187万7,000円を追加するものでございます。これは、過年度、死亡された等の方にかかわる保険料還付によるものでございますが、一部事務処理がおくれたことにより、還付がおくれたものを含め、追加をするものでございます。

その下の02目、1382償還金利子等に81万2,000円を追加するものでございます。これは、26年度分の地域支援事業の実績に基づきまして、国庫負担金と村一般会計繰入金の法定負担割合分が確定いたしまして、その精算により生じた差額を返還するものでございます。

その下の04目、1384第1号被保険者還付加算金では、過年度の保険料還付に伴う加算金が発生するため、6,000円を追加するものでございます。

おめくりをいただきまして、13ページの09款、予備費でございますが、歳入歳出の調整を行いまして、1603万4,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては以上であります。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に1,753万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,543万5,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

介護保険特別会計の議案そのものではありませんが、介護保険の現在、予算化している、前年度に比べますと約5,000万ぐらい増の予算になっておりますが、1号保険者を何人と想定されているのか、それがわかりましたら御説明をお願いしたいと思います。

今度の26年度の決算では131人増となっておりますが、毎年5,000万から6,000万

ぐらいの増で進んでいくわけですが、本村もいよいよ、非常に県下一若い村と言われながら、こういう介護保険は確実に伸びていくという状態の中で、一生懸命現場はやっておられると思いますが、これらに対する、一旦、介護度が認定されると、だんだん重くなっていくのか、それとも、もとに戻るのか、そういったことも含めて、介護全体に対して、お尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） まず、1号保険者の見込み数ということでございます。大変申しわけございません。手元に資料がございませんので、また後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、介護認定者数の増加という部分でございますが、これにつきましては、第6期の介護保険計画を策定する中で、3年間の見込みを立てているところでございます。これにつきましては、年々、住民の皆さんの高齢化とともに、介護認定の対象となる方も増加していくというような中での介護保険の計画として立てているところでございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） それでは、1号保険者の数は後ほど教えてください。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第13号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第13号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入の主なものとしまして、前年度決算の確定により生じた療養給付費交付金と財源補填のための基金からの繰入金及び繰越金の確定による増額補正をお願いし、歳出では、後期高齢者支援金及び介護納付金等の確定による増額と国庫支出金の返還による補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,965万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3,560万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第13号について細部説明を申し上げます。

それでは、初めに、予算書の6ページをごらんいただきまして、歳入から説明をさせていただきます。

03款、国庫支出金、01項05目、特定健康診査等負担金でございます。2万円を追加するものでありますが、26年度分の特定健診事業の実績に基づきまして、国庫負担金が確定いたしましたので、その精算により生じた過不足分を増額するものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページの05款、療養給付費交付金、01項01目、療養給付費交付金でございますが、809万6,000円を追加するものでございます。これは、26年度分の退職被保険者の療養給付事業の実績に基づきまして、交付金が確定いたしましたので、その精算により生じた過不足分を増額するものでございます。

続いて、8ページの08款、繰入金、02項01目、基金繰入金では、744万4,000円を追加するものでございます。歳出予算の増加に対する補填財源として増額をするものでございます。

おめくりをいただきまして、9ページの09款01項、繰越金でございますが、1,415万3,000円を追加するものでございます。26年度決算の確定見込みによるものでございます。

次に、10ページの12款、01項01目、前期高齢者交付金でございますが、6万円を減額するものでございます。これは、支払基金の概算算定額が確定したことによりまして減額をするものでございます。

歳入につきましては以上であります。

おめくりをいただきまして、11ページの歳出でございます。

02款、保険給付費につきましては、歳入の退職被保険者の療養給付費が増額となったことによる01項02目、1505退職被保険者等療養給付事業の財源組み替えでございます。

続いて、12ページでございますが、03款、後期高齢者支援金等の01項01目、1543後期高齢者支援金に1,545万4,000円を追加するものと、また、その下の02目、1544後期高齢者関係事務費拠出金を2,000円減額するものであります。この2事業とも、支払基金に負担をする額が確定したことによりまして、それぞれ増減の補正をするものでございます。

おめくりをいただきまして、13ページでございますが、04款、前期高齢者納付金等の01項01目、1545前期高齢者納付金に1万7,000円を追加するものでございます。支払基金への負担額が確定したことによるものでございます。

続きまして、14ページの06款、介護納付金の01項01目、1537介護納付金でございますが、206万7,000円を追加するものでございます。支払基金への負担額が確定したことによるものでございます。

おめくりをいただきまして、15ページの08款、保健事業費の02項01目、1547特定健康診査事業では、歳入の特定健康診査にかかわる国庫負担金が増額となったことによります財源組み替えでございます。

次に、16ページの11款、諸支出金の01項04目、1523国庫支出金償還金事務でございますが、1,211万7,000円を追加するものでございます。一般被保険者の療養給付費の26年度分の実績に基づきまして、国庫支出金の額が確定いたしましたので、その精算により生じた差額分を返還するものでございます。

歳出につきましては以上であります。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に2,965万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3,560万7,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

私自身、この国民健康保険には大変お世話になっているわけですが、今、村内に何世帯あるのか、おわかりでしたらお教えをいただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） すみません。これは、今年度の3月末の状況で、決算状況のほうでございますが、国保の加入世帯数につきましては2,000世帯となっている状況でございます。ほとんど変動はないといったような状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第14号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第14号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、前年度決算により生じた繰越金の増額補正をお願いし、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金に係る補正をお願いするものであります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ155万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,016万3,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議を

いただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第14号につきまして細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんいただきまして、歳入でございます。

04款01項01目、繰越金に155万6,000円を追加するものでございます。26年度決算の確定見込みによるものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページでございますが、歳出となります。

02款01項01目、1804後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、繰越金に26年度3月分の普通徴収保険料が149万5,000円、これが含まれているということから、負担金に同額を追加するものでございます。

次に、8ページの04款、予備費でございますが、歳入歳出調整を行いまして、6万1,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては以上であります。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に155万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,016万3,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第15号「教育委員会委員の任命について」、提案理由を申し上げます。

現教育委員であります清水篤彦氏が、9月30日で任期満了となります。新たに、教育委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

お手元の議案書をごらんいただきたいと思います。

住所は南箕輪村1849番地1、氏名、清水道直氏、生年月日は昭和26年7月12日、満64歳であります。経歴につきましては、添付資料をごらんいただきたいと思います。

教育行政に精通をしております。こんなことで新たにお願いをするものであります。

よろしく御審議をいただき、同意いただくよう、お願い申し上げます。

議長（原 悟郎） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第16号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査する固定資産評価審査委員の選任に関するものであります。委員の定数は、村条例により3人と定められております。また、任期は、地方税法により3年となっておりますので、今回選任される委員の任期は、平成27年10月1日から平成30年9月30日となります。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案書をごらんいただきたいと思っております。

現委員の任期が、9月30日で3人とも任期満了ということになります。

3人の同意をお願いするものであります。

まず、住所、南箕輪村6804番地1、氏名、植田幸一氏、生年月日、昭和22年9月29日、満67歳であります。再任でございます。続きまして、住所、南箕輪村9740番地、氏名、塩澤肇氏であります。生年月日は昭和19年1月31日、満71歳であります。新任であります。住所、南箕輪村724番地89、氏名、小嶋静夫氏であります。生年月日、昭和25年5月26日、満65歳でございます。

いずれも、現委員さんの任期が満了となつてのお願いでございます。現委員さんにつきましては、向山實直委員さん、征矢忠典委員さん、植田幸一委員さんであります。向山實直委員さん、征矢忠典委員さんは、9月30日末をもって退任となります。

よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから、議案第11号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第11号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第12号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号「教育委員会委員の任命について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第15号「教育委員会委員の任命について」は同意することに決定いたしました。

議案第16号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第16号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定いたしました。

次に、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、村長から配付資料のとおり、議会に意見を求められております。

村長から、本件についての説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の説明を申し上げます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣により行われておりますが、人権擁護委員法により、市町村長は、法務大臣に対し、人権擁護について理解のある者を議会の意見をお聞きして推薦しなければならないとされております。

今回推薦いたします中村榮三氏は、現人権擁護委員でありまして、再任として推薦したいものであります。

お手元の資料をごらんください。

氏名は中村榮三氏、生年月日は昭和16年3月30日、満74歳であります。住所は上伊那郡南箕輪村6012番地8であります。経歴等につきましては、資料の経歴書をごらんいただきたいと思っております。

中村氏は、教育行政に長年携わってきた知識をもとに、人権擁護委員として活動され、現在、伊那人権擁護委員協議会長として、上伊那のリーダー的存在であります。今回の推薦に当たり、人格、識見とも高く、人権擁護委員として中村氏が適任であると考えております。議会の同意を得て、推薦をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

今、村長の提案理由の説明の中に、生年月日が3月30日と言われたと思うんですが、この履歴書を見ますと、3月20日となっておりますので、確認をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 3月20日が正しいということで、私が3月30日と間違えて言ってしまいました。こちらに30日と書いてありましたので、申しわけございません。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑は終わります。

本件に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

お諮らいたします。

本件につきましては、原案を適任者とする意見に決することに御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は原案を適任者とする意見に決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕御苦労さま、お疲れさまでした。

散会 午後 2時05分

議 事 日 程 (第2号)

平成27年9月9日(水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(受付順位第1番から)

2番 小坂泰夫

8番 三澤澄子

5番 百瀬輝和

7番 都志今朝一

1番 加藤泰久

3番 山崎文直

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成27年9月9日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日から一般質問を行います。御承知のとおり、本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁も含め1人50分とします。時刻掲示板を確認しながら、時間内で、質問、答弁が終わるよう、お願いいたします。件名ごとに、それぞれの的確な質問、答弁をお願いいたします。発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

2番、小坂泰夫議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂泰夫です。

私からは、事前に通告いたしました、主に二つの件をお尋ねいたします。

まず、一つ目の質問です。

今議会の初日、補正予算で、議会でも即決いたしました予算のうちで、ふるさと名物開発支援事業の予算がございます。これ、村民の皆さんに説明する意味でもお話ししますと、この支援事業の全体で400万円、そのうち370万円を商工会に、30万円を観光協会に委託して、ふるさと名物となるものの開発をお願いするというようなものであります。

これに関しまして、今年度の期間、限られた短い期間での委託の事業ということで、村としましては、商工会や観光協会にこの事業を委託して、その結果、行ききたい姿、でき上がる成果品については、どんなものを望んでおられるのか、先進事例などを示してお答えいただきたいと思えます。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番、小坂泰夫議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと名物開発支援事業の目指すゴールはという点でございますけれども、今回のふるさと名物開発事業は、今年度の途中から示されました地方創生先行型上乘せ交付金事業の一つとして実施する事業であります。この事業は、地方版の総合戦略を10月末までに策定する市町村が、当初予算にないソフト事業に取り組むことが要件で、平成27年度中に完了する必要があります。

したがって、今話がありましたように、大変急を要し、忙しい事業でありま

すが、市町村の独自性を出すために、全国の多くの自治体が取り組んでいくことが考えられております。先般、新聞紙上で、先行型、10月までの地方版の総合戦略の策定の記事が載ってございましたけれども、長野県内で、確か37だと思います。半数弱の自治体が今のところ取り組む予定であるという、策定をする予定であるという報道がなされたところであります。

本村の場合には、この1,000万という部分、どう活用していくかということは大変重要な問題であるというふうに思っており、今議会の補正予算に計上させていただいたところであります。

現在、南箕輪村ならこれと言えるような特産品やご当地メニューはないところがあります。このことが本村の悩みとなっているところでもあります。したがって、村の独自性をつくり出すために、この事業により新たな名物を開発できればと、そう考えたところでもあります。時間的にも、また内容的にも大変難しいことは承知しておるところでございますけれども、何とかしなければならないという面は御理解もお願いしたいというふうに思います。

この中で、お土産部門といたしましては、商工会に委託し、村にふさわしいお土産の開発、商品化をする計画を立てたところであります。商工会には、ただお土産の開発といっても漠然としてしまうということのために、村のストーリー性を持ったものができればというお話を申し上げているところであります。例えば、イルミネーションのフェスティバルも毎年行われておるわけでありますので、こういったことをもとにしたイルミネーションのミニチュアのインテリア、あるいは、まっくんになんだものができればと、そんなお願いをしてくれておるところであります。現在、商工会の総務部委員会で検討していただいております。村の提案にこだわらず、まず取り組む企業を公募し、それにより、何をつくるかを決めていきたいとのことでありました。このため、インパクトがあれば、お菓子などのお土産品もよいのではないかと考えておるところであります。なお、この商工会の総務部の委員会には、村側も参加させていただいております。

どんなもの、いきつく先どんなものということでありまして、例えば、先進事例といたしましては、伊那市内の企業だけで完全地産として開発したサクラコマなどは、知られておるところであります。このようなことができれば理想でありますけれども、それは商工会の中で十分協議をしていただきまして、商工会員でなくても、公募があれば、いろんなことを考えていただければというふうに思っておるところでもあります。

また、ご当地メニュー部門といたしましては、村の観光協会に委託し、一つの方法としてご当地メニューコンテストを開催しながら、村民や村内の企業に勤める方にも参加していただければと考えております。現在、メニューにつきましても、村にはこれといったものはありません。このことは悩みとなっております。

平成25年に、6次産業ワーキンググループが小中学校と保育園の保護者に実施したアンケートでありますけれども、伝統料理として残したいものでは、五平餅、おやき、ローメン、ソースカツどん、イナゴのつくだ煮などとなっております。しかし、これは、なかなか村の独自と言えるものではないわけでありまして。また、ここ2年ぐらい、一企業がヒラメの養殖に取り組み、商標登録までいたしました。このことは、本当に村としても期待をしたところでございますけれども、企業の撤退によりまして、残念ながら諦めざるを得なかったところでもあります。そんな状況もあったところでもあります。

もちろん、この地域に伝わるもので、ふさわしいものがあれば、それでよいということでもありますけれども、コンテストの募集では、村にどんな特徴があるのかをヒントとしてお示しし、それを参考に考えていただけたらと思っております。

全国のご当地メニューというのは、その地域に伝わる伝統のものをご当地メニューとした発掘型と、地域起こしのために新たに考案された開発型に分けられるようであります。地域に根差した発掘型、それから新たに考案していく発掘型、大きく二つに分けられているようであります。

いずれにいたしましても、村にふさわしいものができれば、大芝の各施設をはじめ、村内の飲食店でメニューとして提供し、それが定着すれば理想であるというふうに思っております。

観光客にとって食事というのは、大きな魅力の一つであり、その土地ならではのものを食べたいと思っている人が多いようであります。このため、ふるさと名物の開発は、お土産にしる、メニューにしる、村にかかわるストーリー性が重要であり、それが地域起こしにつながるものであると思っております。

ただ、本当に、これは難しい事業であるというふうに私自身も認識しておりますし、何もしなければ、このまま終わってしまうわけでありまして。いろんなことを考えてチャレンジをしていくことも必要でありますし、商工会にもその一翼を担っていただきたい、また観光協会にもその一翼を担っていただきたいという、そんな思いで踏み切ったところでございます。そんな点はぜひ御理解をいただきながら、いい方向へ展開できればというふうに考えております。そのための支援を村としてできる限りさせていただくつもりであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） この質問に関しましては、本会議の予算の議決のときも、私、質問という形でお話しさせていただきましたけれども、商工会のほうに、最初にこのふるさと名物開発支援事業の打診があった際に、商工会の役員会の中では、よくわからないという状況のもので、それが国からおりてくるお金にしても、それが村を通して商工会に丸投げされる形じゃないかというような、それが、また年度内の限られた期間で、果たしてできるのだろうか、受けてしまってよいのだろうか

かと、そういうような意見も出ていたところですが。実際に、村長も先ほどもおっしゃっておられましたけれど、来年の3月までの完了ということで、本当に大変な事業だと思います。委託される商工会や観光協会さんも本当に御苦労されて、何かしらよいものが生まれればよいかなと思います。

質問ではありません。あくまでも要望ですけれど、先ほど村長の話の中に、伊那市の地産のサクラコマについての説明がありまして、私も、これをもう2年以上前にフェイスブックから知ることがありまして、フェイスブックの中で、もう2年以上前にサクラコマの制作過程を2分ほどですか、ユーチューブでの動画にされていまして、それで伊那市のサクラコマを開発するに当たって、さまざまな企業、社長さんたちが協力してつくっていったんだということを、非常にわくわくするようなストーリーをユーチューブでわかりやすく番組的につくっておられましたので、村長の言葉に、村のストーリー性をという話もありましたので、先進や近隣で参考になるものはぜひ使っていただいて、よいものをつくるようにしていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

防災関連です。

先日も、村全体、各地区で、避難訓練、防災訓練が行われましたけれど、そういった関係で、私からは福祉避難所、またペットを連れての避難についてお尋ねいたします。

まず、福祉避難所というのは、厚生労働省が言っております福祉避難所とは、既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所のことというふううたわれております。

そういった福祉避難所、また、ペットを連れての避難につきましては、ここにおられる皆さん、また村民の皆さん、想像はつくかと思うんですけど、例えば、福祉避難所やペットを連れての避難について、避難所の設置や運営といったものを、例えば、自助、互助、共助、公助の観点、私は互助と共助をあえて分けさせていただきましたけれど、自助はもちろん自分でですけど、互助は、例えば、当事者同士、有志など、互いに助けるという意味で考えてはどうかと、また共助は、もう村に実際にありますけれど、各地の自主防災会など、こういった共助、そして公助、役所側が入る助けなどの観点から、福祉避難所は自助、互助、共助、公助、どういったところで設置したり、運営すべきか、またペットを連れての避難については、自助、互助、共助、公助の観点で、どういった考え方で避難所や避難のあり方があるべきか、村としてはどのように考えておられるかをお尋ねいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 災害関連の避難所についての御質問であります。

福祉避難所等についてどう考えているかということでもあります。これ、福祉避難所というのは、それぞれ、いろんな制約といいますか、利用の部分で、利用しやすいということが一番大切なことだというふうに思っております。

平成18年豪雨災害の際の避難所設置の経験から、村内在住の要介護認定者や障害のある方などが避難を余儀なくされた場合に、安心して避難生活ができる体制を確保するために、村では、平成21年の3月に、災害時における要援護者の受け入れに関する協定を、村内、伊那市、箕輪町にある9カ所の福祉施設と締結をしたところでもあります。締結した施設を申し上げますけれども、南箕輪村の社会福祉協議会、養護老人ホーム南箕輪老人ホーム、特別養護老人ホームコンソール大芝、宅幼老所として陽だまり、かいご家、それから、長野県伊那養護学校、障害者支援施設の大萱の里、知的障害者通所授産施設のアンサンブル伊那、また特別養護老人ホームみのわ園とも協定をしておるところであります。

避難勧告や避難指示が発令された場合には、一時的には各地域の、あるいは村が指定をした一番近い避難所に避難していただくことが第一であります。そして、その後、状況によりまして、協定をいたしました各施設へ移動していただく計画となっております。どう移動するかということは、また村の職員等も支援をしながら、また、そこに避難をしてきた一般の皆さんにも支援をしていただきながら移動していくということになろうかと思えます。まさに、そういったことが質問の中にあります互助ということだろうというふうに思っておるところであります。

一般的な部分で申し上げますと、避難所の開設につきましては、行政の責任として開設をいたします。そのための必要な機材につきましては、年次計画により順次整備をしておるところでございます。また、同時に、1泊訓練というの、ことしを含めまして既に5地区で実施していただいております。

避難所の運営に関しましては、平成18年豪雨災害のときが初めての経験であり、本当に混乱した部分というのがあったところでもあります。それ以降、自主防災組織というのが全地区に立ち上がってきておりますので、避難所の運営は自主防災会をお願いするというので、防災計画の中にもなっております。村職員につきましては、人数も限られております。全員出てきても140人という、こうした人数しかないわけですので、自主防災会の皆さんや避難をしていただいた皆さん、お互いに助け合っていただくことが重要であるというふうに思っております。一般の皆さんにつきましては、高齢者や幼児の世話や食事等の支援というの、できるんじゃないかというふうに思っておるところであります。

こういった体制を構築していくこと、あるいはそういったことができやすい避難所にしていく、このことが重要であるというふうに考えておりますので、この辺の意識づけというのもしていく必要があるかというふうに思っています。

以上であります。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 今、村長の答弁の中で、平成18年の実際にこの村が、特に下段地域、天竜川の水害で、下段地域で実際に避難指示がおりて、関係する地区の皆さんが避難したという経験が村民の中でもあるわけですが。私も、平成18年のときに、議員をやっていたというところもありまして、その避難所のほうに泊まったりしたわけなんですけれど、そのとき、特に感じたのが、恐らく避難所の運営ということで、その当時はまだ自主防災会はなかったと思いますけれど、区の中でのそれぞれ係を任されている方、あと、また赤十字の皆さんとかが炊き出しをしたり、避難所を、運営もそうですし、お互いに助け合うという形をとっておったんですけれど、私が見た感じでは、悲しいかな、避難してこられる方の中で、ふだん区に入っておられない方々が、実際には避難はしていいわけで、避難所におられるのはもちろん結構なんですけれど、どうしても自分たちがふだんいる公民館ではない、公民館を使わないような方々だったからかもしれないんですけれど、お客様の公民館に逃げてきて、自分たちはどうしたらいいのかわからないということもあったのか、何か任せっ放しで、自分たちが嫌々そこにいさせられているんだというような形で、さっき村長の言葉にあった互助、互いに助け合うという感覚が、ちょっと実際に起きた平成18年の水害のときには、公民館に避難してくる人たちの中でも温度差が大分感じられたような思い出があります。

今後、私、今回の質問をするのにつきましても、当事者である皆さんが、自分たちでできることは自分たちでしていこうと、何でもかんでも、村や担当する人たちが何かをやってくれて、避難する側はお客様のいいものではないという思いもあって質問をするわけです。

では、小さい項目の福祉避難所の設置につきましてお尋ねしますが、これは、まず①として、当村の実情について聞くと書きましたけれど、村長の先ほどの答弁の中に、福祉避難所については協定を組んで、厚労省への村の報告から見ましても、高齢者施設が六つ、障害者施設が二つ、特別支援学校が一つ、その九つの施設と協定を組んでおられるということなんですけれど、実情はさっき村長にお答えいただいたので、これはあえてお尋ねするんですけれど、防災マップが9月頭に、全村にまた新しいものが配られまして、この防災マップを見る限りでは、先ほどの村長の答弁の一時避難、最初にまず近いところに避難してほしいということでの一時避難所としては載っているんですけれど、私の質問している福祉避難所等、高齢者や障害者の関係の避難については、基本的にここには全く載っていない状態であります。それについて、必ず載せるべきだというふうに私は思うわけではないんですけれど、載っていない理由というか、それをちょっとお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 今の御質問で、防災マップ、先日本配りしたものの中に、福祉避難所についての記載がない理由ということでの御質問であります。まず一

つは、先ほど村長の答弁にもありました、一時的には一番近い避難所へまず逃げていただく、避難していただくというのが一番安全な方法であります。もう一つは、先ほどありましたが、協定を結んでおりますので、村側から依頼して初めて開設をしていただくということにもなります。こちらといたしましても、一体どのぐらいの福祉避難所へ移動していただく方がいるのか、また、どんな状況の方を移送していくのかによって、どういった施設にどのぐらいの依頼をしなければいけないのかという判断が必要になります。例えば、防災マップに当初から載せてしまうと、いきなりそこへ避難していく方がもしいたとして、そこがあいていないという状況になってしまいますので、まずは防災マップに記載された身近な避難所に逃げていただいて、その後、行政の指導によって、それぞれの福祉避難所へ移動していただくということが一番安全な方策であろうと考えておりますので、現在は防災マップには載せていないという状況であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 今、御答弁いただいたように、一時的に避難する場所ではないからということで載っていないんだということです。それについては、私も理解できます。

実際に、当事者、高齢の介護が必要な方、また障害者の方々につきましては、福祉避難所がどこに、どのように設置されて、二次的には自分たちはどこに行くことになるのか、行ったほうがよいのかということをお聞きから知っておられるように、ちょっと情報を共有していただければと思います。

②としまして、これ、実例なんですけれど、先日、8月の28、29日に、村の社協で、宮城県女川町を継続的に支援しておられるわけなんですけれど、そこに村民の皆さんも御存じか、例えば、大芝まつりで、女川町から持ってきたかまぼこを村の社協がかわりに売って、その売上金などを女川町の社協に、社協の孕石会長や、今回は12人、私も社協の理事として加わらせていただきまして、12人で女川町に行ってきました。そこで、社協の皆さんが、4年前の大震災、大津波の体験をされているわけですので、そこでいろんなお話を聞いてきました。

そこでの話の一つに、障害者の、例えば、就労支援だったんでしょうか、社協の建物の中に障害者の方々おられて、まず大きな地震が来たということで、その地震のために、障害者の皆さんが結構パニックを起こされた。そして、実際に、今度は津波が来て、皆さん、避難するわけなんですけれど、女川町でも、当初から福祉避難所というものがあつたというか、機能したわけではないらしくて、一時的に一番近いところにそれぞれの皆さんが避難されている中で、例えば、障害者の皆さんは地震のこともあり、津波とか、あと、なれない大きな体育館のようなところで、ごった返して皆さんが大勢避難されているということで、障害者の皆さんは、いずれでき上がった、社協の建物は1階は十五、六メートルですか、すごい高いところにあ

ったんですけれど、1階は水を浴びてしまいましたので、その2階以上のところに、建物は使えたということで、福祉避難所を設けまして、そちらに、例えば、障害者の皆さんも入られたということをお聞きしました。

村では、実際に、指定されて、高齢者施設、障害者施設、また養護学校や村内の民間の福祉施設に避難していくことになるんだと思うんですけれど、ここではあれですね、先ほど、ちょっと御答弁いただいているところもありますので、実際に、高齢者や障害を持つ方々に、この福祉避難所の周知について、どのように皆さんに知らせているか、知っておられるか、現状があれば、お答えいただきたいと思えます。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 先ほど申し上げました福祉施設9カ所についての、皆さんへのお知らせはどうなっているかというところですが、現在のところは、役場の中での情報ということで、あえて外へお知らせをしているという段階にまではなっておりません。また、この辺は、関係者とも相談しながら、どういう形でお知らせしていくかということはまた考えていきたいとは思いますが、とにかく、先ほど申し上げましたとおり、いきなりそういった施設へ避難されてしまっても、全く玄関もあいてなければ、受け入れ体制もできていないという状態へ行っていただくのは、そっちのほうの方が危険でありますので、その辺は、関係者との情報共有をどういう形でしていくかは、ちょっと今後検討をということでお願いしたいと思えます。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） では、そちらのほうは、いつ災害が起こるかわかりませんので、できましたら関係者の皆さんによく御理解していただけるように、御検討をお願いいたします。

（3）のペットを連れての災害時の避難についてお尋ねいたします。

先ほど、私、これ、村長に、ペットを連れての避難についても、自助、互助、共助、公助の観点ではどうあるべきかというものを聞いたつもりだったんですけれど、さっき、村長、お答えいただいているかと思えますので、これについても、そういった観点ではどういうふうに見ているかをまずお尋ねするのと、あと、①としましては、避難所内に、飼い主とペットが、ペットを飼われない皆さんとともに同居して避難、夜を過ごすとか、そういったことは困難だと思いますし、これは、村側に事前に提出してあります、東北地方太平洋沖地震被災地応援ボードというのがネット上に上がってしまっていて、そこで特にペットを連れての避難について、実際に経験された方、またボランティアの方々が上げているケースを紹介されています。ここでは、ペットとの同居は困難だから、例えば、避難所の庭などにペット専用テントを設置したりして、そのテントの中に、また、それぞれ飼い主がペットを入れるケース、ゲージとかを置かせていただいて、そこで、同じ建物の中ではありません

けれど、ペットを連れいている方につきましては、そういった避難、また、あくまでもテントとか、ペットのことについては、あくまでもペットの飼い主がその世話、面倒を見るということで、自分たちでやっていきたいと思いますというようなことが、そのネット上でも紹介されております。

村側では、恐らく、このことはそれぞれでやってほしいということで考えておられると思うんですけど、ある程度の指示、こういった事例があるということも紹介して、それを促していく必要もあるんじゃないかなと思うんですけど。実際に、自主防災会等でも、まだまだペットを連れての避難について、対応を考えておられるところは少ないんじゃないのかなと思いますけれど、村としては、こういったテントの設置の事例等を参考にして、同行避難についても、私としては村が設置すべきというふうには思っておりませんが、こういった方法を周知することは大事じゃないかと思っておりますけれど、その点で、さっきの自助、互助、共助、公助の観点と、村としてはどのようにペットの同行避難について考えておられるか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ペットの避難の問題であります。

この問題は非常に難しい問題であろうというふうに思っております。自主防災会でも検討した経過はあります。自主防災会として検討した経過はありますけれども、大変難しい問題であり、結論が出なかったという状況があるところであります。

ペットというのは、家族の一員として考えている人から、あるいは動物が嫌いな人までいるわけでありますので、同じ避難所での生活ということになると、これは大変難しいだろうというふうに思っております。

したがって、学校や村民体育館などの村の広域的な避難所につきましては、外でペットの避難というのが可能かなというふうには思っておるところであります。地区の第一避難所の公民館やコミュニティセンター等では、これは難しいだろうなというふうに思います。いずれにしても、外ということになりますので、その辺は飼い主の責任において外につないでお願いいただくと、当面、ときはということでもあります。それから、落ちついた段階で、より広域的な避難所の開設ができれば、そちらに移っていただくということになろうかというふうに思います。そのときの状況、状況で、それは判断をしていかなければならないというふうに思いますし、基本的にはペットにつきましては、そういった用品や、あるいは食べ物等につきましては、飼い主の責任で備蓄をしていただき、それを持ってきていただくということになろうかというふうに思っておるところであります。

いずれにしても、災害の場合には、まずは人の人命、これが第一でありますので、その辺は御理解をいただけないといけないのかなというふうに思います。そんな点はぜひそんなふうをお願いをしたいと思います。

互助の部分でペットとの関係でありますけれども、これは、まさに小坂議員の質

問のとおりであります。したがいまして、ペットとともに避難してきた皆さんには、自主的にペットの部分の世話をしていただくということになろうかと思えます。そんな紹介というような話がありましたけれども、そういった何かの機会があれば、そういったことも紹介をしていく必要もあろうかというふうに思いますので、そんな点は、またそういう機会があれば紹介はしていきたいというふうに思っております。

東日本大震災の例からすると、落ちつけば、ボランティア団体等によるペットの一時預かり場というのも立ち上がったというような例もあるようでありますので、そういったことも可能になってくるのではないかというふうに思います。

災害の避難につきましては、本当に何が起こるかわからないというふうな状況の中から立ち上げていかなければならないということでもありますので、先ほども申し上げましたが、まずは人の命を優先的に考えていきたいという、このことはそういう方向で実施をしてまいります。

それと、今までの質問の中で、避難所におけるいろんなお話がございました。区に入っていない方の問題等々も出されたところであります。そういった方を含めて、互助という部分でいろいろなことをやっていただければ、ありがたいというふうに思います。

平成18年の豪雨災害のときは、初めての経験でありましたので、いろんな問題点も指摘されたところであります。ただ、本当に避難してきてくれる人が、災害が起きる、あるいは起きそうだという危機感を持って避難をしていただくということ、これが大切かなと、18年のときに感じたところであります。私も避難所を見回りといいますか、激励に夜中にいきました。その中で、風呂をどうにかしてほしいなんという話もありましたけれども、1泊の部分で、そんなことはできませんという話は強く申し上げました。本当に、いろんな人がいるんだなということを感じたところでありますけれども、緊急事態でありますので、できる最小必要限のことはしてまいりますけれども、それ以上のことはすぐには対応が不可能であります。

したがいまして、避難生活が長くなるような場合には、そういった対応もとっていけるというふうに思っておりますので、その辺は住民の皆さんにもぜひ御理解をいただき、こんな方法もとっていかなければならないだろうというふうには思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 最後の再質問にしたいと思っておりますけれど、まず、これも事例というか、先ほど女川町を視察させてもらって、現状を見させてもらったんですけど、女川町では、仮設の住宅もまだ多く存在しているんですけど、仮設ではなくて、一応、マンションというわけでもなく、もう、完全に一応住めるという集合住宅が6棟ほど町の中心部にできたりしてるんですけど、そのうちの

1棟は、ペットの同居ができる集合住宅だということで、特別につくられておりました。仮設というより、最終的な段階でのペットの同居の対応だと思います。それは、女川町が実際に被災して、今、4年もたっている中ですけれど、そういった形に行きついているという事例がありますと。

また、先ほど紹介しました東日本等の経験の中で、ペットを連れての避難についてどうあるべきかということ、それに詳しい方々がネット上に記載していること、すけれど、避難場所については、例えば、屋外テントがよいよと、他人への迷惑をかけにくく、飼い主にもペットにもストレスが少ない方法ですというようなことがあったり、また、ほかには、例えば、車の中、車中での避難ですけれど、プライバシーは保てますが、狭い空間に長時間いることで、エコノミークラス症候群等、注意が必要。避難所の廊下もあるそうですけれど、これはほかの人が通ったりするわけですから、実際には難しい。また、別の部屋ということで、特に小学校とか、小さな部屋をペット専用に分けられるような場所がある場合は、そういうことも可能かと。そういった中で、まとめとしまして、避難所にペットの専用のテント設置が、状況が許すなら要望してみてくださいというのが、ページでも紹介されていることです。テント内に、ゲージを置き、散歩やえさやりを飼い主さん自身が行いますということで、こういった実際にペットのことを考えている方々の事例や経験として紹介しているものもありますので、こういったものを使って、ぜひ自主防災会などを通じて、ペットを飼われる方に考えていただくということも必要じゃないかということで、これ、答えにくい質問かなと思いますけれど、最後にちょっとお尋ねしたいのが、1泊訓練を実際にこたしもされたと思うんですけれど、今後もしていくという中で、例えば、そこでペットを連れての避難もしてみてもいいか、それはペットの当事者が事前に考えておかなければならないことだと思うんですけれど、そういったペットを連れての避難、1泊訓練も、村が即決できることではないと思いますけれど、可能性として。そうでないと、実際に災害が起きてからでないと、このことをこの村で対応できないんじゃないかという気がしますので、せめて訓練の中でそういったことが検討できないか、お答えいただければ、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ペットの問題につきましては、先ほどから申し上げておりますように、自主防でも検討をいただいた経過もあるわけです。大変難しい問題ということで結論には至らなかったところであります。

今、いろんな事例が、小坂議員のほうから指摘されました。私も、ペットの避難ということにつきましては、ペット専用のテント、屋外、これ以外にはないんだろうなというふうには思っております。避難所の1室とか、あるいは廊下とか、そういうわけにはいかないだろうというふうには思っておりますので、そういう事態が発生すれば、ペットの専用のテントというのも必要であるというふうには考えてお

ります。

地区の1泊訓練の中で、ペットを連れた避難という御提言もありました。この辺は、各地区、地区の、来年どうする、どこがやっていただけるのか、あるいは希望があるのか、その辺はこれからの問題でありますので、もし、そういった来年もというところがあれば、そんな提起はしていきたいと思います。それが実現できるかどうかというのは、これは自主防災会の判断でありますので、そんな点はそのように御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 以上で、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、2番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

続きまして、8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

あらかじめ通告いたしました二つの項目について質問いたします。答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、マイナンバー制度についてであります。

10月1日から、これは実質的には10月5日からということですが、住民一人一人に番号通知カードが発送されます、ということになっております。

6月定例会での補正予算審議の中で、マイナンバー制度でどんな情報を扱うのか、セキュリティはどのようになっているのか、質問をいたしました。この時点では、ほとんどお答えがなかったというふうに思います。

その日のニュースで、日本年金機構の年金個人情報、氏名、住所、基礎番号など、125万件流出したと報じられました。公的機関の個人情報管理の脆弱性が浮き彫りとなり、マイナンバー制度への問題点がテレビや新聞でも数多く報道されるようになってきました。住民の中にも、情報流出とともに、何にどう使われるのか、不安や怒りを訴える人たちが多いわけでありまして。マイナンバー制度とは、そもそもどのようなものか、どのような情報をどのように使うのかをお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 8番、三澤澄子議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度についての御質問であります。

何点も、この問題につきまして御質問いただいておりますので、答弁漏れ等があれば、次の部分でお答えをしてみたいと思います。

御承知のとおり、マイナンバー制度におきましては、村に住民を有する全ての方に対して個人番号を指定することとなっております。この制度では、国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の分野で保有する、所得や納税、

介護や医療などの個人情報と個人番号と連携させて、効率的に情報の管理を行うこととなっております。また、さらに、個人番号を活用して、それぞれの行政機関が有する個人情報を他の機関との間で迅速に、また確実にやりとりができるようにすることが予定されておるところであります。また、村民の皆様には、年金や雇用保険、医療保険の手続、生活保護、児童手当、その他の福祉の給付、確定申告などの税の手続など、平成28年1月より、それぞれの手続における申請書類等に個人番号を記載していただくこととなっております。

村民が知らないという部分、確かにあるかと思えます。この辺は、村の場合は、10月号の村報で取り上げていきたいと思っておりますし、村のホームページ等におきましても、制度の内容、住民の皆さんに周知していきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 項目の2番として、2002年から導入された住民基本台帳ネットワークシステム、これは略して住基ネットと言いますが、住民基本台帳に記載されている個人情報の氏名、生年月日、性別、住所など、限定された情報が、役場の窓口に来なくとも、他市町村やコンビニで取り出せるというものでした。住民生活にはほとんどメリットがなく、カードを持つ人も少なく、当初からシステムに税金を使うだけだということで、ずっと反対はしてきましたけれども、このマイナンバー制度に伴い、順次、これ、終了となっていくというふうにお聞きしております。

現在までに、住基ネットのシステムと運用にどれぐらいの予算が使われてきたのか。また、マイナンバー制度では、今答えていただいたように、扱われる情報が、源泉徴収票への記載など、民間でも広く番号が使用され、番号の広がりという点では、量的にも、質的にも、住基ネットとは比べものにならない危険性が飛躍的に高まります。そのためのシステムの構築費用も膨大になると言われております。村での予算額、今までにはどれだけ予算が使われたのか、これから運用にはどれぐらいの経費がかかるというのが予想されるのか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 住基ネットとマイナンバーの負担ということでありませう。

まず、最初に申し上げておきたいことでもありますけれども、このマイナンバー制度につきましては、これは法律に定められるものでありますので、番号カードの交付というのも法定受託事務となっておりますので、自治体独自の判断で参加をしないということとはできないわけでありませう。ここが住基ネットとマイナンバーの大きな違いとなっておりますのでありませう。

経費の問題でありますけれども、住基ネットでは、国全体で約130億円ほどのコストがかかっていると言われております。村では、村の関係する庁内部分におきま

しては、2,200万円ほどかかったところであります。マイナンバーに伴う経費でありますけれども、情報センターの負担といたしまして3,500万円弱が村の部分であります。この部分は国からの補助金で賄われるところであります。また、今回の補正でもお願いをしておりますけれども、中間サーバーのファイアウォールと接続端末の整備費用、これ、470万ほど、補正でお願いしたところであります。自主的な一般財源としては、この470万というふうに理解をしておるところでございます。住基ネットにつきましても、コンビニ交付の部分というのにお金がかかっておるところであります。今、コンビニ交付というのは非常にふえてきております。そんなことで、一定の効果はあったんだろうというふうに思いますけれども、今回、このマイナンバー制度に切りかわっていくということでありますので、費用的には国の補助金が主になるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、村長のほうでお答えいただいた住基ネットとマイナンバーの村のかかる部分については、今確認をいたしました。

全国的にはどのようになっているかというの、ちょっと今、数字が、私が持っているのは、住基ネットはシステムを設置するのに390億円だということです。マイナンバーのほうでは、2,900億円、もう既にシステムを構築するのに使われたということで、それ以後、どんな危険が潜んでいるのかわからないという状況がありまして、どれくらいの税金がつき込まれるのかということが大きな問題に今なってくるというふうに思います。後のほうで、またその点はちょっと触れたいと思います。

3といたしまして、10月5日から、個人番号をお知らせする通知カードが、住民票を持つ全ての人に送られるというふうに言われております。16年1月からは、税の源泉徴収、健康保険等、さまざまな場面でマイナンバーを記載することが義務づけられてきます。

今議会で、個人情報保護条例や手数料徴収条例の改正など、マイナンバー制度に関する改正がやっとされたところであります。これが、10月から、役場から通知カードが発送される、またマイナンバーカードの発行等、窓口での混乱が予想されると思います。

何よりも、テレビや新聞での情報だけでは、マイナンバーが何なのか理解されていない人も多いというふうに思います。先ほど、10月の村報でお知らせするというところでありますけれども、10月の頭に村報が来ますから、見ればわかるということなのかというふうに思いますけれども、そもそも、住民への説明や理解が全然、本当に今までいきなり出てきたという感じになるわけでありましてけれども、村報でお知らせする、ホームページでお知らせするだけでいいのかどうか、そのことについてちょっとお聞きしたいと思います。

窓口で、わからなくて、多くの人が殺到するということがないのか。窓口での体

制はどのように、どこの部署で、どのように、特別なところを設置して当たるのかどうかということも含めて、今後の日程についてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） マイナンバー制度の説明と体制という御質問であります。

10月から、地方公共団体情報システム機構から、通知カードと個人番号カードの申請書が簡易書留で郵送されることになっております。これによりまして、地方公共団体の情報システム機構に郵送するということでもあります。その後に、28年1月以降、役場の窓口において、通知カードと交換という形で、個人番号カードの交付を受けるということになるわけであります。

周知につきましては、10月の村報やホームページ等でお知らせをしておりますし、いろんな新聞報道等も出てくるのではないかと考えておるところであります。そのほかの周知方法とすれば、説明会を開くとか、そういうことまでは考えていないところであります。

体制につきましては、住民福祉課の住民係がやっていくということで考えております。

混乱という話もありましたけれども、そういった部分が見られるということであれば、独自の窓口といいますか、そういったことの設置も必要かというふうには思います。したがって、その状況は見きわめてまいりたいというふうに思います。いずれにいたしましても、村で対応しなければいけないことでもありますので、混乱がないように別の窓口を設けるのか、あるいは同じ窓口でいいのかという、その辺の判断はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、特別な説明はしないということであります。

ちょっと確認したいんですけども、個人、個人に送られるマイナンバーの個人番号ですけども、これは一旦、役場の情報、役場というか、情報システムに来てから、それぞれに発送されるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それで、今問題になっているのが、例えば、高齢者住宅とか、施設に入っている方とか、膨大な数の人のところに届かないんじゃないかという心配もされているわけでありまして、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） まず、通知カードの発行関係、また個人番号カードの発行関係でございます。この事務手続につきましては、地方公共団体情報システム機構、こちらのほうで受託事務という形で行われるようになります。ですので、全ての書類関係の発送はこちらのほうで行われるようになりますので、村のほうの対応としましては、特にそういったことにかかわってくる部分というのは最終的な

個人番号カードの発行の際、その際に通知カードと個人番号カードを交換するというようなことが一番かかわってくる部分であります。ですので、個人番号カードを使用したいという方で申し出をされる方は、一番最後、最終的に村のほうへお越しいただくというような形となってまいります。

それから、今、住民居住情報等も、地方公共団体情報システム機構のほうから照会等も来てございます。その中で、住民情報の確認等も行われておりまして、実際、住民票がない、あってもここにお住まいになっていない方ということもございます。そういった方につきましては、最終的ににお住まいになっているかどうかというのを確認されて、それが確認されない場合には、また地方公共団体情報システム機構のほうへ返すというような形になってまいります。あと、福祉施設関係ですとか、そういったところは、また福祉施設関係のほうで住民の情報等も確認していくという形になってますので、個人番号が通知されないという方は、本当にごくわずかにとどまるものと考えているところであります。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、説明をいただきました。

10月2日時点で、今、国の段階でも一応確認を全てとってというふうな説明はしているわけでありましてけれども、うちの村の範囲だったら、そんなに確認するのは難しいことじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺のところはもし落ちがあったり、不安があるんじゃないかということで、それが来た段階での、やはりこれをどう扱うのかということについては、今、説明会を開かないということでしたけれども、赤ちゃんからお年寄りまで、全員が1人一つ、ついてくるわけです。お年寄りの場合、本当に、実際これをどう扱ったらいいのか、もしかしたら、そのままぽんと、どこかへやっちゃうかもしれないとか、そういう心配もあったりするわけで、その管理というのは本当に大きな負担になるというふうに思うんですけれども、もっと丁寧な説明が本来必要じゃないかなというふうに私は思うんです。後のほうで、もう一度、そのことについてはお聞きいたします。

4番として、マイナンバーで管理される個人情報でありますけれども、先ほど村長も説明されましたように、社会保障や税、災害の3分野、98行政事務であったわけでありましてけれども、9月3日の時点で、衆議院で、2018年からでありますけれども、金融機関の預金口座や予防接種の履歴、特定健診の結果を健保組合が管理・活用するなど、追加されてきました。行政で個人情報を扱う職員が、セキュリティに関する研修を受ける義務づけもされております。こういう中で、中小業者が、従業員の給与について、源泉徴収に対するシステムの整備など、大きな負担がかかると言われております。研修についてと、それらの中小業者の皆さんへの対応をお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 管理される情報というのは、98行政事務が定められておるところであります。行政機関で保有する特定個人情報というのは、利用目的以外の業務には利用できないということになっておりますし、同時に、また今御指摘がありましたように、また新たに特定健診や予防接種、あるいは預金口座とも結びつけることが盛り込まれたところでもあります。当面は任意とされております。

研修の部分であります。個人情報を扱う従業員の研修などに取り組む、このことは必要であるというふうに思っておるところであります。したがって、中小事業者、かなりの負担になろうかと思えますけれども、この辺は国でしっかりとお願いをしていきたいというふうに思えます。村は、村の職員のセキュリティに関する研修というのは、しっかりとやっております。そんなことで御理解をお願いいたします。

また、同時に、要するに、個人番号を含む個人情報というのをきちんと管理するというところでありますので、民間業者が、従業員や顧客などに個人番号の提供を求めたり、個人番号を含む個人情報を収集し、保管することができないということになっておりますので、そういったセキュリティというのはしっかりとやっていく必要がありますし、やっていかなければならないというふうに思っておるところであります。それなりのそういった措置というのも当然やっておるところでありますので、お願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） それでは、5番としてお聞きしたいと思います。

今言いましたように、16年1月から、さまざまな場面でマイナンバーの記載が義務づけられるということになっております。今言いましたように、税の源泉徴収や健康保険、介護保険の申請等、さまざまな手続に使われるということでもあります。番号が流出して悪用されれば、プライバシーの侵害やなりすましなどの被害が起これかねません。そのために、今、先ほども言いましたけれど、赤ちゃんから高齢者まで、通知カードを紛失したり、盗まれたりすることがないように保管することが必要になりますし、各種手続が省けて便利になると宣伝しておりますけれども、国民は、番号管理の大きな負担があるのみではないかというふうに思えます。これによって、本当に、住民や行政にとってメリットがあるのかどうか、この膨大な予算をつぎ込んで、そのことをお聞きしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） メリットがあるかということでもありますけれども、私は、この個人番号を利用することによって、社会保障や税にかかわる行政手続における添付書類の削減や行政の効率化、このことには大きなメリットがあるというふうに思っておりますし、もう一つは、正確な社会保障の給付が実施できる。このことも大きなメリットになるのではないかというふうに思っております。今まで、消えた

年金とか、いろんなことが言われておりますし、そういった問題も生じてきておるところであります。この個人番号によって、そういったことはなくなっていくんじゃないかというふうに考えておるところであります。したがいまして、住民、行政、双方のメリット、これは大変大きいというふうに思います。

ただ、個人カードを管理する、それぞれの皆さんは、本当にしっかりと管理をしていただくということになるかと思えます。大変ということでもありますけれども、管理ということでもありますので、それはなくさないようにしていく、あるいはどこに置いてあるか常に把握をしておくという、こういうことはしていただきたいなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） では、今、村長としては、行政的な効率化とか、メリットがあるという説明をされたわけでもありますけれども。

6番として、セキュリティについてお聞きします。

年金機構の個人情報大量流出で、公的機関が管理するから大丈夫という安全神話が崩れて、大きな衝撃が走りました。マイナンバー制度に関して、セキュリティ対策について、国から対策の指導があったのでしょうか、その点についてお聞きします。村としてはどういうセキュリティ対策をとったのか、今の状態で完全な状態になっているのか、お聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） マイナンバー制度についてのセキュリティの問題であります。

これ、システム上の問題であります。誰でもが接続できるインターネット回線とは違い、LGWANという閉鎖された回線を使用し、接続を行っていくということでもあります。したがいまして、インターネット回線等の接続はないということでもあります。そんな点は、そう御理解もいただきたいというふうに思っておるところであります。

これ、年金機構の問題の話もありましたけれども、使用する職員のモラルによる情報漏えいという問題でありますけれども、現在、この職員への研修というのは行っているところであります。そういったことが起きないように、今、研修をしっかりやっておるということでもありますので、お願いしたいというふうに思います。

ネット上の問題、システム上の問題ということで、相手先のこの機関のネットワークシステムに入ることがないようになっておりますので、そういうことは心配ないというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ありがとうございます。

あと、これも最後の質問になりますけれども、マイナンバー制度について、ずっと調べてきたわけでありまして、今まで住基カードでも、不正取得、偽造、なりすましで、犯罪が頻発し、防止策をとってもイタチごっこの状態になっているということがわかりました。対策を講じて、不正取得は減らず、2009年から12年の4年間で226件も不正取得があった、悪用されたということがあります。

きのうのニュースによれば、消費税の還付もここで、これで検討するというようなことでもありますけれども、まだ制度が始まる前から利用の拡大のみを進めており、不安は大きくなるばかりだというふうに思います。

日本がモデルにしているアメリカのマイナンバー制度でありますけれども、これは、官民で広範に社会保障番号が共通番号として使われて、06年から08年に、なりすまし犯罪被害は1,170万件、損害額が173億ドル、2兆円に達し、国防総省が共通番号の使用をやめ、独自の限定番号に全面的に移行するなど、共通番号を見直す方向に進んでいます。アメリカ以上の防止策を講じてるから大丈夫という説明でありますけれども、全く信頼できるものではありません。

準備は間に合うのか、住民に理解されているのか、個人情報の保護は本当にできるのか、疑問だらけの制度だというふうに思いますので、実施準備を少し延長しても、きちんとした対策をとる、住民に安心してできるような形をとるべきではないかと思っております。

マイナンバーについては以上であります。

次に、介護保険についてお聞きします。

介護保険、15年で制度の危機についてをお聞きします。

介護保険は、2000年にスタートして、15年が経過しました。みんなで支える老後の安心を合い言葉に、介護保険料を払うかわりに、いざというときには公的介護保険制度で十分な介護が受けられるはずでしたが、15年たった今、決して安心できる状況ではありません。

特養ホームの状況についてお尋ねします。

ことし4月から、特別養護老人ホームの新規入所、原則要介護3以上に限定しました。全国では、52万人以上に上る入所者待機がある。要介護1、2の人は、その中で17万8,000人で、もう待機全体からも締め出されております。長野県では、2014年の待機者は4,936人となっています。本村の待機者数はどうでしょうか、お答え願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 介護保険の御質問であります。

待機者でありますけれども、要介護3以上の方が20名、要介護1または2の方が10名となっております。おっしゃられましたとおり、4月から、原則、要介護3以上の高齢者に、入所につきましては限定をされているところであります。しかし、例外措置として、いろんな条件がついておるわけでありまして、知的障害者や精神障

害を伴い、地域で安定した生活を続けることが困難な場合、あるいは家族等の虐待が深刻である場合、単身世帯であって、同居家族が高齢または病弱であるために、家族等による支援が期待できない場合、こういった皆さんには、要介護1または2であっても、入所が可能です。現在、村の待機者10名については、全ての方がこのいずれかの要件を満たしておりますので、入所は可能であるという判断を村としてはしておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ありがとうございます。

今、村としては入所できるということでありまして、でも、いずれにしても、待機の数30人近くおるわけでありまして。

その中で、最近も、ちょっと介護1、2の方で、家族病気のために緊急に入所が必要になった方がありました。村内の入所施設の状況を今回調べていただいたわけでありまして、地域密着型で幾つかの施設があります。村内の人が優先ということではありますが、特養と違い、ある施設の場合は、入居時の一時金が50万円、1カ月費用が17万4,600円となっております。この方は、他の市町村のグループホーム受け入れ可能でしたので、南箕輪に問い合わせしたところ、南箕輪にあきがあるので、他の市町村の入所は不可ということでありました。特養では、収入に応じた減免もありますが、民間との差が大きく、待機者から除かれた人たちに差が大きく、入れたとしてもこういう状況になるわけでありまして、財政面での支援というのが村としてはできるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 財政面の支援ということですか。

8番（三澤 澄子） そうです。利用に対しての。

村長（唐木 一直） 利用に対しての財政面の支援ということですね。

この介護保険の部分の支援というのは、村といたしましては、所得に応じまして、介護保険を利用した人に補助金として出している、この支援はありますけれども、そのほかの支援というのはないわけでありまして、したがって、現状ではできないということをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 2番としまして、8月から、低所得者の施設利用者の居住費、食費補助の対象要件が厳しくなりました。世帯分離しても、戸籍上夫婦であれば、配偶者が住民税課税の場合は対象としない。低所得者でも、預貯金などが一定額、単身1,000万円以上あれば対象としないという厳しい内容になっております。このために、補助が打ち切られれば、食費、部屋代が全額自己負担となり、施設から退所せざるを得なくなります。補助を受けるためには、通帳のコピーや財産にな

と思われるものの提示が今求められています。私たちの施設のはびろの里でも、40%が影響を受けて、今月中に提示しないと、3から4万円の自己負担がふえることとなります。本村における、こういう実態が今起こっているのかどうか、お聞きします。

これから後、3と4と5と6と、ちょっと一緒に質問しますので、まとめてお願いいたします。時間の都合上。

次に、合計所得160万以上で、利用料負担が1割から2割に引き上げられました。8月からです。6月議会で、対象者は30名ほどと言われましたが、医療生協でも10%の人が2割負担になり、サービスを減らす動きがあります。本村での実態はどうでしょうか。

それから、要支援1、2の人の訪問介護と通所介護でありますけれど、ちょっと3まで、とりあえずお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 低所得者の居住費や食費の問題でございます。

本村の場合、8月からの申請は、現時点で121名となっておりますけれども、制度改正による不支給者はおりませんでした。これはないということで。従来の基準の中で、住民税が課税されたことにより不支給となった方は5名おります。これは所得の増ということでありますので、これはやむを得ないというふうに思っております。

ただ、要件として、私自身が考えるに、単身の場合は貯金が1,000万以下、夫婦の場合は2,000万以下である、これが追加されたところでありますので、ただこの額というのは、私はやむを得ない額ではないかというふうに思っております。私個人の貯金から見ても、これは本当にやむを得ないなというふうには思っております。私はこんなにありませんので、その辺だけ申し上げておきたいというふうに思います。

それから、1割から2割負担、この8月からなったわけでありまして。ふえた方、2割になった方が25名おります。本村の場合の影響者は25名ということでありまして。ただ、この制度につきましても、高額介護サービス費の支給により、負担上限もありますので、全てが2割負担となるわけではないということで、その辺は御理解もいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしまして、制度が大きく変わってきておりますので、この制度改正につきましても、村として、どういう皆さんが影響しているのか、これは検証する必要があるというふうに思っておりますので、これは検証はしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） あと、4、5、6と、ちょっと続けて質問をいたします。

総合事業サービスというのに移行されることになりました。村では、要支援1、

2の方の訪問介護と通所介護であります。これは介護保険から外して、総合事業に移行するという事で、2017年からなっています。要支援者が、これまで介護状態にならない頑張ってきた制度でありますけれども、このサービスに移行していくについて、村としての対応はどのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

総合事業サービスが始まるについて、介護に対する認定の申請の受け付けでありますけれども、地域包括支援センターや窓口で対応した人に、基本チェックリストを実施し、必ずしも専門職でなくともよいということになりました。サービスの振り分けがそこでされてしまうわけでありまして、窓口に来て、機械的に、介護は必要ないですよと言われる場合があるというふうに心配されております。この点について、村での対応はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

村では、2017年から総合事業に移行するために、今、要支援のサービスを受けている人は、そのまま今受けている事業所で同じサービスを続けるというふうにはなっております。しかし、2015年での報酬改定で、要支援のデイサービスは20%の引き下げになっており、経営が成り立たないと、要支援者の受け入れを控える動きが出ています。村としては、現行予防給付の報酬単価をそのまま補償しているのか、お聞きいたします。

そこまで、ちょっとお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） まず、総合支援事業の村の取り組みの状況であります。

平成27年4月の介護保険制度によりまして、御承知のとおり、要支援1、2の方が利用するサービスにつきましては、介護保険事業から市町村事業に移行になるところであります。猶予期間がありますので、村では平成29年4月から開始するという事で、今、準備を進めておるところであります。県内には、既に始めたところもありますけれども、村では29年4月からということ御理解をいただきたいというふうに思います。

この総合事業に移行する場合は、同じ事業所が利用できるように、改めて指定をしていきたいというふうには考えておりますし、同時に、地域での取り組みというのが大変大事になってくる所でございます。したがって、今月から、各地区において、地域ケア会議を開催してまいります。その中で、行政としての支援のあり方を検討してまいります。地域ケア会議を開催しながら、いろんな御意見をいただいて、検討していくということであります。これをきっかけにして、地域での住民主体の介護予防や生活支援の基盤づくりに発展できればと考えておるところであります。住民主体ということが重要となってくるというふうに思っておるところであります。

それから、チェックリストの問題がありました。

これは、本当に簡易なアンケートということでありまして。今までのチェックリストと比べますと、これは判定が簡単でありますので、迅速なサービスにつなげられ

るメリットというのがあるんじゃないかと思っております。利用申請があった場合は、窓口でチェックすることだけではなくて、地域包括支援センターの職員が、訪問でふだんの様子を確認するなど、利用される方の要望に沿った対応はしてまいります。このチェックリストだけで判断するというのではなくて、訪問をして、様子を確認する。この作業もしてまいりますので、その点はそんな御理解をお願いしたいというふうに思います。

それと、報酬単価の切り下げの問題であります。

各事業所に、村の指定を引き受けていただくためには、その報酬単価や基準の設定が、本当に大きな問題となってくるところであります。余り低い単価では、サービス内容も限られたものにならざるを得ません。例えば、入浴料は実費を徴収するなどの、利用者の方への負担もお願いする可能性も出てくる場所でもあります。今後は、この事業所と話し合いを重ね、また他市町村等の動向も注視しながら、足並みをそろえながら移行していくのがいいんじゃないかというふうに思っております。利用する方への影響がなるべく少ない形で移行できるように、調整をしていく必要はあるのかなというふうに思っております。これから、また事業所との話し合いということが出てまいりますので、と同時に、これは全市町村で実施をしていかなければならないわけでありまして、その市町村、市町村によって、過度の格差というのは好ましくないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の情報、足並みは、情報共有をしながら、整えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 済みません、ちょっと時間がなくなってきましたので、とりあえず、7と8をちょっと一緒にさせていただきます。

地域包括ケアシステムというのがこれから構築されていくということでもありますけれども、村で担っている地域包括支援センターを強化する必要があるというふうに思います。

あと、認知症の対応とグループホームの介護事業所の実態について、ちょっとお聞きしたいと思います。グループホームと介護事業所の実態であります。

認知症については、今かなり、地域で認知症を在宅介護している方がふえてきているというふうに思いますけれども、なかなか介護に結びつかないという点で、実態を把握しているのかどうかということと、今も、各事業所とこれからのいろいろ検討していくということでもありますけれども、日本共産党の長野県県議団が、介護事業者アンケートというのを先日行いました、全県に、1,706に送って、回答は194と、8月までに来ているということでもありますけれども、この中で、職員の確保が困難というのが57.6%、あと、特別には、介護職と看護職が80%弱しか充足されていないということや、経営状況については、63.24%が赤字と答えております。経営と

存続への展望というところが持てないと答えた方が66.27%ということで、今の介護保険の状況では、これからますます地域で支えていくということが必要になってくるわけでありまして、介護施設そのものがもう維持できない状況に追い込まれているということが明らかになっております。

その点について、やはり、村単独でやっていくということは難しいところがあるわけでありまして、いずれにしても、これから進む介護の方向が、今の状況では本当に成り立たないというのがもう明らかになってきているわけでありまして。先日も、村での介護の担当の職員も、1人充足できなかったということもあります。そのことについて、村の地域包括支援センターでしっかりと体制をとっていかねばならないというふうに思うわけでありまして。

最後に、冒頭で村長がおっしゃいました、2040年に長野県一よい自治体と実質なるためには、高齢者の実態を正確につかんで、介護全体を支えるために、財政を強化する必要があるというふうに思いますし、地域包括支援センターの、今言いましたように、充実と人材、専門職の増員が必要ではないかというふうに思うわけでありまして。介護で泣くことがない村にをスローガンにしてほしいというふうに思うものであります。

7と8について、ちょっとまとめてお聞きしました。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 7番、8番、まとめての御質問であります。

介護事業所の経営の問題が出されました。

この4月からの介護報酬の減算によりまして、村内の事業所からも非常に厳しいという声は寄せられております。ただ、この中で、デイサービスを行う事業所には、総合事業の指定をお願いしていかなければなりませんので、厳しい状況の中でお願いしていく、こういうこともしていかなければならないという実態もあるわけでありまして。その辺は、また考えていかなければならないのかな。先ほども申し上げましたように、介護事業所との話し合いや、あるいは他の市町村の例を参考にしながらということになるかというふうに今考えておるところであります。

それから、今、新たな取り組みとして、認知症の皆さんには、要支援1、2、これ、給付が外されるわけでありまして、全国的な運動といたしまして、認知症カフェなどの一般住宅が主体となって、住民が主体となって行う取り組みが始まっております。こういった取り組みを村内へ広げていく必要は、私はあるというふうに思っております。その第一弾として、ボランティアの方々により、赤松荘で始まっております。こういった経験を踏まえ、また問題点を整理しながら、村内でもう少しふやしていければというふうに思っております。

それから、介護で泣くことのない村にというお話でありました。これは、全国的な問題であります。今後も高齢化が進んでまいりますし、介護給付費も増加していくことが明らかであります。これに伴いまして、公費による財政負担も増加してま

います。村に限らず、全国的な課題でありますし、介護だけではなくて、あらゆる社会保障についても同様の状況にあるところでもあります。こういった中で、どういったことができるのかということ、これは大変難しい面もあろうかと思えます。社会保障というのは、負担が年々増加しておるところであります。1年に全て合わせますと約1兆円増加していくというふうに言われております。そういった中で、どういったことがいいのかということを考えていかなければならないというふうに思います。

私自身は、負担できる皆さんには、一定の負担はお願いしていかなければならないだろうというふうには思っておるところであります。そうしていかないと、制度自体が維持できないという状況もあるところでもあります。その中で、村としてどうしていくのか、これは当事者の立場に立った支援も必要でありますので、そういうことは努めてまいりますし、地域包括支援センターの自立というのにも必要となつてまいりますので、人的なそういった充実は図ってまいりたいと、その中で、それぞれの皆さんの相談に応じたり、あるいは悩みを解消するような努力をしたりという、このことはやっていかなければならないことでもありますので、それは支援に努めてまいります。

いずれにいたしましても、これは国全体の大きな課題となってくることは事実でありますので、その中で、村がどう独自性を発揮できるのか、問われる問題も出てくるのではないかとこのように思っておるところであります。将来にわたって、財政基盤をきちんと確立しながら、介護で泣くことのない村にしていければ理想でありますし、そうしていく努力はしていかなければならないというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 済みません、時間がなくて、ちょっと省いた項目もあります。

ボランティアについては、担当課のほうへ、またちょっと問題点などもお知らせしながら、以上で質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで、8番、三澤議員の質問は終わります。

ただいまから10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時55分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和です。

心配していた台風が、私の質問のときに一番近づくんじやないかと思って心配をしていたんですが、何か、外を見ると、光が見えて幸いです。

また、先日の突風だとか、今回の台風で被害を受けられた方にお見舞い申し上げます。早い復旧を願うものです。

日本は、戦後70年間、多くの犠牲者を内外で出したさきの大戦への痛切な反省を踏まえ、憲法の平和主義の原則のもと、自国防衛のための専守防衛を貫き、他国に脅威を与える軍事国家とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してまいりました。この平和国家路線は、今回の平和安全保障法制でも何ら変わるわけではありません。

最初に、現在、参院で審議されている平和安全保障法制についてですが、このことは、国政の話で、村政には関係ないと思われませんが、国家、国民を守るための法整備です。南箕輪村村民を守る法整備につながってくるわけです。村長はどうお考えか、伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。

国家国民を守るための法整備の必要性はという御質問であります。

御承知のとおり、今、安全保障関連法案は、参議院で審議中であり、国民の関心も高い問題となっております。また、その結果が注目をされておるところであります。

この問題につきましては、さまざまな考え方があろうかというふうには思います。国政に関する質問であり、かつ国家の安全保障をどうするかという、極めて大切な大きな問題であります。したがって、一自治体の首長がお答えできるような問題ではないというふうに思っております。しかし、そうは言っておられませんので、これは私の考え方ということで御理解をお願いいたします。

今、この世界を見れば、紛争やテロが絶えず、また核兵器の恐怖等々、平和な社会と言えない状況もあるわけであります。そういった中で、国を守り、国民の安全を確保することは、国としての責務であるというふうに私は思っております。しかし、その方法をどうするかということは、大変難しいことだろうというふうに思います。そういった方法論の一つとして、今回の安全保障関連法案が出てきたんだろうというふうには思っておるところであります。

しかし、この安全保障関連法案につきましては、国民世論は反対や慎重の審議を求めています。また、多くの憲法学者が違憲性をしているところでもあります。また、本村でもそうでありますけれども、地域住民の代表である多くの地方議会で、慎重審議を求める意見書や廃案を求める意見書が可決され、国に送付をされているところでもあります。そういったことを考えれば、国民の理解が十分進んでいるとは言い切れない弁が多いところでもあります。こういった中で決めていくということは、私はいかかなものかなというふうには思っておるところであります。したがって、もう一度仕切り直しをしながら、丁寧な説明をし、国民の理解を得る努力をという

のは必要ではないかと思っておるところであります。

私自身の考え方でありませけれども、軍事力、この抑止力というのは必要でありますけれども、軍事力で平和になるとは思っておりません。いろんな交流、経済活動等々、あらゆる手段を尽くしながら、平和な社会の実現のために努力していかなければならないと思っております。

また、今回の問題で一番の問題は、今まで内閣がとってきた憲法解釈、この憲法解釈の変更ということを含んでおるわけであります。私は、この憲法解釈の変更ではなく、必要なことは手続を経て改正していくことがよいのではないかと考えておるところであります。そうした観点もありまして、今回の平和安全、いわゆる安保関連法案につきましては、もう一度仕切り直しをしていくことが必要だというふうに思っておるところであります。憲法改正の議論も出てくると思いますが、これも私自身の考えでありますけれども、その中でも、戦争放棄を掲げている憲法9条は、私自身は守っていかなければならないというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 村長の考え、ありがとうございます。

与党も野党も国民の皆さんも、日本を取り巻く安全保障環境が激変したことはわかっているし、認めているはずです。政府案は違憲か合憲かの入り口論に終始し、国民を不安にさせる戦争法案などというレッテル張りはいかがなものかと思えます。この法案の根本は、国家・国民を守るための法整備です。憲法の理念を現実的な政策に落とし込むための議論が必要であると考えます。国家と国民の安全確保を国としてどう進めていくか、その取り組みが大変重要です。ただ、反対、反対のレッテル張りからは、何も生まれません。また、一部のマスコミ報道にも問題があると思えます。

憲法が制定されて約70年が経過しました。恒久の平和を念願し、我々の安全と生存を保持するための平和法案を国民一人一人が真剣に考えるいい機会だと私は思っています。

私の好きな本の中の一節に、平和ほどとうときものはない、平和ほど幸福なものはない、平和こそ人類の進むべき根本の第一歩であらねばならない。

次に、高齢者福祉サービス制度について伺います。

サービス内容は、村で出している冊子が、こういうサービス制度というものをしております。さまざまなサービスがあって、多岐にわたった事業を行っております。この内容を全部聞いていると時間が足りませんので、今回は移動支援事業と家族介護者支援事業のサービスの取り組み状況、利用状況をお伺いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 福祉サービス制度の中の移動サービスについての御質問

であります。

移動サービスにつきましては、タクシー利用料金の助成事業や福祉サービスの移送事業、特殊車両利用助成などがあります。

サービスごとに申し上げますけれども、タクシー利用料金の助成事業につきましては、障害者や交通手段を持たない75歳以上のみの世帯に対し、タクシーの初乗り運賃700円を年間24枚助成するものでありますが、平成26年度におきましては、132名に対し3,100枚発行し、利用率は67.5%となっております。前年度に比べまして、利用率で14.2%増加いたしました。

また、福祉移送サービス事業についてでありますけれども、これは社会福祉協議会の委託事業であります。移動手段を確保することのできない皆さんに、通院や公共施設への移動、買い物等に利用できることになっております。平成25年の10月から、高齢者のみの世帯対象を75歳から70歳に引き下げたところであります。したがって、利用登録者は157名、利用回数は2,837回、前年度に比べて、利用登録者で23名、利用回数で656回増加いたしました。そんなことで、増加はしております。これ、車両2台ということで、当初は1台で始めましたけれども、利用者が多いということで2台ということで今行っておるところであります。

特殊車両の利用助成でありますけれども、所得制限があります。平成26年度におきましては、18名に対し568枚発行し、利用率は47.9%で、利用率低いわけでありまして、前年度に比べて、利用率で8.6%増加しております。

また、介護者の福祉手当とか、いろんなサービスがあるわけでありまして。これらにおきましても、前年度に比べて増加しておるところでございます。

したがって、利用率が増加しておりますので、いろんな部分で周知が少しずつも広がってきておるのかなというふうには考えておるところであります。さらに多くの事業で利用率が増加できるよう、周知もしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 利用率が上がっているということで、大変いい傾向だなと思うんですが、ただ、その利用率が、先ほどのタクシー利用券にしても67.5%というような数字になっております。

このタクシー券についてなんですが、現在、タクシー会社のみでの利用しかできないということを伺いました。また、今、村内でも福祉タクシーというものが、個人でやられている方たちがおられます。福祉タクシーをやはり使いたいという方もおられて、そこにこのタクシー券が使えたらいいねという声もありましたので、検討していただければと思います。

また、このサービスの受付は、役場の住民福祉課、実際に携わるのは村の社協、特にケアマネジャーさんたちが関わっているわけです。ここの担当係、役場の担

当係と現場のケアマネジャーさんたちとの、サービス内容だとか、先ほどの利用率も踏まえた検証というのが、私は大変大切な取り組みになると思います。

今、社会では、P D C Aサイクルと言われる取り組みを、各企業もされているし、今、各自治体も取り組んでいると思います。Pは計画です。目標を数値化する。Dは実施です。進捗を確認する。Cは評価、目標に達したか、未達成か。未達成だったら、計画実施に問題がないか。また、Aは改善処置です。次の計画、Pへの意識した見直しということになっておりますが、この取り組みが非常に大切だと思いますが、村長、いかがでしょう。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 取り組みにつきましての検証というのは必要であります。本村におきましても、毎年決算時におきまして、大幅な増減が見られた事業については、その要因等について検証は行っております。詳細な分析までは、まだ実施していないところでありますので、事業の委託先である社会福祉協議会や事業実施事業者、住民の皆さんのお声を聞き、サービス利用の状況を踏まえて、こういったP D C Aサイクルに沿って、制度の見直しを検討していくことは、重要なことであるというふうに捉えております。詳細な検討まで、まだ入っていないことでもありますので、詳細の検討まで入りながら、そういったことにつながっていけばいいというふうに思っておりますので、この辺はもう少し時間をいただきたいというふうに思います。

日常的な仕事に追われて、なかなかそういったところまで進んでいないというのが実態でありますので、その辺は事務内容も検証しながら、またそういうサイクル的なことができるようにしていかなければならないと思っておりますので、お願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 企業でもそうですが、とかく、このPの計画とDの実施で終わっている場合があると言われます。このP D C Aまでのサイクルの取り組みをして、また、このスパイラルアップといいますか、らせんで上がっていく、向上していくということが大切であると言われておりますので、よろしく申し上げます。

次に、介護用品購入補助事業について伺います。

これは、村独自で行っている事業だと思います。実施要綱では、対象者は村に居住している、村民税が非課税世帯の者で、介護度4、5の常時介護する者となっております。補助方法が、4月から9月の6カ月と10月から3月の6カ月、6カ月、年に2回に分けて、申請をして、1回3万7,800円の掛ける2です。7万5,600円を限度に補助するものとしております。

このことで、関係する方からちょっとお手紙をいただきまして、内容は、この介護世帯で、世帯員が、生活するためにパートとかアルバイト等の所得で、1円でも

村民税がかかってしまえば、この対象から外れてしまう、困っているという内容でした。制限を何とか低所得者世帯に変更できないかという訴えです。

この制度は、平成12年にできております。現在、消費税が8%になっておりますが、この金額が据え置きのまま。担当係に聞くと、対象者は、平成24年で15人、申請者が9人、25年が8人で、申請者が5人、26年が14人で、申請者が9人。申請率は60%ほどですが、補助支給額が平均すると、年で7万5,600円あるんですが、2万円ほどなんです、1世帯に支給されているのが。少し利用率が低いと思います。

これは、いろいろな理由が考えられますが、先ほど言ったPDCAの改善だとか、また現場のケアマネジャーさんに伺ったところ、使える幅を少し広げていただいたらありがたいということで、入院時にも使えるようにしていただけないかとか、食事、特に流動食なんかの食事にも使えないか、また介護度2、3の方たちも対象にさせていただけるとありがたいと言っておりました。また、申請制じゃなくて、チケット制にさせていただいたら、利用がしやすいとも言ってます。サービスをされる側に立った改善が必要だと思いますが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護用品の購入補助事業であります。

住民の方からのお手紙の内容もお話があったところであります。対象者を住民税非課税世帯とさせていただいておるところであります。低所得者世帯の考え方がありますけれども、さまざまな福祉施策、このことも住民税非課税世帯というのを基準としておるところでありますので、この辺は、どこで線を引くかという大変難しい問題になってまいりますので、低所得者世帯につきましては住民税非課税世帯という、この考え方は堅持をしていきたいというふうに思っておるところであります。

介護用品の定義につきましては、いわゆる種類を限定しておりません。必要な消耗品や介護食品等となっております。そんなことで、利用をしていただければというふうに思っております。入院時の利用につきましては、今、現行制度の中では利用できないということになっておるところであります。

使い勝手の問題等々の指摘があり、利用率も低いというお話でありましたので、それぞれ利用者の皆さんの御意見をお聞きしながら、財政状況を見きわめながら考えてみたいというふうに思っております。制度があるんですから、制度としてより使いやすくしていく、より意義のある制度にしていく、このことは必要なことでもありますので、その辺はちょっと御意見をお聞きしながら、検討させていただきたいというふうに思っております。

ただ、低所得者の定義の問題、あるいは入院時につきましては、在宅サービスという、在宅介護ということの基本でありますので、その辺は現行のままとして、さらに内容的にどういったものがあるのかということは検討してまいりますので、お願いします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 検討をよろしくお願いします。

それと、介護度の2、3まで広げていただけるかどうかという。現場での声を聞くと、デイサービスなんかに来られている対象者の皆様、日常の消耗品をあんまり多く使わないように、やはり自分でかなり頑張ってトイレに行ったりしているという話も聞いております。そういう方たちへのやはりサービスですので、そういう方たちの側に立ったサービスをお願いしたいと思います。

次に、福祉灯油券交付事業について伺います。

この事業は、灯油が高騰したときだけの措置として取り組んでいる事業だと思えます。昨年度はされました。聞くと、ことしは考えていないということなんです。これについても、非課税世帯、先ほど村長は非課税世帯で線を引きたいということなんで、答弁もまた一緒なのかなと思えますが、このこともちょっとお手紙の中で、低所得者世帯というふうに変更できないかという内容がありましたので、その件をちょっと伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 福祉灯油券の御質問であります。

これは、全ての市町村で実施している事業というわけではございません。村は、昨年度は実施をさせていただいたところでありまして、そんなことを受けまして、多くの市町村では実施をしておるのが実態であります。

所得につきましては、ほとんどの実施している団体が住民税非課税世帯ということになっておりますので、その辺は低所得者の定義というもの、どこで線を引くか、じゃあ、その線上で、上行ったり、下行ったり、その部分というのは大変難しい面があるところでありまして、これも住民税非課税世帯ということでさせていただいておるところであります。ぜひ、その辺は御理解をいただかないと、なかなか制度として難しくなってしまうので、お願いしたいと思います。

ことしにつきましては、灯油単価がかなり下がってきておりますので、現時点では実施するという事は考えていないところでありまして。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 村民税の非課税世帯、ちょっと、これ、本当に難しく、私もよく理解はしていないんですが、均等割と所得割と、あと扶養の人数でも差があるところ。住民税と違って、また所得税との金額の上限というか、壁も違うもんですから、一般の方たちは、所得税がかからないように頑張ってやると、住民税がかかってしまうという現状もあるわけ。現実の中で、そこら辺を少し考慮していただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、村の文化財、史跡について伺います。

現在、村の指定文化財、有形、無形、民俗資料、記念物で、19指定されておま

す。村でも、こういう冊子をつくって出していますが、これも何か、もう数量がないみたいなので、お願いしときたいと思いますが。村所有、区所有、個人所有、地域保存会とあります。村として、文化財保護条例というのが制定されているわけです。この保存及び活用に取り組みについて伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 先に、唐木村長。

村長（唐木 一直） 文化財の取り組みにつきましてであります。

村では、現在、村の文化財につきましては、8人の文化財専門委員に、文化財の保護や保存の現状を踏まえ、収集事業などの今後の課題について検討していただいております。また、村指定の文化財は現在19件が指定されており、毎年7月にはこの専門委員会の委員の皆さんが巡検をし、その状況を確認しながら、文化財の保護に努めているところであります。

具体的な取り組みにつきましては、教育委員会から答弁があらうかと思っております。

村といたしましては、引き続き、教育委員会と連携し、貴重な文化財、史跡の保護に努めてまいりたいと思っております。こういったことの貴重な文化財や史跡を後世に残していく、このことも村の重要な責任でありますので、特にそんな点には力を入れてまいりたいと思っておりますし、同時に、最近では、各地域ごとにいろんな取り組みが始まっておるところであります。そんな取り組みもありがたいことだなというふうに思っております。このごろ、新聞、地方紙を見ますと、どこでこういった事業が行われているというような記事も載っております。各地区でも、本当に御努力をいただいているんだなということで、感謝を申し上げるところであります。そういったきめ細かな活動というのが、全地区に広がっていけば、これは本当に理想的な文化財の保護につながっていくのではないかと思っておりますので、そんな機運も高めていく努力はしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 大切な村の歴史遺産です。先ほど村長が言われたように、各地区で、やはり取り組んでいただいておりますが、まだ全村的には広がっていないのが事実だと思います。保護、伝承が大切な取り組みになってきます。村民や来村した皆さんに知っていただく取り組みも必要だと考えます。

今月の広報、私、これ、この最後のページのここに温故知新で、人体文付有孔鏢付土器を載らせていただいております。非常に評価したいと思います、この広報をつくった方。この取り組み、この人体文付有孔鏢付土器は、平成21年に大英博物館まで、国の重要文化財と肩を並べて展示された宝物です。また、蔵骨器も大変珍しいもので、今、郷土館に展示してあります。この人体文付有孔鏢付土器のレプリカは一つあると伺っておりますが、もう少しレプリカをつくって、多くの皆さんに見ていただける場所に展示しませんかという提案と、また、19指定された中に、これ、入ってなかったかな、神子柴型の石器は入ってないですね。これは、今、伊那の

創造館のほうにあるということなのですが、これも神子柴遺跡から出たものだと、村から出たものだと思いますが、こういう石器もレプリカをつくって、展示をしていきませんかということですが、それについていかがでしょう。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 百瀬議員さんから御質問のありました、村の文化財、歴史遺産の確保、伝承の取り組み、並びに（3）の郷土館の運営等々につきましては、教育長よりお答え申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

先に、2番のほうだけお答えください。

教育長（征矢 鑑） 文化財専門委員の皆さんには、大変御努力いただいております。毎年7月に、文化財の点検を巡検という形で行っております。

文化財は、外に出ているものは風化をしていく、あるいは植物であれば、また寿命も尽きていくと、非常に保存と、それから活用が難しいものでございます。文化財は、私の立場から言わせると、保護と活用をいかにマッチしていくかと、こんなことではございますが、レプリカの話が出ましたが、レプリカは保存の観点から、もし万が一、本物が壊れたらどうするかというような観点からつくられているものでありまして、今、議員がどこかへ並べるような形でのものはどうかという質問がございましたので、また専門委員会にも図りながら、活用面で少し検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 専門委員会があるんで、そちらでしっかりと検討されて、僕は、本当に素晴らしいものがある、村の宝だと思います。それを多くの皆さんに見ていただく機会が、多ければ多いほどいいなと思いますので、よろしくお願いします。

貴重な村の遺産を村郷土館で、今現在、展示しております。郷土館は、昭和46年に中学校の木造校舎の一部を移築して開館し、その後、平成14年に改修をして、今に至っております。平成21年に、先ほども言いましたが、人体文付有孔鏢付土器が大英博物館に展示されたときに、やはりその当時の議員の方たち数人の方が質問しておりました。先ほど言われたように、また、村には文化財専門委員会があり、そこでも話し合われていることだと思いますが、今後の郷土館のあり方だとか、運営の仕方、また現在は水曜日のみの開館で、松沢先生にお願いして開館している状況だと思います。郷土館の入り口の左側に、先ほどの蔵骨器の様子を、石積みをして、松沢先生がつくられているんですが、それももう少しイメージ的に見られるような取り組みがあったらいいなと感じますので、今後の郷土館の運営について伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 郷土館の運営についてでございます。

現在、郷土館は、議員が申されたように、中学の校舎の一部を利用して、こちらへ移ってきているわけでありますが、約8割、中学生、小学生の社会科の時間、あるいは総合の時間を使いまして、松沢先生からじかに教えを受けて、村の文化財の大切さを勉強しているところでございます。ただ、残念ながら、今、この郷土館、水曜日しかあけられておりません。しかも、それは松沢英太郎先生個人の御努力によって開かれているところでございます。あれを常設で、毎日開くということになれば、学芸員というような形の専門家を雇って、1人つけざるを得ないわけでありますが、今の状況の中では、とてもそれは無理であると、これは御承知をいただきたい、御理解をいただきたいところでございます。

なお、ちょっと触れませんでした。現在、村には2種類の歴史書がございます。一つは、南箕輪の史跡でございまして、昭和54年に。

5 番（百瀬 輝和） この後、ちょっと質問します。

教育長（征矢 鑑） ごめんなさい。

じゃあ、とりあえず、そんな答えて、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 本当に、これ、大切な取り組みですので、村としてどうするのか、考えていただきたいと思います。期間を決めて、展示品も変えていく取り組みも必要だと考えます。今、しっかり取り組んでおかないと、後世に大切な村の歴史遺産を残していけなくなってくるんじゃないかと思ひます。それには、お金もかかりますが、お金では買えない大切な宝です。多くの人たちに見ていただく取り組み、運営方法を考えていっていただきたい。

それと同時に、村の歴史を伝えていく取り組みも必要です。団体、地域で、現在は取り組んでおります。それへの補助もどうするのか、考えていただきたいと思ひます。多くの方に関心を持っていただく取り組みも必要だと考えます。

村では、昭和51年、村政施行100周年記念行事で、今の上下巻の村史を、これ、大変苦勞されたんです、編集委員の方。9年かけて、編集委員の皆さんで御苦勞されて、この上下巻をつくっていただきました。現在、その後の村史を、施行150周年に向けて、文化財専門委員の方たちで取り組んでいると伺っております。これ、大変重要な、困難な取り組みです。十分な予算をつけて、いいものにしていただきたいと思ひますが、その件、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 現在、村には2種類の歴史書がございまして、1冊目は昭和54年の12月に刊行されたもので、南箕輪の史跡という形になっております。実は、村史をつくるときに、何もわからないところから出発したようでありまして、まず、それをつくって、それをベースにしまして村史、上下2巻を編さんしました。

私も末席を汚した一人であったわけでありまして、随分、苦勞してつくったと。先ほど100年の記念にと、こういうお話でございましたが、平成37年には、2025年ですが、本村が誕生して150年を迎えると、そこら辺のところを一つの目標にしまして、まずは南箕輪の史跡の改訂をしていきたいと。それから、さらにそれができた後、今後は村史の続編ですけれども補遺集と、今までつくられた中にも誤謬もあったりするわけでございますけれども、人体文土器も出ましたし、そういったものも落ちておりますので、つけ加えながら、あるいは資料的に、何代目の村長、議員の皆さんがいたというような資料もふんだんに入れて、最後の補遺編をつくってみたいと、このように考えて、文化財の皆さんにも御努力をいただいているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） その関係で、予算の関係もしっかりとお願いしたいと思っております。

先ほど言った村史の後書きに、どのような村づくりをなしたらよいかという現実の拠点を求める声があります。昔の人は、御承知のように、温故知新と言いました。また、古人の後を求めず、古人の求めるところを求めよとも言いました。村の過去を顧み、村の現在をわきまえて、村の将来を双肩に担っていくことだと言うのですと書いてあります。

次に、食育の取り組みについて伺います。

村では、栄養士の方たちを中心に、母子から保育園、小学校、成人、高齢者の方たちまで、食育指導の取り組みを行っています。健康と一番関係のある食への取り組みが大変重要だと考えます。特に、若いころからの教育が重要です。また、高齢者の方には、食べやすいつくり方の指導が必要です。今後の村の取り組みについて伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 食育の取り組みの御質問であります。

食というのは、これは文化の一翼を担っておるところでありますし、健康の基本となっているものであります。したがって、小さいころから、食や農業に関心を持ち、よい食習慣を身につけていくこと、このことが大切であるということはいまでもないところであります。

現在、村には、住民福祉課に2名、子育て支援課に1名、小中学校に、県職合わせますと2名の栄養士がおりまして、連携しながら食育活動を行っております。

子供のころからの食育につきましては、妊娠中の教室や乳幼児健診相談、保育園での給食、農業体験など、あらゆる機会を捉えて、食についての啓発や個別相談を実施しております。特に、小さいうちからということでありますので、学校や保育園の食育活動というのを強化していきたいというふうに思っております。

し、最近は農業体験を初めましたら、この取り組みに関心が高いところでありますので、これを継続していくことも必要であるというふうに思っております。

高齢者につきましては、介護予防事業の中で、講話や調理実習を行っております。そういったことも継続しながら広めていければというふうに思っておりますし、高齢者に限定した事業ではありませんけれども、健康教室や公民館講座のいろはの料理教室なども実施し、こういった教室には、高齢者の方も多くが参加をなされているところでもあります。

そんなことで、食育に対する取り組みというのは大切でありますので、これからも継続し、さらに内容を充実していけたらと思っておりますので、その検討はしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 保健予防係でいただいた資料だと、本当に、年間多くの取り組みをされているなと思います。引き続き、多くの方が出られるような取り組みをお願いしたいと思います。

南箕輪小、南箕輪中学では、毎日、栄養教諭の方がこういう、らんらんランチというものを毎日、子供たちに配っているというお話を聞きました。これ、大変評価できる取り組みだと考えます。

9月1日のらんらんランチを読むと、9月1日は防災の日ですということで、1923年9月1日に発生した関東大震災を忘れることなく災害に備えようと制定されましたということで、この日は乾パンを出されたというふうに書いてあります。また、その日の食材が、全て、ここ、どこの産かというのが載っていて、非常に栄養教諭の先生、大変だと思いますが、この取り組みは大変評価できる取り組みだと思います。

小学校で、また栄養教諭の方は指導もされていると。中学では、家庭科の授業や保健のお知らせなどで取り組んでいると伺っております。また、中学校は、97%の子供が朝食をとってきているということも伺っております。成長期の大変重要な時期、これ、子供だけじゃなくて、保護者の皆様への取り組みも重要だと考えます。また、部活の運動系の子供たちや保護者の方たちへの、アスリートへの食事学の指導なんかも大切だと考えますが、中学での食育の取り組みについて少し伺いたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 百瀬議員さんがおっしゃられました食育につきましては、小学校の取り組みはそのような形でやっておられます。ただ、中学校につきましては、議員さんがおっしゃられましたような形になろうかと思っておりますけれども、それ以外につきましては、特に校内放送を通してやったり、それとか実習、家庭科の実習、そういうものを通して食事の大切さというものを学ばせておりますが、特

に、部活動等についての食事等々につきましては、いろんなことがございまして、そこまでまだ行っておりませんので、今後さらに検討を重ねていければいいかなと思っておりますが、以前は、おむすびを持ってくるということがございました。しかし、それは生徒指導上、非常に好ましくないということから廃止した経緯がございまして、そこら辺も検討する必要があるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 次に、給食センターについて伺います。

当初は、あの給食センター、1,200食を予定してつくられたと伺っております。現在、1,340食をつくっていると聞きます。また、アレルギー対応の食事も同じところでつくっていて、少し手狭ではないかと考えますが、給食センター運営委員会での検討事項かとは思いますが、村の平成27年から29年の実施計画では、28年に研修室増築工事ほかという計画もされているみたいですが、今後の計画について伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 現在の施設につきましては、平成11年度に全面改築されております。しかし、議員さんが御指摘のように、既存の給食センター施設におきましては、調理スペース等々につきましてゆとりがございません。そういうのが現状でございます。現在、または今後とも、児童生徒の増加が見込まれるということがありますので、できるだけ早い時期に既存の施設の増改築を含めまして、給食センターのあり方について検討させていただきたいと思っております。

次に、食物アレルギー及び疾病者等々につきましては、小学生18名、中学生13名おります。その給食を厨房以外の場所で作るといような場所が現在ございません。したがって、除去食、それとか代替食につきましては、細心の注意を払って対応しているのが現状でございます。御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） この広さもそうですけれど、しっかりと、これ、検討していく必要があると思えます。ことしの年末ぐらいですか、文科省からは、アレルギーに対する指針だとか、ガイドラインがしっかり出てくると伺っております。これ、小学校、中学の給食センターだけじゃなくて、やはり保育園のほうの給食だとか、南部小もありますけれども、そこも含めて、やはり村として、絶対に混入させない方法というのを考えていかなければいけないと思えます。いろいろな方法を考えていかなければいけないと思えますが、敷地も限られていますので、その中でどうしていくかというのがこれから頭を悩めさせる問題だと思えますが、現場では、大変御苦労されて、今取り組んでおります。

また、現場の方は、なかなかそれを声に出して言えないのも現実だと思います。役場の中では、なかなか現場の声だとか、現場の状況がわからない。現場を見て初

めてわかる取り組みだと思えます。これ、あらゆる事業に対してだと思えますが、そこで、先ほど言ったPDCAサイクルというのが非常に重要になってくるシステムですので、これをしっかりと機能させて、向上させていくことが、これからの行政として、村民のために、いろいろ取り組んでいる事業が村民のためになる事業になっていくというふうに考えますので、よろしくお願ひします。

最後に、その額、僕も初めて見たんですが、至誠と書いてあります。至誠について、至誠にして動かざる者は、未だ之れ有らざるなり。誠ならざるして、未だ能く動かす者は有らざるなり。これ、孟子の言葉です。

以上で質問を終わります。

議 長（原 悟郎） これで、8番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時30分

議 長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、都志今朝一議員。

7 番（都志今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。

本日は、各区の区長さんたちがお見えであります。緊張感を持って質問を行いたいと思ひます。

それでは、さきに通告いたしました5項目について、村長並びに教育委員長にお伺ひいたします。的確なる答弁をよろしくお願ひいたします。

それでは、1項目めの防災対策についての1件目、直下地震に対する村の対応についてをお伺ひいたします。

村の防災訓練が6日に行われ、各地区ともに、自主防災会を中心とした防災避難総合訓練が取り組まれました。各自主防災会の充実により、村全体の参加人数が3,300人を超えました。

平成7年阪神淡路大震災、平成16年新潟県中越地震、平成23年東日本大震災など、また県内においても、栄村の県北部地震、松本の市街地を中心とした地震、また小谷村付近の神城断層での地震など、多くの地震が発生しております。

マグニチュード9以上の想定される超巨大地震は、複数のマグニチュード8クラスの巨大地震が、広範囲の震源域にわたって、同時または連続して発生したものが多く、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込むことにより、この沈みに耐えられなくなった大陸プレートは、反発力によってはね返る。これは、いずれも海溝で起こるため、海溝型地震とも呼ばれ、海溝型の地震は、数十年から数百年の間隔で発生しており、昭和43年の十勝沖地震、平成23年の東日本大震災など、しばしばマグニチュード8以上の巨大地震となることがあります。大きな津波を引き起こし、甚大な被害をもたらす。

これに対して、日本近海での海洋プレートが大陸プレートを押すことで、プレート境界から離れた陸のプレート内部に圧縮力が作用する。ひずみが蓄積して、限界に達したときに、岩盤が破壊してずれる断層運動によって地震が発生する。断層運動の変位様式によって、縦ずれ断層、横ずれ断層に区分され、このようなタイプの地震は内陸型地震で、活断層型、あるいは直下型地震と呼ばれており、直下型地震を起こす断層は、地下15キロから20キロよりも浅いところで発生し、地上では地形の地盤のずれとしてあらわれ、この地震は、海溝型地震に比べ、規模は小さいが、地下の浅いところで発生するために、大きな災害となる。阪神淡路大震災、新潟県中越地震、県内で発生した地震災害も、全て直下型地震であり、村内にあっては、経ヶ岳と地区内を震源地とする地震を観測し、身近での発生で、より一層の危機感を感じています。

それではお伺いします。

1 件目の直下型地震に対しての村の対応についての質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 7 番、都志今朝一議員の御質問にお答えをいたします。

防災対策についての直下型地震に対する対応についての御質問であります。

東日本大震災以降、各地で規模の大きな地震が発生している状況であり、2月7日には、南箕輪村付近を震源地として、南箕輪村役場の地震計で震度3が計測された地震も発生いたしました。また、最近では、伊那市を震源地とする地震も確認されておるところであります。

もし、伊那谷断層帯での地震が発生した場合には、南箕輪村では、最大震度7が予定され、甚大な被害も予想されておるところであります。

地震に対する対応の質問でありますけれども、直下型地震と他の地震を分けて対応計画をつくるということは不可能であります。南箕輪村地域防災計画に沿って対応することとなります。直下型地震であろうと、ほかの地震であろうと、同じような対応にせざるを得ないという状況であります。

村内で震度3または4の地震が発生したときは、まずは担当者が登庁し、情報収集に当たることとしております。震度5以上の地震が発生した場合は、指示がなくとも、全職員が役場の登庁することとなっております。直下型地震に対する情報発信につきましては、本年第1回定例会の一般質問で、その必要性について御指摘があったところであり、直下型地震は、村民の皆様にとっても関心があるかと思えます。先ほど申し上げました職員の情報収集の結果について、メール配信等でお知らせをしていくというような対応はとらせていただくところであり、

2月7日発生いたしました南箕輪の経ヶ岳付近を震源地とする地震につきましては、震度3ということでありましたので、防災無線等が流れなかったという御指摘

をいただいております。近くで発生した地震につきましては、それなりの対応をしていかなければならないというふうに思っております。

地震が発生した場合には、これはその都度、申し上げておりますけれども、まず、自分と家族の身の安全を確保する、このことが第一でありますので、それをして後に避難をしていただくということになろうかというふうに思います。災害、特に地震というのは、防ぎようがございません。起こったときにどう対応するかということが一番大きな焦点となってまいりますので、減災の考え方で対応をしていかざるを得ないというふうに思っております。したがって、自分の身は自分で守っていただく、家族の身を守っていただく、それから避難をしていただくということで周知をしていかざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 県の総合防災訓練も、南海トラフ巨大地震を想定した訓練を実施し、村の防災訓練も、南海トラフを震源とする震度6弱の地震が発生したとの想定での訓練を行った。いつ、どこで起きるかわからない災害に対しての訓練となることを願うところであります。

続いて、2件目の防災倉庫などの整備計画についてをお伺いいたします。

村には、庁舎地下、敷地内プレハブと、以前の農集排施設のいずみ苑の3カ所が、防災に対しての主な拠点となっている。拠点の分散化は必要とも思われるが、以前、議員視察の折、いずみ苑の防災倉庫部分については、緊急時の対応ができないように感じました。地下のため、防災の機材の搬入・搬出の折、時間がかかり、階段を使用しており、階段の幅も狭く、場所としては不適當な位置であるとも思える。いずみ苑の敷地内には、空き地もあり、プレハブ建ても可能かと思われ。今後、防災計画での検討も必要である。緊急事態に対応できる対策をお願いし、2件目の防災倉庫の整備計画の質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災倉庫の整備計画の御質問であります。

議員、御指摘のとおり、現在の防災倉庫は、水防倉庫を含めまして役場に2カ所、そして旧いずみ苑に設置しております。役場駐車場の防災倉庫には、非常食だとか、あるいは飲料水だとか、毛布であるとか、そういったものが保管されております。旧いずみ苑の防災倉庫には、避難所のパーティションや土のう等が保管されているところであります。

御指摘のように、いずみ苑につきましては、防災倉庫は地下であります。エレベーターがないため、資材の搬出等、スムーズにできない可能性はありますので、今後、他の施設の整備と調整をとりながら、適切な管理に努めていかなければなら

いというふうには思っておるところであります

いずみ苑につきましては、旧農業集落排水施設を廃止する際に、補助金返還の対象とならないように、計画を立てたところでもあります。一番は、この防災に使用するということが、スムーズな補助金返還に当たらない面もありましたので、防災倉庫ということでしたところでございます。新たな施設の整備につきましては、村の財政状況等も勘案をしていかなければなりませんので、もう少し先について整備ということになるかというふうに思います。そんな点はぜひ御理解をいただきたいと思えます。まだ、先にやらなければならない施設整備というのがありますので、一段落のめどがついた段階で、そういった新たな対応をしていく必要があるというふうを考えておるところであります。

また、各地区では、それぞれコミュニティの助成をいただきながら整備も進んでおる、そんな状況もあるわけでありましてけれども、今年度は、久保区におきましては、この防災倉庫の建設に入るところでありますけれども、これは防災拠点、いわゆる消防の屯所と一緒にすることによって、防災倉庫に国庫補助金がつくという制度であります。それを活用して、久保区は防災倉庫、地区の防災倉庫をつくるという、こういうことで今進んでおるところであります。

防災倉庫につきましても、若干の地元負担金というのはいただくということでもありますので、複合施設をつくらなければなりませんので、各地区につくるということとはなかなか困難性もあります。そういったことを考えれば、村独自の新たな整備というのは必要であるというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 今、若干の説明がありましたけれども、各地区の自主防災会も年々充実をして、防災機器も、宝くじなどのコミュニティの助成金などの活用で、機器の数も年々増し、機材倉庫も手狭になってきております。コミュニティの助成金の対象には、プレハブ程度であります。倉庫の建設について、村よりの補助が受けられるかをお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 防災倉庫の地区での設置に、村の補助はあるかという御質問であります。現在では、村単独の防災倉庫の設置に対する補助事業はありません。

なお、先ほど村長が説明申し上げましたとおり、国においては、倉庫機能に加えて、他の機能もあわせ持った防災拠点施設という概念からの補助事業は用意されております。中身については、いろんな条件がありますので、もし何かありましたら、防災係のほうに御相談いただければと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 子育て、教育、福祉にと、財政も厳しさを増していると思います。村民の生命、財産を守るため、防災関連の整備をお願いし、3件目の南原雨水排水処理施設の効果についてをお伺いいたします。

以前より、集中豪雨時に問題のあった場所解消のための雨水排水の調整池整備事業であり、近年、集中豪雨、ゲリラ豪雨と言われている現象が多くなっております。特に、開発により、土地の浸透能力が落ちて、出水が集中して起こることも災害の一つとも考えられます。ことしも、8月下旬より、秋雨前線の影響による長雨が続いております。大きな災害にならないことを願うものであります。

南原の雨水排水処理場については、効果を期待するところが大きであります。竣工以来、日も浅く、100%の効果は出ていないとも思われますが、今までの使用で問題点などあるかをお伺いし、3件目の南原雨水排水処理場の効果についての質問いたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 南原地区の排水対策についての御質問であります。

最近では、地球温暖化等々の影響もありまして、ゲリラ豪雨が発生をいたしております。本当に、局所的にかなりの雨が降るといふ減少が起こっておりますし、その頻度も多くなってきておるところであります。

特に、この南原地区につきましては、農地の宅地化と、それに伴う未舗装道路の舗装が進み、保水能力が低下してきております。降った雨は、短い時間で川に集まるという状況が生まれてきておったところでありまして、また、平成23年の8月に集中豪雨がありました。このときは、中央道に雨水があふれまして、通行に悪影響を与えてしまったというような事例も発生したところでありまして。また、この地区で降った雨につきましては、全て鳥谷川に流れるわけでありまして。平成18年の天竜川豪雨災害の折には、鳥谷川も含めて、かなりの浸水がありました。伊那北、あるいは山寺、坂下あたり、ここが浸水をする被害というのがあったわけでありまして。

そういったことを受けまして、村でも調整池を計画し、整備をしたところでありまして。その効果のお尋ねでありますけれども、整備後にゲリラ豪雨等の集中豪雨が起ったという事案がまだ発生しておりませんので、その効果につきましては比較をするというところは難しい面もあるところでありましてけれども、今の整備後の状況を見ますと、調整池に雨水がたまる状況がありますので、緩衝帯の役割というのは果たしているんじゃないかというふうに考えております。下流に一気に水が流れることがなくて、そこにたまって、水が放流されていくということでありまして、私自身は一定の効果があるんじゃないかというふうには思っております。

また、あの地域は、まだまだ宅地化が進む地域でありますし、現在もかなりの割合で宅地化が行われております。そういったことで、あの地域に調整池をつくった

ということは効果があると、そういったいろんな状況から判断して、整備をしたところでもあります。

問題点につきましては、私自身が把握しておりませんので、あれば建設課長のほうからお答えを申し上げます。

以上です。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 問題点についてということでございますが、雨水調整池についての問題点は特にはございません。むしろ、これから先、心配されることといたしますと、南原はまだまだ開発が進んでおります。また、状況を見ますと、道路配水等、十分でない面もございます。そういった中で、水がさらに集まってくると、今の調整池の規模でいいのかどうかという心配がございますが、それを除けば、問題点は特にはございません。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 7日の日に、ちょうど防犯パトロールがあつて、ちょうどのぞいてきました。そしたら、水がかなりたまつていて、これは幾らか効果があるなど、そんなような思いでありました。

他地区においても、開発が進んできております。危険性の高い箇所を把握していただき、安心・安全の村づくりをお願いいたします。

2項目めの村の6次産業化の今後についてをお伺いいたします。

南箕輪村6次産業化検討ワーキングチームは、平成25年6月に、村長の要請を受け、設立し、2年間、多岐にわたって活動を行ってきた。農業をもととして、加工、製造、販売、観光など、複合的な地域振興を目指す村の6次産業化の方向について、検討ワーキングチームの提言書が平成27年6月9日付で提出され、1項目めの村の特徴と農林業の現状から、8項目めの平成27年度の展望までの提言がうたわれております。村が進めるべき6次産業化の全体像、産業化キーワード、6次産業化推進のためのハード面の整備についてと、多くの提言が上げられております。

それではお伺いいたしますけれども、南箕輪村6次産業化検討ワーキングチームの提言書による村の目指す方向についての質問といたします。

答弁をよろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 6次産業の御質問であります。

御承知のとおり、6次産業化につきましては、検討していただいたワーキングチームが6月をもって任期終了となり、提言書の提出をいただいたところでもあります。内容的には、議会の全員協議会等々でも御説明申し上げておるところでもあります。この提言書、今の南箕輪村でできることを取り上げてもらった内容だと思っておるところでもあります。さまざまな提言ありますけれども、まずできるところから実施

をしていきたいということで取り組んでおります。

6次産業化というのは、本当に難しいことであります。本村の場合には、大きな箱物をつくるということではなくて、それ以外の道を模索していくことのほうがいいのかなという、私自身はそう考えておるところでございます。

この提言の中から、田んぼ体験だとか、果樹、野菜、キノコ等の農業体験についての提言もいただきました。実施をいたしているところでもあります。参加者の満足度が非常に高く、現在も引き続き実施をしておりますし、将来にわたっても実施をしていけたらというふうに思っておるところであります。

農業というのは、非常に大切な産業であります。小さいころから農業体験をしていただくということも重要でありますし、交流人口の部分からいっても大切なことでありますので、この辺は充実をしていければというふうに考えておるところであります。

また、味工房の直売所、完全ではありませんけれども、ポスレジシステムを導入いたしました。そして、オーニングテント設置をより拡充いたしました。2カ月間経過したところではありますが、2カ月間の売り上げは、昨年比で58%の増加となっております。そういったことを見れば、一定の効果はあったのではないかなというふうに思います。味工房の直売所につきましては、問題は農産物の品ぞろえであります。この基本コンセプトが村の農産物を販売していくという、ここに置いておりますので、もう少し出していただける方をふやしていきたいという、このことは引き続き取り組んでまいります。

先ほども申し上げましたけれども、大規模な加工施設につきましては、つくるということは考えておりません。今ある味工房の加工施設を整備することは、やっていかなければならないことだろうというふうに思っております。一部、みその倉庫になっておる部分がありますので、そういったものの移設、あるいは漬物の一次加工施設を味工房以外の場所に新設するという提言もいただいておりますので、この辺は可能ではないかというふうに考えておるところでございます。

地域おこし協力隊の話もさせていただいたところでもあります。今年度中の採用はなかなか難しいかなというふうに思っておるところであります。応募がありましたけれども、採用に至らなかったということでもあります。今、また公募をかけておりますので、来年度からの地域おこし協力隊の採用も視野に入れておるところであります。

したがって、無理をせずに、身の丈に合った6次産業化と、このことを進めていく必要があるというふうに私自身は考えておりますので、その辺はぜひ御理解もお願いしたいというふうに思います。

これ、全国的に、6次産業化、成功した事例、失敗した事例、数多くあるわけがあります。特に、失敗事例の中には、大規模な箱物をつくって、採算が合わないというような事例が多く見受けられるところでもあります。その辺は留意しながら、6

次産業化に取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

また、今、地方創生が大きく動き出しております。地方創生の中では、農業も大きな地方創生の柱となっております。そういった中から、またいろんな検討材料が出てくるのではないかと考えておりますので、引き続き、その辺は力を入れて検討していくことで考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） ワーキングチームの皆さんには、2年間にわたり、延べ100回以上の多岐にわたる活動に対しての苦勞に感謝するところでもあります。

6次産業化は、全国に見ても、今、村長、言われましたけれども、成功例、失敗例、多様であります。村の取り組みについても、慎重にお願いをします。

続いて、2件目のまっくん学校給食カレーの販売状況についてをお伺いいたします。

南箕輪村6次産業化検討ワーキングチームが、平成26年6月に検討し、後に商品化を行い、27年2月に、レトルトカレーである、まっくん学校給食カレーが2,000袋製造されております。販売を開始して6カ月余りが過ぎました。試験的な販売のため、販売箇所は、開発公社味工房の場所限定の販売でもあります。また、一般のレトルトカレーに比べると、価格の面でも高く、2,000袋の販売には、時間もPRも必要と思います。まっくん学校給食カレーの現在までの販売状況についてをお伺いし、質問いたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 6次産業化の検討ワーキングチームの中から、試験的に加工食品というようなことで実施をいたしました。まっくん学校給食カレーということで販売をしたところでもあります。午前中の質問にもありましたけれども、村におきましては、これといった特産品やこれといった食に関するものというのではないわけでありまして、そういった面ができればということで考えたところがございます。しかし、少ロットのために、値段が高くなってしまっておるといふ、このことは販売にかなり不利になっておるといふふうに思います。

半年経過した状況でありますけれども、2,000袋、2,000食つくりまして、今1,050食分が販売済みとなっております。これは、味工房の売り上げ、それと大芝の湯の売り上げであります。それだけではいけませんので、信州大学農学部の販売所で6月中旬から売り始めて、現在まで100袋弱売れておるところであります。したがって、1年ぐらいで売り切っていけるんじゃないかというふうに今考えておるところであります。今後は、ふるさと納税の返礼品やイベント時にタイアップする企画を検討し、まっくん給食カレーのよさを知ってもらえるようにしていければというふうに考えておるところであります。

特産品の開発、商工会等々へも委託をしたところであります。地元産を使った加工品ができれば、一番いいわけであります。ただ、これは本当に難しい部分でありますので、そういった可能性につきましても検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

まっくん給食カレーにつきましては、ストーリー性という面では、ストーリー性があるんですけれども、何しろ値段が540円という高い値段になっておりますので、この辺が課題であるというふうに思っているところであります。大量につくって売れるという見込みがあれば、それはそれでいけるんでしょうけれども、今、そこまでの確信が持っていないというのが実態であります。試作で作りまして2,000食を1年ぐらいで売り切ってしまいたいということで、今、全力を挙げておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 3月議会で、同僚議員の質問に、6次産業について、村長答弁があり、時間や費用がかかり、リスクも伴うが、チャレンジも必要だ、だが検証、見きわめが大切との答弁もあり、今後、あらゆる検討をお願いし、3項目目の空間放射線測定についてをお伺いいたします。

九州電力の川内原発の1号機が、8月11日、原子炉を起動し、再稼働した。平成23年3月の東京電力福島第一原発事故後、新基準に基づく審査に合格した原発の再稼働は、全国で初めてで、国内の全ての原発が停止する原発ゼロの状態が終了しました。

福島事故で放出された放射性物質は、当時の防災対策の重点区域だった10キロ圏をはるかに超え、51キロ圏の福島県飯舘村までも高い濃度で汚染しました。

原発事故が起きれば、立地市町村だけの問題ではなく、7月24日付の報道によると、県内25市町村で空間放射線量の測定機器の点検せずの報道がされ、2011年の福島第一原発事故後、空間放射線測定器を自主的に導入した県内51市町村のうち、半数の25市町村が、機器が正確に測定できるかを点検する校正を導入後1度も実施していないことがわかった。国でも、年1回以上の実施を推奨しており、県でも校正の実施を市町村に求めている。校正をしていないことがわかった5市13町7村で、このうち、現在測定を実施しているのは17市町村であり、上伊那郡では辰野町、宮田村。南箕輪村では、過去には測定していたが、現在は実施していないの回答がされている。

原子力災害は、原発事故に限らず、放射性物質を運搬する車両の事故なども想定される。そうした事故に必要となるのは、正常時の値が大事になると思う。川内原発の1号機再稼働がフル稼働になり、これからはますます空間放射線の測定が必要になると思います。今後、どのような形での測定を行っていくかをお伺いし、1件目の放射線の測定についての質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 放射線の測定の関係でございます。

東日本大震災の福島第一原発事故以降、この放射線の線量というのが非常に問題となったところでありますし、本村も機器を導入いたしまして、導入したというよりも寄附をいただいたということで、測定をしてきておるところであります。しかし、県内には7カ所、常時観測をしている地点があるわけであります。この数値というのが、0.05から0.06マイクロシーベルトということで、ほとんどというか、全く影響のない値となっておるところであります。また、観測所とはなっておりませんが、伊那合同庁舎での測定も行っておるところであります。この測定につきましても、県内7カ所とほとんど同じであります。そういったことを考えれば、状況の変化、新たな状況が生まれない限り、そういったところの数値を活用していくことでいいのではないかとこのように思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） それでは、これからもやっていかないというような形がいいんですかね。一応、機械があるんで、宝の持ち腐れにならないことをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 宝の持ち腐れというような話がありましたけれども、うちの機械は校正を必要とする高性能の機器ではございませんので、そんな点はぜひ、そんな御理解をお願いいたします。除染の必要となる地域では、本当に高性能機器において空間線量を測定する、このことは義務づけられておりますけれども、それ以外のところでは義務づけられておりませんし、本村の機器は寄附されたものでありまして、校正にかかる費用のほうが高くなってしまいうんじやないかというようなことも考えられますので、今申し上げましたように、新たな状況の変化がない限り、伊那合同庁舎の測定値、これ、ほとんど近い距離でありますので、その数値を用いてまいりたいと思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） それでは、校正はしないということなんで、2番の問題のほうは質問をしないようにいたします。

続いて、4項目めのほうに移っていきたいと思います。

4項目めの学童クラブの状況についてをお伺いいたします。

1件目の夏休み中の学童クラブの状況についてをお伺いいたします。

今年度より、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の見直しがされ、これにより、高学年生の5年生、6年生の受け入れをして初めての夏休みに入

りました。南箕輪小学校では、1年生から5年生までの177人、南部小学校では、1年生から5年生までの62人で、計が239人、学童クラブを利用しております。

ことしの夏休み中は猛暑が毎日続き、利用した各部屋が暑くなり、暑さの対策も必要と思われます。また、指導員の方も、連日の猛暑で、大変御苦勞をいただいたことと思います。多くの学童を少ない指導員での指導に感謝するところでもあります。

また、反省点も幾つか出ているようでもあります。新しい基準になっての夏休みの状況はどうであったかをお伺いし、夏休みの学童クラブの状況についての質問いたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 都志議員さんから、夏休み中の学童クラブの状況についての御質問でございます。

南箕輪小学校では、村民体育館が合宿等で使用できなかつたりということで、校内にある会議室、図書室、これを使用させていただきました。両方の小学校とも、夏休みの前半、非常に暑かったということで、室内温度も高く、非常に大変だったというふうに聞いております。児童の中には、また支援員の中でも、体調不良というものを訴えることもあったということもお聞きしておりますが、支援員の方々がポケットマネーからスイカを提供していただいたということもあり、大きな事故もなく過ごすことができたのではないかと考えております。

ただ、募集期間が決まっていなかったということもありまして、休みの途中からの希望者があったということ、そういうことから、名簿づくりとか、名札づくり、企画作成等々への対応に追われたということもありました。また、最近、特に、さまざまな子供たちがふえてきたということもありまして、目が行き届かないといった場面も見られたというふうにお聞きしております。

暑さ対策につきましては、今後、村と協議しながら、来年度に向けて対応策を講じていきたいと思っておりますし、支援員の勤務時間、疲労度などを踏まえた対策を考慮していく必要があると思っております。

各家庭におきましては、夏休み等、長期間の休みですけれども、親族等で面倒を見ることができるという御家庭があった場合には、休み中にしかできない触れ合い、こういうものを大切にさせていただくこともいいのではないかと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） これから、ますます共稼ぎの家庭がふえて、学童クラブの必要性が増すと思われます。仮称こども館が新設されるまで、手狭な場所での指導で大変とも思われます。よりよい学童クラブになることをお願いし、2件目の体

育館、会議室利用の問題点についてをお伺いいたします。

今年度より、高学年生の受け入れで、高学年生の指導は、村民体育館の2階、会議室を使用している対応であります。夏休み中は合宿があり、合宿の最中は利用ができなかったようでもあります。この代替として、小学校の2階の教室などを使用している対応であり、ことしの猛暑には対応できず、大変な指導のようでありました。ことしの夏は特別とは思いますが、4月より約半年間が過ぎようとしています。夏休みも済み、体育館の会議室の使用の問題点なども見えてきているかと思われます。2件目の質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 今年度から、やむを得ず、村民体育館の2階の会議室2部屋を借りて使用をして、活動をしております。昨年度に比べまして、両方に分かれたというようなこともございまして、生活面、学習面ともに、落ちついた生活ができるようになってきたなと思っております。しかし、中には、先ほど申しましたように、個性あふれる元気な子供たちが多いこと、これに踏まえて、反抗期を迎えた子供たちであるといったこともあるためか、トラブルがたえないというような形で、生徒指導上の困難さが出てきております。また、村体の場合には、一般の方々も活動する施設のため、スペースが広い、盲点となることも多いと、そんな形から、指導の行き届かない場面、そういったこともあると聞いておりますし、体育館のフロアが使える日が月曜日のみであります。ほかの日は、小学校の校庭とか、小学校の体育館まで移動しなければならない。そのために、歩道橋を渡るように指導はしておりますけれども、中には、道路を横切ったりしてしまう子供たちもいるために、心配がたえないということが現状であります。

こうしたさまざまな子供たちが所属する児童クラブでございます。しかし、さらに支援を続けていかなければならないと思っておりますし、個々に応じた支援が必要ではないかなと考えております。今後、家庭、学校、子育て支援相談室等々との連携を密にしていかなければならないと思っておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 仮称子ども館の建設までには、時間もかかることと思われれます。手狭で大変と思いますが、対応をよろしく願いいたします。

続いて、5項目めの姉妹都市提携についての質問といたします。

村では、平成3年2月より平成16年6月まで、13年間、静岡県土肥町との姉妹都市の提携を結んでおり、住民の皆さんの交流も多く、大芝高原には、土肥町より送られた愛の鐘もあり、イベントの中心にもなっております。平成の合併により、土肥町が伊豆市になり、姉妹都市の提携が解消されて以来、姉妹都市の提携がありません。今年度、観光協会も立ち上げられました。今後の姉妹都市提携についての

考えをお聞きし、質問いたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 姉妹都市の提携の問題であります。

結論から申し上げますと、提携ができればいいのかなというふうには思っております。ただ、姉妹提携というのは、いろんな交流の中から生まれてくるというのが一番理想であります。地域グループやスポーツ団体や、あるいは住民レベルの交流がきっかけとなることが理想であるというふうには思いますけれども、なかなかそういう状況には至らないところであります。最近、特に、災害関係で防災協定を結ぶ自治体同士がふえてきておりますので、そんなところから発展があれば、一番いいのかなという考え方をしております。まず、今年度は、ふるさと大使の皆さんの会合を持ちたいというふうに思っておりますので、そういった皆さんの情報もいただきながら、検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7 番（都志今朝一） きょう、あすは、対応は無理かと思います。長野県で一番若い村、人口が増加する村、元気な村の発信ができるとも思われます。よりよい村づくりをお願いし、私の質問を終わらせてもらいます。

どうもありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、7番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから25分まで小休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時25分

議長（原 悟郎） 一般質問を続けます。

1番、加藤泰久議員。

1 番（加藤 泰久） 議席番号1番、加藤泰久です。

通告どおり、3件について質問をいたします。

きょうは、区長会の区長の皆さんが傍聴に見られて、大変ありがとうございます。各地区の区政を担っております区長さんでありますので、村との関係も非常に深いというようなどころがあるかと思えます。たまたま、きょうは、私は村の27年度事業の進捗状況等について質問するところでございます。村とのかかわりもたくさんあるかと思えますので、傍聴されて、また意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

それでは、質問、1個目の27年度事業の進捗状況について質問をいたします。

早いもので、27年度も6カ月目に入り、折り返し点に入っております。

27年度は、大きな事業がめじろ押しとなっております。国の政策によるマイナンバー制度導入に伴うところの村の関連制度の整備や個人情報保護等の充実や、村と

してのかかわりが大きなところでは、また以前より継続している南原住宅団地の焼却灰処理事業で、処理業者の決定もされ、一歩進んだところであり、今後どのように進展していくか、注目するところでございます。新規事業といたしまして、中部保育所増築工事、整備保育園増築工事等の大型事業があり、学校関係では、中学校体育館の天井落下防止工事や中学校用地購入、中学校特別教室棟増築工事の設計等などがあり、また子ども・子育て支援の総合施設としての仮称こども館の設計等の計画が予定されております。また、大芝プール・駐車場整備工事、大芝高原内非常用水施設の設置工事等が予定され、大きな事業が予定されております。また、村道改良工事では、村道2110号線、これは伊那インターと岩月人形センターのところに交差点というようなことで、それに伴う村道改良工事があり、また、その他、各区より要望のある地区計画事業の工事等、事業がたくさん予定されております。

これらの事業の中には、2年にわたる事業があるかと思いますが、それぞれの担当する課は大変多忙と思われそうですが、全事業とは言いませんので、重立った事業の進捗状況と今後の見通しについて質問をいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1番、加藤泰久議員の御質問にお答えをいたします。

本年度事業の進捗状況についての御質問であります。

これまでも、折に触れ申し上げてまいりましたが、人口増加への対応のために、本年度と来年度、集中し、事業を実施し、ある程度めどをつけてしまいたいと考えております。そのために、子育てや教育に関する事業に取り組んでおるところであります。

今年度計画した事業といたしましては、大規模事業としては、中部保育園と西部保育園の増改築工事、中学校用地の取得、仮称こども館や中学校社会教育施設の設計委託等に取り組んでおるところであります。また、久保地区の防災拠点施設の建設や地区計画事業も計画に沿って工事を進めており、順調に推進しているものと判断をしているところであります。

なお、南原住宅団地の焼却灰撤去工事につきましては、工期が延びるということになりました。しかし、29年度中には完了させたいと考えておるところであります。

中部保育園、西部保育園につきましては、既に工事が進んでおります。西部保育園につきましては、今年度完了する予定であります。中部保育園につきましては、一部来年度にかかる部分がありますが、重立ったところは今年度に完成はできていくということで、今、工事が進んでおるところであります。

また、来年度施設の建設に向けての準備でありますけれども、今、中学校社会教育施設の設計委託ができるように取り組んでおるところでありますし、仮称こども館の建設に向けて、内容検討もしながら、これも設計に移る準備を今しておるところであります。そういったことを考えれば、ほぼ順調かなというふうには思ってお

るところであります。

また、道路関係につきましては、冒頭の挨拶の中でも申し上げましたように、岩月人形センターのところの信号機設置につきましては、一部県との絡みや用地取得の絡みもありまして、来年度に延びる部分があるわけでありまして、本年度実施できるところは実施をしております。信号機の設置は来年度ということで、冒頭の挨拶で申し上げたところでございます。

それから、県道関係で申し上げますと、天竜川に沿った県道伊那北殿線のクランクの解消であります。これ、若干事業がおくれて大変申しわけないなというふうに思っておりますけれども、今、設計段階であります。できることなら、もう少しすぐという要望もありましたので、天竜川上流河川事務所とも協議して、実際に現地を見てもらったということで、おくれ、おくれになっておるところであります。しかし、真っすぐには不可能だという結論が出ましたので、できるだけカーブを緩やかにするように、建設事務所と打ち合わせをしながら、今、設計がされておるところであります。できれば、用地取得までこぎつけたいなということで進んでおります。

村の場合は、半年を経過したときに、毎年、事務事業の進捗状況の取りまとめを行います。これ、今年度後半に向けての準備ということ、それから来年度の予算に向けての準備ということでやっておるところであります。まとめ次第、資料として提出をしていくことは可能でありますので、またごらんをいただければというふうに考えております。これがまとまれば、どのぐらいの進捗率になっているのか、詳しいことはわかりますので、またお知らせをしてみたいと思います。

ただ、早期の事業化には心がけておるところでありますけれども、事業ごとにさまざまな問題というのが発生してまいります。本当に、一つの事業を完成させていくということには苦労もあるところありますけれども、いろんな問題解決をしながら、今進めておりますので、相対的に言えば、順調であるということをおし上げて、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 村長の答弁によりまして、前半は順調に推移しているところで、大変うれしく思うところでありますが、後半に事業が集中する部分もあるし、また、土木工事のように、天候に左右されるというような部分もありますので、担当する職員については、スピード感を持って、しっかり遂行していただきたいと願うところでございます。

続きまして、2番目の村道2038号線、この線は、田畑の駅より北側の道路でございます。その改良工事について質問をいたします。

この事業は、25年に計画され、26年、27年で完成という当初の予定でありましたが、用地買収に手間取り、延び延びとなっていたようであります。さきの会議で、

用地買収のめどがついたと聞いております。

話によりますと、土地の相続ができておらず、用地買収ができずにいたとのことでありました。私も、この工事については、すぐに担当課に行って、状況説明を聞きましたが、この際に、区長や住民にも説明するようにお願いしてまいりましたが、地権者の中には、測量が終わったにもかかわらず、工事が進まない、なぜかというような質問を受けております。また、区長さんも同様の問い合わせがあつて、区長さんも建設水道課に問い合わせたというようなことでもあります。

地権者や関係住民に、工事中のいろいろな迷惑がかかるかと思っておりますので、進捗状況を説明する必要があり、改めて工事予定と工事目標をお伺いするところでもあります。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地元の村道2038号線の御質問であります。

この路線道路計画につきましては、26年度で用地買収を済ませる予定でございました。しかし、相続や連絡がとれない方がいるなどの不調で、地権者の皆さん全ての用地買収ができなかったところでもあります。一番は相続ができていなかった、その解消に時間がかかってしまったということでもあります。この相続関係につきましては解消いたしましたので、今月中に用地の取得ができる見込みであります。また、取得予定地の抵当権の一部開示についても、関係者と協議を進めておるところであります。抵当権がついておりますと、用地買収ができませんので、その部分につきましても協議を進めておるところであります。また、なかなか連絡のとれない地権者が1名おります。苦勞しておりますけれども、いずれにいたしましても、地権者の皆さんとの調整がつかないことには先に進めませんので、年度内に全用地が取得できるよう全力で取り組んでまいります。連絡がとりづらい方1名、全力でこれからやっていくということでもあります。

電柱の移転につきましては、依頼を済ませ、現場立ち会いも終わりましたので、近いうちに電柱移転の工事が行われる見込みであります。その後、工事に着手をしていく、こういうことで予定を立てておるところであります。年度内に一部工事ができるかと思っております。しかし、それは小規模になるというふうに考えております。

この工事につきましては、伊那土地改良区の排水路脇には水道管があり、この水道管を移設する難工事ということで、このことが伴うために、若干年数はかかるというふうに考えておるところであります。他の財政状況とも勘案しながら考えていかなければならないところでもありますけれども、ことしを含めて4年程度はかかってしまうのではないかとというふうに、今の状況は思っておるところであります。御迷惑をおかけして大変申しわけなく思っておりますが、道路改良の場合には、用地が取得できなくては前へ進めないという状況もあります。そんな状況でおくれていることにつきましては、おわびを申し上げ、全力で取り組んでいくということでお

願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 用地買収について、地権者と連絡がつかないというような話ではありますが、その部分に関しては、私の想像ではありますが、ある一部だと思っております。用地買収ができないから着工できないというような形ではなく、その用地買収をできないまでも、部分的着工でやっていってもらえないかというようなふうに思うところがあります。その点についてはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） その点については、おっしゃるとおり、工事は工夫してやっていきたいと思っております。全ての用地の取得を待ちますと、全てがおくれてしまいます。若干1名の関係はありますけれども、そこを除いた部分でできる工事はありますので、そういったところで予算を上手に使いながら、事業は進めていきたいというふうに考えております。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） そうした中で、測量は全て終わっていると、用地買収だけが残っているという中で、その工事の設計というものはどのようになっているわけですか。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 設計は、既に地元説明会も済ませて、それをもとに用地を買収しということになっております。ですので、設計はでき上がっておりますので、その設計に基づき進めていくということになります。ですので、具体的に申し上げますと、これからの財政事情の中で、年度ごとの予算が決まります。それに合わせて、設計図に基づき、どこがどのぐらいできるかという計画を立ててまいりますので、その点でお願いしたいと思っております。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） そういうことなら、先ほども村長の説明の中にありましたが、電柱の移動とか、できる限り、部分的でもいいから、できるものからやっていていただきたい。それで、伊那土地改良区との問題等についても、それなりきに早急にして、解決して、前へ進んでいただきたくようにお願いしたいと思っております。

それでは、2 番目の経ヶ岳登山道整備について質問をいたします。

経ヶ岳バーティカルリミットも行われ、中学校の経ヶ岳登山も長年にわたって行われております。親しまれる経ヶ岳でありますし、大泉所ダムを含めて、観光的要素があるので、自然破壊をしない程度の登山道整備をしてはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 経ヶ岳登山道の整備についての御質問であります。

経ヶ岳登山道につきましては、従来からある二つのルートに加えて、ことしの5月に、経ヶ岳パーティカルリミットを行いましたので、それに合わせまして、今までの県有林巡視路を中尾ルートとして整備し、現在三つのルートから登山を楽しむことができるようになっております。村のメインのルートというのは、大泉所ダムから尾根筋を山頂までたどるコースで、8合目までの大半はカラマツ林の中で、長い上り坂が続くという。また、7合目から9合目にかけては、眺望のよい場所がところどころにあり、登山者に楽しんでいただいております。メインのルート、これは中学校の経ヶ岳強歩で使うのがメインのルートということになっております。

この経ヶ岳は、中学校の経ヶ岳強歩、60年を超す伝統があるわけでありまして、また、日本200名山の一つとなっております。したがって、遠方から来る登山者もふえてきております。また、経ヶ岳パーティカルリミットの開催を行いましたので、経ヶ岳という名前が全国的に若干知れたのかなというふうに思っておりますし、この大会は、専門誌で大きく取り上げられておりますので、さらに愛好者がふえてくれることを願っております。

登山道の整備というのは、本当に何カ所かしていかなければならないところがあるわけでありまして。危険箇所につきましては、その都度、修繕をしておりますし、これからも修繕をしております。メイン道路につきましては、草刈りや笹刈りなどを定期的に行っておりますのでございます。登山者の皆さんに、安心して登山ができるように、適切な維持管理を行っておりますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） それなりに、草刈りから始まって、そういう本格的な整備ということで、各団体のボランティアとか、そこらが草刈りに携わるといような形ではなく、ぜひとも村でその辺の整備をお願いしたいところであります。

それと、2番目に、パーティカルリミット仕様のショートコースの整備ということで、ちょっとダブるところがありますが、ことしの大会後に、村長もこの大会をぜひとも継続していきたいと言っておりましたので、来年も第2回目が行われるんじゃないかと思っております。この大会には、全国から900人弱の参加者が参加する大会であり、ショートコースの登山道も、出場した方の話によりますと、谷川に傾斜しているようなところがあったり、湧き水で、水が流れているようなところで、水浸しのところもあったというように聞いております。来年の大会前に、ぜひとも、早い時期に整備をして、そんなにたくさんではないと思いますので、自然破壊につながらないように、湧き水のあるところには2本丸太を通して、そこで排水をするというようなことで結構だと思いますので、ぜひとも、来年度になりますと、5月というのが大会ですので、早い時期に整備を行っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ショートコースの整備の関係であります。

今年度開催されました経ヶ岳パーティカルリミット、議員、御指摘のように、900人近くの皆さんが全国各地から参加していただいて、本当にありがたいことだなというふうに思いました。また、大変盛り上がった大会であったというふうに総括をしたところであります。沖縄から東北地方までの皆さんが参加してくれたということで、ありがたかったということでもありますし、同時に、これは継続して開催していきたいというふうに思っておるところであります。その都度、申し上げておりますけれども、この経ヶ岳パーティカルリミット、大芝高原まつり、これから始まります秋の大芝高原イルミネーションフェスティバルを村の3大イベントとして位置づけて、村の元気の発信のもとにしていければというふうに考えておりますので、そんな点はぜひそういうことで御理解もお願いいたします。

ショートコースの整備であります。ショートコースにつきましては、大泉所ダムの登山口から4合目まで行き、そこから伊那市西箕輪の仲仙寺までおりにくというコースであります。今回のパーティカルリミット開催により、特に下りの部分で、登山道の補修が必要な箇所が何カ所か確認をされたところであります。そこにつきましては、修繕をしていくということ考えておりますので、お願いいたします。

大会をやっていくには、そこそこに修繕は必要であるというふうに思っております。自然環境との調和ということには当然でありますけれども、登山道でありますので、それほど大規模な改修ということにはなりませんので、そこら辺も気をつけながら、また、事前にまた見回りをしながら整備をしまいたしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） そういうわけで、整備を進める中で、みんな、大勢の方に愛される経ヶ岳であるように願うものであります。

それでは、3番目に、建設工事における発注標準についてを質問いたします。

発注標準という言葉が目新しくありますけれども、聞きなれない言葉ですが、議員の皆さんの手元に資料としてお配りしてありますが、工事のAからEまでの等級、それで土木工事、建設工事、舗装工事、電気通信工事、その他の工事についての入札をするときの標準であるかと思われま。それが、27年5月から27年6月に改正されております。この改正が何のために行われたと疑問に思うところがございますので、これが何のために改正が行われたか、説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 3番目の建設工事における御質問であります。

建設工事等入札関係、あるいは建設工事にかかわる問題につきましては、私はいろんな立場がありますので、関与しないこととしております。この問題につきま

しての責任者は副村長となっておりますので、副村長より答弁をいたしますので、お願いいたします。

議 長（原 悟郎） 原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 等級別発注標準が改正されたことについての御質問でございます。

本村の等級別発注標準につきましては、南箕輪村建設工事入札制度事務処理要綱というものを定めまして、その第10条において、工事の種別ごと、規模ごとに定め、円滑な建設工事の施工ができるようにしておるところでございます。

平成21年度には、発注機会を拡大し、村内建設関係業者の育成、活性化を図るということのために、この発注基準を改正いたしまして、これまで運用をしてきたところでございます。今、お話がございましたように、今回、これを改正したというものでございます。

この等級によります発注基準というものにつきましては、長野県をはじめまして、近隣市町村も設けておるところでございます。これまでの村の基準では、近隣の市町村と比較した場合に、等級が低位の業者が相当大きな規模の工事の入札にも参加ができる形となっております。これは、先ほど申し上げました村内建設関係業者の方に発注機会をふやすということでやっておったところでございます。例えば、2,000万円の土木工事の場合でございますけれど、長野県では等級でAからC、伊那市では等級A、Bまでの業者だけが入札に参加ができるということでございますけれども、村では等級AからEまでの全ての登録業者が参加できるということになっておりました。

一方、実際の工事の状況を見ますと、低位という言い方はいけないかもしれませんが、ランクの下の等級にある業者が大型の工事を請け負った際に、施工技術の水準、あるいは安全管理を含みます現場の管理等で問題を生ずる場面、あるいは書類の不備等が散見されたという状況がございました。大きな課題となっておったところでございます。

先ほど村長のほうから話がございました、私、副村長及び関係課長で構成をいたします南箕輪村建設工事等請負人選定委員会におきまして、長野県や近隣の市町村の発注標準表等を参考にいたしまして、こうした課題を解消し、かつ受注を希望する業者に大きな影響が出ないようシミュレーション等を行う中で、今回の改正を行ったものでございます。本年度は、6月が長野県の経営事項審査の結果によります等級格付及び入札参加資格者名簿の切りかえの月ということでございましたので、これに合わせまして適用を開始したものでございます。

以上です。

議 長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいまの説明の中で、工事に小規模企業が参加したときに何か問題点があるというようなことでありますけれども、それは工事の完成検

査の折に不備があったとか、そういうような問題ですか。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 工事のできばえ等も一つございますけれど、一番はその現場の管理の部分で、安全な施工が第一になってくるわけでございますけれど、そういうところで危うい場面があったりとか、あるいは大規模な工事になりますと、国、県に見ていただくような書類もあるわけでございますけれど、そういう中で、きちんと整備ができていないで、村の監督員のほうから整備を求めるような状況があったということでございます。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） この等級のAからEまで分かれるだけでも、工事額とか、またはそこに携わる技術者の人数とか、それぞれが勘案された中で等級が決まっておるわけでありまして。それで、今の説明も、検査等に問題がなかったかという、その過程において、いろいろあったというような話であります。そこらのところは、あったということで結構でございますけれども、委員会は何人で構成されている委員会ですか。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） その都度、工事の発注に関して会議を開くときには、その関係の課長も加わるようになっておりますけれど、基本的なメンバーとしては、私と、それから総務課長、それから建設水道課長、それから財務課長ということになっております。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 大体概要がわかりましたけれど、じゃあ、次の2番目の、この改正後によりますと、小規模業者が入札工事に参加できる機会が大変減るといふふうに思われます。お手元のお配りした資料をちょっと見ていただきたいんですが、今そこにアンダーラインを引いてありますE等級の業者について、改正前までは3,000万未満の工事に入札できたわけでございます。それが改正後になりますと、E業者は500万円以下の工事しか入札に参加できない、こういう状況になってます。それで、その1個上のDクラスの業者になりますと、改正前は4,000万までの工事に参加できた、入札できたというところでありまして、改正後は、1,000万未満の工事しか入札に参加できない。これは、非常に、小規模業者の工事入札の機会を少なくしているんじゃないかと思えますけれども、こういうことにおいては、業者育成とか、そんな関連の中で、どのようにお考えですか。

議長（原 悟郎） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 小規模業者の入札の機会が減るんじゃないかと、受注機会が減るんじゃないかというお尋ねでございます。

工事の施工に当たりましては、先ほども申し上げましたが、何より品質の確保、それから安全ということが求められてまいります。受注業者に一定水準の技術力が

必要であることは当然でございます。今回、改正をさせていただきましたが、改正後の発注基準においても、例えば、500万円未満の土木工事であれば、等級Eまでの全ての登録業者が入札参加することができるようになっております。近隣市町村と比較しました場合に、この基準が特に厳しいというものではございません。

また、評点による等級格付ということもでございます。これも県等に比べまして、より上位に格付ができるようなふうにしてございます。より受注機会が増すようにしてあるということで、その点もあわせて御理解をいただきたいと思います。評点の格付につきましては、各自治体で異なりますので、単純にAからEということをやっているわけではないということで、御理解をいただきたいと思います。

村の現状では、1,000万円以上の工事のほうが数は少なくなっております。等級下位の業者の皆様にとりましても、入札参加機会がたくさんございますので、ぜひ受注をしていただきまして、等級のアップも図っていただきたいということで期待をするところでございます。

また、平成16年度に、小規模工事等受注希望者登録要領を設けてございます。村内の建設工事及び修繕等を行う業者で、入札参加資格審査が受けられない方を対象に、登録をしていただきまして、村が発注をいたします小規模な工事、あるいは修繕等を発注させていただくようにしておりますので、申し添えさせていただきます。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 土木建設等の工事が減る中で、それぞれの小規模の業者等も生き残れるような対策を今後とっていただきたいと思うところであります。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、1番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから午後3時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時20分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎文直です。

台風18号の残りの風が少し吹いておりますけれども、この18号、あっという間に上陸して、去ってまいりましたが、この台風のコース、過去にあった伊勢湾台風のコースと似ておって、私は、上陸するまでの間、非常に心配した部分がありました。幸い、この地域については被害が少なかったというふうに思います。しかし、同じく中部地方の中では、大変な被害が大きく起きているところでもあります。被害地の皆さんの復旧を早く望むところであります。

私は、今回の一般質問について、5点について質問をいたします。的確な答弁を

お願いするところでもあります。

1 番目の質問であります。4 月から発足した上伊那広域消防のその後の活動は順調に推移しているかという点であります。

消防組織については、本年 2 月に、約 10 億 6,000 万かけて、上伊那広域消防本部、また伊那消防署が完成して、3 月 31 日をもって伊那消防組合が解散し、4 月 1 日から上伊那広域消防というふうになりました。ちょうど 5 カ月が経過したところでもあります。3 月までは、組合の議員として審議に参加してきたわけではありますが、広域消防以後については、経過が、情報不足というようなこともありまして、気になっているところでもあります。そんな点で、5 カ月で、まだまだ期間としては短いわけではありますが、上伊那という大きな枠組みの中で、新しく発足した大きな事業でありますので、この辺の経過について質問するところでもあります。

とりわけ、本村については、出動区域の見直しがされました。北原区、久保区、中込区、塩ノ井区が箕輪消防署からの出動となり、それ以外の地域は従来どおり、伊那消防署からの出動ということになりました。発足前にも、そういった案が示され、出動の時間という部分についても、スムーズに行くんではないかという案が示されておりましたけれども、この 5 カ月を経て、その出動体制、出動の状況も含めながら、(1) の質問でありますけれども、二つの出動系統になって、スムーズな出動体制がとれているのかどうか、この辺について質問するところでもあります。お願いいたします。

議長(原 悟郎) 答弁を求めます。

唐木村長。

村長(唐木 一直) 3 番、山崎文直議員の御質問にお答えをいたします。

広域消防関係の御質問であります。

消防広域化につきましては、伊那消防組合管内の市町村の消防署は、これまで組合の形式はとっておりましたが、自賄い方式ということでありました。組合というのは名ばかりであったところでもあります。実態は、その市町村で運営がなされていたという、こういう組合であったところでもあります。また、伊南消防組合とも統合することにより、より効率的な消防行政が可能になることから、実施に向けた取り組んできたところでもあります。

理由といたしましては、大規模災害が発生しやすい状況が生まれてきております。それへの対応、また受援、応援体制の確立も求められてきておるところであります。そんなことを目的として、全国初めて重点化地域に指定され、発足することができたところでもあります。

議員、御指摘のとおり、広域化後の出動時間短縮に向けて、各消防署からの出動エリアの見直しを行ってまいりました。その結果、南箕輪村におきましては、久保、中込、塩ノ井、北原地区においては箕輪消防署から、それ以外の地区は伊那消防署からの出動となったところでもあります。

質問として、スムーズな出動体制がとられているかという御質問であります。現在は、119番通報から出動まで、平均して3分8秒を要しております。以前と比べ、6秒の短縮が図られておるところであります。今後、通報を受ける通信担当者が、管内の地理的状況の把握や機械操作等になれることにより、さらに時間短縮につながるものと考えておるところであります。現状でも、6秒ほどの短縮が図られておるといふことでもあります。

救急の出動でありますけれども、火災というよりも、救急車の出動が圧倒的に多いところありますので、本村の場合は、箕輪消防署から出動して、伊那中央病院に搬送する。これは、本当に理想的な経路だなというふうに感じておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 6秒の短縮ということで、この地域見直しが一つの成功例だなというふうに思うわけありますけれども。

この時点の中で、火災とか、そういう部分では、出動体制はありましたでしょうか、ちょっと私も調査していないものでわかりませんが。わかりましたら、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） ちょっと今、思い出しているところですが、1件あったかなというところかと思いますが、これまで、4月以降において。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） まだ、期間も少ないわけありますから、今後とも、また、一つのデータを積み上げていくことが大事だというふうにあります。よろしくをお願いします。

(2) であります。上伊那広域消防に統合されたことによる具体的なメリットの点と、現時点でわかる範囲での、これからさらに改善をすべき課題ということはどういうものがあるのかなということをお聞きしたいと思っております。

この統合により、207名の消防署員が、いずれ196人ということで、計画されております。統合により人員の効率化、さらに今回の消防署の新築等においても、通信網のデジタル化というようなことが大きく前進をしているなどということもありますけれども、そのほかも含めまして、先日、8月の広域連合の議会も行われているようでもありますけれども、そういう中でも改善とメリットのようなどころ、具体的にこういったところがメリットで、これから改善をする部分はどのようなものがあるかということについても質問したいと思います。よろしくをお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 広域化によるメリット、あるいは改善すべき点でありま

す。

メリットというのは、合併をしてから、統合されてから、まだ半年も経過していないという状況でありますので、これは、なかなかあらわれにくいというふうには思います。

先ほど御質問の中で申し上げたとおり、時間短縮が図られている点は、メリットとして捉えることができるというふうには思います。また、広域化検討の中で、本部機能の一本化による事務の効率化や経費の削減、化学消防車などの特殊車両への効率的な活用などが上げられておるところであります。こういったことは、今後、成果があらわれてくるというふうには思っております。特に、人員につきましては削減していくということになっておりますので、それらの効果というのは出てくるんじゃないかと思えますけれども、ただ、今、大災害が頻繁に発生する状況もありますので、人員削減が計画どおりいくかというのは、これでいいのかどうかというのは、また議論の対象になってくるというふうには思っております。

課題として上げられておりますのが、これは私どもの感じておるところであります。緊急放送がわかりづらいという御指摘があるところでもあります。かなり多く寄せられております。この原因というのは、現在の放送設備というのは、メール配信の文字を音声に変換して流していますので、話すスピードやイントネーション等で聞き取りづらい状況があります。現在、各市町村の防災担当者と広域消防で協議を行っております。現在、可能な範囲で調整を図り、聞きやすい放送になるよう改善をしておるところであります。そんな点は御理解をお願いしたいというふうには思っています。

また、本村では、そういった事例はなかったわけではありますが、いわゆる場所の問題が提起されております。広範囲な場所につきましては、わかりづらいというような指摘もあるようでありますので、目標物がある場合には、目標物を言うように、それは改正といいますか、改善をされておるところであります。聞きづらいという部分は、今調整中でありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 聞きづらい点は確かに、3月ですか、田畑の土手の火災のときに、最初のデジタル放送を聞いたんですが、うまく聞き取れなかったということもありますので、こういった点について、さらに改善をしていていただきたいなというふうに思います。

同時に、完成した式典や何かでもありました、近くの保育園児等が来て、演技をされたんですけれども、新しいところがありましたので、南箕輪の、例えば、小学校や中学校、保育園等も、機会を見つけて、消防署の見学とか、そういう部分についてもこれから考えていただければ、さらに理解が深まるのかなというふうに思いますので、お願いしたいと思えます。

それでは、2番目の質問に移ります。

総合戦略村民アンケートから把握できることはということであります。

10月の末までの総合戦略策定ということで、村側の事務当局も大変忙しい日々だというふうに理解しておりますが、私が6月の議会で、買い物弱者対策で質問をしました。そのときの村長の答弁で、村民アンケートを実施して、その中で意向を把握していきたいという答弁がありました。

7月に実施した村民アンケート、一般の方が1,250人と、あと10年以内に村内に転入した方750人というような方に、村民アンケートを24問にわたりしたという新聞報道がありました。7月に実施してとありますから、今、集計中であるという時間的なこともありますけれども、現時点での実施したアンケートの集約はどの程度済んでいるのか。(1)の質問でありますけれども、その中で、どのような住民の意向が感じられるというか、そういう部分について、集約を全部されているというのは大変かと思っておりますけれども、現時点でわかる部分がありましたらお答えをいただきたいというふうに思います。

議長(原 悟郎) 唐木村長。

村長(唐木 一直) 総合戦略のアンケートから把握できることはということであります。

今、詳細な集計を行っておるところであります。単純集計はできておるところであります。

このアンケートにつきましては、専ら人口の将来展望の基礎となる村民意識を把握するという目的で、一般調査として20歳から49歳の村民を対象に、結婚、子育て、産業に関する調査を過去10年以内に村へ転入した25歳から49歳の村民を対象に、定住に関する調査として実施いたしました。

買い物弱者対策にかかわる意向調査につきましては、7月26日の地方創生先行型として取り組みました、障害者向けを含めましたまっくんプレミアム商品券の購入者にアンケート用紙を配付いたしました。今後、また実施をいたします、低所得者向けまっくんプレミアム商品券の利用者にもアンケートをお願いしていく予定であります。したがって、買い物弱者対策につきましては、そのアンケートも見なければなりませんので、その結果を見て、意向を確認してまいりたいと思っております。また、その状況によって検討をしていかなければならないだろうというふうには思っております。

一般的な調査の中から見ますと、人口増加の要因であります、転入者の転入状況から、買い物のしやすい場所との回答も多い状況となっております。そんな面も見受けられるところありますので、また買い物弱者対策につきましては、別途アンケートの部分で意向を確認してまいります。

以上であります。

議長(原 悟郎) 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 本村も、高齢化率が20%を超えてきた、そういう意味では、この小さな村で、付近に商業圏が幾つもあると思いますけれども、その中で、どうしても買い物弱者というのはふえていく傾向にあるということでもありますので、今後また、詳細なアンケートができた時点での考え方を聞いていきたいなというふうに思いますが、その時点でまたお聞きするということをお願いしたいと思います。

（2）ですけれども、今いろんなアンケートをされた話が出ました。そういった中で、これも集計中とは思いますが、そのほかに理事者として、どんな回答、特徴的な回答、こういうようなところが今後参考になるんだろうなという部分がありましたら聞かせていただきたいと思います。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 総合戦略の村民アンケートにつきましては、人口ビジョンをつくる上からという部分もあったわけでありまして、単純集計は終わっております。今、詳細な分析を行っておるところでありまして、10月早々には報告できるというふうに考えております。

まず、結婚、出産、子育てに関しましてではありますが、その中で結婚を支援する取り組みであります。これ、一番多かったのは、やはり経済的に安定した雇用環境の創出、これは地方創生の目玉になっていくことだろうというふうに思います。また、夫婦がともに働き続けることのできる職場環境の充実、さらには結婚につながる出会いの場の創出、これが2位、3位を占めてるところであります。雇用と職場環境の充実、それから出会いの場というのが、結婚で上位を占めたところでございます。

したがって、夫婦がともに働き続ける環境づくりというのは、本村はこれを目指してやってきたわけでありまして、こういう点ではよかったかなというふうには思っておるところであります。

出産に関しまして、村が力を入れるべき取り組みといたしましては、妊婦や乳幼児の一般健診の充実が最も多かったところでありまして、それから、経済的支援の充実が続いてありました。子育ての支援に関しましては、やはりこれも子育てに関する助成の充実、これは53%ありました。第2位として、放課後児童クラブなど、地域子育て支援交流の充実が34%、こういうこととなっております。

また、転入、定住に関しましては、当村への転入者の多くは、郡内の体市町村からであります。続いて、東京、神奈川、埼玉、千葉となっており、大都市圏と言われるところから、23.4%が県外からの転入でありました。こういったことからすると、東京一極集中の是正という面では、若干、本村の場合には貢献をしているのかなというふうに感じたところでございます。転入者の多い部分で、東京、神奈川、埼玉、千葉、こういうことでもありますので、そんなことが伺えるところでもあります。

南箕輪村を選んだ理由につきまして、一番多かったのは親元だから、これが37%、次いで、土地などのよい物件があったが33%、それから仕事や学校に通うのが便利、

これは交通の利便性ということでもあります。これが24%。そして、子育て支援が充実しているが約18%ということで、子育て支援の充実も大きな要因となっていたということが伺えるところであります。

今、特徴的な部分だけを申し上げましたが、詳細な分析が終わり次第、議会へ報告申し上げてまいります。また、村の総合戦略に反映できる部分は反映させていきたいと思っております。

こういったことを考えると、やはり、私が前々から申し上げてきておりますように、本村の人口の増加につきましては、土地が平らで、災害が比較的少ないということと同時に、地価の問題、交通の利便性の問題、このことを申し上げてきたところでもあります。そして、さらにいち早く子育て支援に取り組んだ。こういったことがアンケート結果からもあらわれておりますので、村の政策というのは間違っていないかというふうに今思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 定住の理由で、郡内で、2番目に大都市から転入をされたという方が23.4%、地方創生の中で訴えている大都市から地方への移住なり、IターンとかUターンとか、そういう意味でうたわれていますけれど、それをアンケートの結果からでも、先行しているということが回答の中でも伺えると思います。今までの行政の結果として、非常に、今、かいつまんだ報告を聞くだけでも、非常に誇らしい、そういう数字等がありますので、これが集約された時点で、楽しみにしていきたいというふうに思いますし、これを地方創生なりの計画に精いっぱい利用していただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目の景観条例の関係であります。

景観条例につきましても、ことし7月1日から施行されたところであります。私も、この景観条例を地域の住民みんなで、どれだけみんなを守って進めていくか、そういうことが、住みやすい、安心・安全な村づくりということの第一歩というふうに考えています。

先日も、この景観計画の概要版というのを村でつくって、全戸配布をされました。この中に、見ている部分で、非常に景観づくりの大切さを村の皆さん全体が共有し、人々の心をいやし、豊かにする、美しい景観づくりが進められるように、こういうことで策定の経緯が示されております。私は、この中で一番特徴的なのは、建物を建てる時の高さの制限、これは原則で18メートル以下というふうになっていますし、もう一つは、南箕輪村の地形の特徴であります段丘というところを軸のところの一つ、河川だとか、そういう分と別に、段丘というのを一つ設けて、うたって、そこの木を切ったりだとか、景観だとか、そういうことになっているのは、やはり南箕輪村の特徴をつかんで載せてあるのかなということ、これについては非常に

興味を持っているところで、一番大事なところかなというふうに考えています。

ことし、今のところ、この景観行政団体、県内では19の市町村がもう施行をしているというふうに聞いております。そういった意味で、これも7月1日からですので、日はたっておりませんが、この段階での出足は好調であるのかどうか、村長としての思いと、それから、さらなる周知方法をどう考えているのか、この辺について、(1)の質問として質問するところであります。よろしくお願ひします。

議長(原 悟郎) 唐木村長。

村長(唐木 一直) 景観条例の質問でございますけれども、7月から全面施行をいたしました。8月までの2カ月間で18件の届け出があったところであります。18件は、主に一般住宅の新築、増築であります。建築着工の際に、屋根の形状や外壁を含めた色彩、また敷地内の植栽など、周辺の景観への配慮を考えていただけるようになり、村の景観を考える一助になっているというふうには思っております。

周知の方法でありますけれども、関係団体の周知は当然のことです。やってまいります。広報誌等を使って、広く意識づけをしていきたいと思っております。また、住民の皆さんに、村の景観への関心を持っていただくよう、講演会の開催も計画しておるところであります。あらゆる、そういった機会を捉えて、周知はしてまいります。

2カ月間で18件でありますので、1年を通すと100件を超すということですので、順調な滑り出しかなというふうには思っておるところであります。

以上です。

議長(原 悟郎) 3番、山崎議員。

3番(山崎 文直) 2カ月間で18件の届けということで、それは非常に、多分、事業者による届け出ということであると思ひます。もう一つ重要なのは、村民による活動という、この三つの協働の活動という部分であります。村民による活動というのが、今後さらに大事になってくるかと思ひますので、その辺のところの周知方法、今、講演会というような答弁がありました。あと、その講演会、同時に、そのほかに、村民の皆さんにもっともっと具体的に知らせていくという周知方法があるかどうかをお聞きしたいと思ひます。講演会というのは、もう日が決まっているんでしょうか、その辺についてお聞きしたいと思ひます。

議長(原 悟郎) 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長(出羽澤平治) 講演会の開催日時はまだ決定していません。今計画をしているところであります。講演会も、なるべく大勢の方に参加していただけるようにということで、計画を今立てているところでございますので、また計画ができたところでお知らせをしていきたいと思ひます。

議長(原 悟郎) 3番、山崎議員。

3番(山崎 文直) それでは、これからの計画等に期待をするところであります。

(2) になりますけれども、この景観計画の進行について、非常に関係のある三風の会というのが、村長からも発表がございました。三風の会というのは、平成24年11月に発足しているというふう聞いております。三風の会というのは、三つの風ということで、風土、風景、風格というのを継承していくために、三風ということで会をつくったということ聞いております。

その三風の会が、最初の取り組みとして、広域農道を伊那谷風土記街道として活動するというふうなことでうたわれておりますが、私もその三風の会の団体の趣旨、そういったところにまだ深く承知していないところでもありますので、ここの組織の内容等を教えていただければと思います。経営者協会上伊那支部が入っておるという話もありましたので、こういう点では、とりわけ看板をこれから色を統一していくということ言われています。三風の会では、いわゆる看板、ブラウンというか、焦げ茶色というか、この辺を基調としているという話ではありますが、この辺についての三風の会の位置づけ等をお聞かせいただきたいと思います。

議長(原 悟郎) 唐木村長。

村長(唐木 一直) 三風の会の御質問であります。

三風の会というのは、中心は経営者協会上伊那支部であります。ここが主になって活動しておるところであります。行政もその構成員となっておりますので、その活動には参画しておるところであります。特に、この経営者協会上伊那支部の中で、主に会長となって進めておるのがKOAの向山会長であります。本当に熱心に取り組んでおるところであります。

とりあえずといいますか、当面は、この広域農道沿いの看板設置等にウェイトを置いておるところであります。三風モデル看板のマニュアルを作成したところでございます。したがって、広域農道沿いの看板につきましても、企業等々、既に設置をしているところもありますし、行政が絡んでいるような部分は、できるだけ三風の会のモデルに沿って、これから設置をしていくことが必要であるというふうには私自身は考えておるところであります。

また、上伊那地方事務所が事務局となりまして、上伊那地域景観連絡協議会が立ち上がっております。上伊那地域の景観行政全体の連携を取り始めているところがあります。そういったさまざまな団体が活動をしていくことによって、この地域の景観が守られていくのではないかというふうに思います。

当面は、広域農道、三風の会が中心ということになります。看板でありますので、いろんな考え方、なかなか難しい面もあるようではありますが、行政としてはそういった統一的な部分でしていければというふうに考えております。

以上です。

議長(原 悟郎) 3番、山崎議員。

3番(山崎 文直) 経営者協会が主に活動しているということで、これは大事なことだと思います。とりわけ、街道筋に、電柱だとか、そういうところにも看

板がついているわけですし、この工場の入り口だよという案内だとか、この地区への入り口だとか、そういうものもこれから設備されていくと思いますが、それがブラウンを基調にしたものということになってくる、みんなでそれを守っていこうということであると思います。

関連ですけれども、そういった意味で、広域農道沿いにも、大芝の湯とか、大芝荘というような看板も電柱等に前から設置されておりますが、この辺については、具体的に、じゃあつけかえていくとか、そういう部分については、村として推進する考えがあるのかどうか、ありましたら聞かせていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村としての考え方であります。

新たに設置していくものにつきましては、三風の会のモデルマニュアルを参考にしていきたいというふうには思っております。電柱等についております看板等につきましては、今後、取りかえ等が必要になれば、それはそういうふうにしていく必要はあるというふうに思いますけれども、現状ですぐというわけにはまいりませんので、そんな点は御理解をいただきたいと思います。

三風の会、さまざまな会議をやったり、いろんな活動といたしますか、やっておるところであります。看板モデルの部分で、よい看板、悪い看板というような部分も、市町村長の会議の中で、具体的に指摘を、スライドといたしますか、それを使いながらされたところでもあります。本村の場合には、よい看板の中で、大芝の入り口の看板がよい看板ということで紹介されました。また、大芝公園内のさびたような悪い看板、これも指摘をされたところでもあります。そういったことにつきましては、早急に対応をしていく、している部分もあるところでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 今、大芝の入り口の看板、確かに目立つ、すばらしいなと思います。公園内の、前にも私も一般質問でしたことありますけれども、例えば、第2駐車場のところにある看板も少し傷んでるなというふうに思いますので、そういった修繕等も進めていってほしいなというふうに思います。

(3)でありますけれども、しかしながら、この三風の会という、すばらしい活動をしている部分がありますけれども、一般の村民の皆さんとか、そういう部分については、まだこの会の周知が不足しているというふうに思いますが、今後、行政も加わっているということでもありますので、村は、これからもっと、連携する活動計画だとか、そういうのも示しながら、宣伝をしていくというか、そういうことも必要ではないかというふうに思いますが、村長の考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 三風の会のモデル看板マニュアルができたばかりであり

ますので、これから周知ということに至っていくかと思えます。行政も、機会を捉えてはやってまいりますけれども、経営者協会の上伊那支部が主体的に進めておりますので、かなりそういった部分では広がっていくんじゃないかなというふうに思っております。まずは、関係する自社の看板からやっていくというような計画も出されておりますので、それらを見ながら、また考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 景観行政団体の中で、この三風の会、あとはいろんな団体の中では、三風の会だとか、あと美しい村連合とか、そういった部分、とりわけ、この二つとも上伊那にも存在するわけでありますので、そういった団体とのルールを進めていくということで、ぜひこれからも周知活動にもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

4番目の質問であります。

VC長野トライデンツへの力強いサポートということであります。

VC長野トライデンツは、この南箕輪村の中に本拠地があるわけであります。ことしから、Vリーグに昇格してということで、素晴らしい活動をしておりますし、私も所属しています南箕輪総合型地域スポーツクラブのわくわくクラブにも、以前から協力をしていただいて、オープニングセレモニーのときのバレーボール教室等でも大変お世話になっておりますし、観光協会のほうにも、確か登録されているんじゃないかというふうに思います。そういった意味では、VC長野トライデンツをもっともっと支援していくことが大事かなというふうに思います。

長野県内にも、いろんなプロスポーツリーグ、チームが誕生してきました。野球では、御存じの信濃グランセローズは長野市に本拠地があつて、これについては信濃毎日新聞社が大きくサポートしております。バスケットでも、ブレイブウォリアーズは千曲市を本拠地に、サッカーの長野パルセイロは長野市に本拠地を置いて、長野市では競技場の整備等にも大きな支援をしているところでありますし、同じくサッカーで、J1の松本山雅は、J1に昇格して、これも松本地域の松本市が本拠地ですから、松本地域のいろんな市町村も支援をしてきているところであります。

それに比べて、若干VC長野トライデンツ、まだまだPR活動、知られているという存在では不足しているのかなというふうに考えます。ほかのチームは市を本拠地にしているわけですが、トライデンツはこの村だということで、非常に体力的にも差はあるんですけれども、これをぜひ、これからも支援していくということが大事かなというふうに思います。先日の大芝まつりでも、松本山雅のコーナーがありまして、そこでグッズも販売してありまして、私もコップ等を購入したわけですが、こういった意味では、その支援をすることによって、一つの土産物だとか、産業の支援等にもつながっていくんじゃないかなと思いますので、マスコ

ミを巻き込んで、支援体制をつくっていくということが効果的だと思います。そういう点では、観光協会もできましたので、村がその辺のところの仲介役等も買って出て、支援をしていったらどうかと思いますので、この辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 御指摘のように、VC長野トライデントは、村を拠点として活動しておりますし、V2に今年度から昇格して、プロチームということで、本村からプロチームが誕生したということでもあります。スポーツを通じて元気な村づくりということも大切なことでもありますので、本当にありがたいことだなというふうに思っております。

ただ、今、議員も御指摘のように、体力的な部分というのがあるわけでありまして、長野、松本のような市と南箕輪村と、これは比較というわけにはまいりませんので、その辺は御理解もいただきたいというふうに思っております。また、このチームは、わくわくクラブ、あるいは観光連盟にも加入をしていただいております。したがって、可能な、できる範囲で支援はしていく必要があるというふうに考えております。体育館の使用というようなことは今までやってきておりますし、これからもやってまいりたいというふうに思います。クラブチームでありますので、クラブチームの意向というの尊重していかなければなりません。そんなことで御理解をいただければというふうに思います。

ユニフォームをつくったり、いろいろ金銭的な部分も、かなりお金もかかるようであります。私のところにも、ユニフォームに名前を入れてくれないかという依頼はありました。しかし、それは村としてはできないということでお返事を申し上げました。1年に、背中へ入れるところが見つからないのでということで、200万ということでありましたけれども、それはお断りをしたところであります。毎年200万ずつ出すというわけにはまいりませんので、そんな点も御理解をいただきたいというふうに思います。

したがって、可能な範囲で支援はしてまいりますので、そんな点はよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 可能な範囲で支援ということでもあります。

（2）になりますけれども、長野のサッカーの競技場や松本のアルウィンの整備という、とてもそんなところには行けないと思いますけれども、本拠地である村民体育館、非常に床が傷んでおりまして、木くぎ等が浮いてきていて、バレーボールの練習にも非常に、ある意味で危険な箇所がありますので、ぜひ早目にこの体育館の床改修ということをしていく、そういう意味での支援はしていくべきだろうと思いますので、早目の改修ということで、村長の決意はありませんか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村民体育館の床の改修につきましては、VC長野トライデンツということではなくて、多くの団体からそんな要望が寄せられておるところであります。浮いてきているような状況は、私も承知しておるところであります。

村3カ年実施計画では、平成28年度、29年度に計画をされておるところでありますけれども、ただ、来年度が、大変厳しい状況が生まれてくるというふうに私は感じておりますので、村の3カ年実施計画どおりにはいかないだろうなという、今のそういう感じは持っておるところであります。多くの競技団体からそういう要望がありますので、できるだけ早く実施したいとは思っておるところであります。ただ、いろんな状況、財政状況も勘案していかなければなりませんので、その辺は財政圧迫とならないように進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

時間が残り少ないです。まとめて質問してください。

3番（山崎 文直） 村の財政事情も、いろんな大型事業がめじろ押しですので、大変ということは理解してはいますが、ぜひ頭の真ん中あたりにすえていただいて、計画を実行していただければというふうに思います。

最後の5番目の質問であります。

松くい虫対策についてであります、（1）、（2）一緒に質問します。

先日も、北原地区の民有林で、松くい虫の被害木が発生して、十数本伐採をしたということで聞きました。そういってみますと、大芝高原、同じ標高800メートルラインに近いところで、いよいよ発生してきております。そういう意味では、今後の発生をした、とりわけ民有林で起きたという部分については、村が今後どんなような対応で進めていくのかということと、大芝高原の中の発生も心配される場所です。1万3,000本のアカマツのうち、村長からの話もありました薬注等で2,500本ぐらいですか、ということで、この分については何とか守っていきたいという話がありました。そうすると、大芝高原のところ、多くのアカマツがありますけれども、これは私が思うには、農道沿いのすばらしい景観の大きなアカマツのある地域、それから、大芝の湯の周辺にある比較的若い木の部分とか、そういうことで、限定した地区を設定して、守れるものは守っていきというようなことが大事ではないかというふうに思いますので、これについての考え方をお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 時間が経過しておりますので、村長、端的に。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 簡単に申し上げます。

大芝高原の松は守ってまいりたいと思っております。樹幹注入をした部分は守っていきたいというふうに考えております。その他の部分につきましては、全てを守

っていくというわけにはまいりませんので、これはまた基準をつくってやっていくというようなことで、今回の補正予算の折にも質問が出ましたので、そんな方向で今検討しているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

なお、3名の議員の質問が残っておりますが、あす10日の午前9時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

散会 午後 4時11分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 7 年 9 月 1 0 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

9 番 大 熊 恵 二

4 番 丸 山 豊

6 番 唐 澤 由 江

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成27年9月10日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） おはようございます。御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は、答弁も含め1人50分といたします。時刻掲示板を確認の上、時間内で、それぞれの確な質問、答弁ができるようお願いいたします。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） おはようございます。

楽しみにしておりました一般質問の時間が参りました。

きょうは、既に通告をさせていただいてあります、教育委員会改革について、相対的にお尋ねしてまいります。

簡潔に申し上げてまいりたいと思いますので、また御答弁のほうも、大変、50分という時間は短いものですから、よろしくをお願いいたします。

教育委員会改革についてであります。今までの教育委員会制度は、昭和23年に、この23年といいますと、私が小学校1年生のときでありました。昭和23年に創設されまして、その骨格は、教育に政治が介入し、統制を強めた戦前の反省から、政治的な中立性、教育の公平性、それらを保つために、自治体から独立した行政機関として、教育委員会制度が改めて定められてまいりました。

我が南箕輪村におきましても、村長は、教育委員は任命するものの、委員による合議体の教育委員会が、教育行政の執行機関として、教育委員長並びに教育長を教育委員が互選をするという形態が続いてまいりました。御存じのように、本年4月から改正地方教育行政法が施行されましたが、現行の教育長は、施行後も、任期満了までは在職できるという経過処置となっております。新しい法のもとでの体制は、任期満了後になるわけでございますが、任期満了に関係なく、本年4月から適用されました総合教育会議は、現在どのようなになっておるのか、また大綱はどうなっておるのかについて、この（1）のところでお尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、大熊恵二議員の御質問にお答えいたします。

教育改革、教育委員会制度につきましての御質問であります。

御承知のとおり、本年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が改正されました。新たな教育委員会制度が発足したところでございます。

大綱がどうなっているかということでもあります。この大綱につきましては、まだ作成をしていないところであります。

総合教育会議につきましては、本年の4月に第1回の会議を開催いたしました。新たな組織でもあり、初めての会ということでありましたので、法律に定められております大綱策定に関する具体的な協議は行いませんでした。双方から、教育行政に関する課題を出し合い、情報共有することが主目的で行ったところであります。

この大綱につきましては、もうじき、現在の策定をしております第5次総合計画の答申が出てまいります。基本構想、基本計画の教育関係にもいろんなことが盛り込まれてくるだろうと思っております。その整合性を図りながら、大綱を策定する予定であります。したがって、答申があり次第、年度内に数回、総合教育会議を開催し、計画内容等について協議をしてまいりたいと考えておりますので、総合計画の答申があつてから大綱に着手していくということで、現在おるところでございます。

以上であります。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 大綱はこれからと、第5次の基本構想が出てから、総合教育会議を開く中で決定をしていきたいというお話でございました。

総合教育会議についてお尋ねをいたします。

（2）の部分に当たりますが、村長が教育行政に果たす責任の明確化が求められているがという問いをさせていただきましたが、その中に、総合教育会議というのがあります。今まで村長が経験しなかったものが、本年4月から、新しい教育法の改正によってやることになってまいりました。

総合教育会議は、御存じのように、村長が教育長や教育委員を招集し、教育環境整備や予算編成などを協議しながら、または調整をすると、こういった性質のものでございます。予算編成、それから執行権を持つ村長が、教育委員と教育施策を協議することで、両者の方向性が共有されるわけでございますが、村長が教育行政に果たす責任がより明らかになってくるのが狙いとされております。

そういった点で、第1回の総合教育会議が開かれたということでございますが、その総合教育会議の事務局をどこに置くのか、村長部局に置くのか、教育委員会に置くのか、その辺も含めて、総合教育会議とあわせて、さらに詳しく御説明をいただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 第1回の総合教育会議であります。先ほども申し上げましたとおり、初めての組織でありましたので、主には、来年度計画をしております。

す、仮称ではありますが、こども館をどういう機能を出していくのか、この辺と同時に、教育行政全般施策にわたって意見交換をさせていただいたところでもあります。

事務局の問題が出されました。現状では、今、教育委員会ということで決めさせていただいておりますけれども、これ、将来のわたってそれでいいのかということもありますので、この辺は十分また検討はさせていただきたいというふうに思います。本来であると、村長部局に置くのが筋だろうというふうには思っておりますけれども、内部組織の人的な部分もありまして、すぐそういうわけにはいきませんので、当面の間は、教育委員会で担っていただくということで考えておるところであります。また、これから予算編成の時期を迎えますので、その辺につきましては、また次の総合教育会議で話をしていければというふうに思っております。

この新教育制度につきましては、大都市では、確かに、これは本当に重要なことというふうに私自身は思っております。本村の場合は、従来から、教育関係につきましても、私と教育委員会の間で意見交換をしたり、あるいは、予算につきましては私の権限になっておりますので、そういった部分でも、どういうふうにしていくのかというような意見交換を常にしてまいりましたので、そういう点ではスムーズに移行ができるんじゃないかと、移行はできているんじゃないかというふうに私自身は感じておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 教育会議については、第1回が行われましたが、そういう中で、自治体によっては、教育委員が、村長を交えた総合教育会議の中で、自由な発言が確保されているわけですが、はっきり意見が言えるのかどうかという、大変心配する現場の意見も聞いております。本村で聞いているということではありません。他の市町村で聞いております。

そういう中で、非常に、村長は、従来から、教育委員会とは連絡を密にとりながらやってきているということではありますが、教育委員長、または教育長は別として、教育長は行政職でありますから、当然その中で連絡を密にとるということは当たり前のことではありますが、ほかの教育委員が自由に意見が述べられるのかどうか、その辺、萎縮して、意見も言えないというような心配する向きもないではないですが、その辺についてお尋ねをいたします。

さらに、本村もさかのぼってまいりますと、何代か前の村長のときに、教育長の大きな問題がありました。時の村長が、教育委員会へ行って、教育長はいつ辞表を出すんだと、こういう大問題。私は、そのときにも一般質問に立って、村長がそういう発言をすべきではないと、こういう意見を述べた記憶がつい先日のように感じます。大変、あのときは、時の村長も落下傘でしたから、状況もわからずに、そして取り巻きもあって、非常に新聞紙上をにぎわしたという時期もありましたけれど、

唐木村長になってから、非常にその辺は緻密に連絡を取り合いながら、スムーズに
来ているということは、非常に、そういう場面も、唐木村長は、教育委員会部局に
は関係なかったわけですが、そういう場も見てきておりますし、そういう経験を踏
まえて、村長はしっかり今やっているということに対しては、私は本当に敬意を表
しております。

そういう中にありまして、教育委員が自由闊達に意見が述べられるのかどうか、
そういったこともお尋ねいたします。これは、教育委員長に聞いたほうがいいん
ですかね。御答弁をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 総合教育会議のことにつきまして、大熊議員さん
からの御質問でございます。

第1回の総合教育会議につきましては、先ほど村長さんが申し上げたとおりで
ございます。私も、当然でございますけれども、発言をいたしておりますし、職務代
理さん、それと教育委員である女性のお二人の方々、それぞれの立場で、かま塾の
関係、子供教育の関係、そういうようなことで御自分の考えを述べておられました。
そして、村長さんも、それに対して、適切な御回答をいただいたと思っております。
現在におきましても、教育委員、教育長さんを除いて4名でございますけれども、
その教育委員と村長さんとの間におきましては、どんなような形に置かれましても、
意見交換ができる立場であると、私はそのように思っております。

以上でございます。

議 長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 今、清水教育委員長さんからお話をいただきまして、安
心をいたしました。村長と教育委員の皆さん一人一人が、意見をぶつけ合えるところ
が総合教育会議の最も大事な部分、意義がある部分、こういうふうに私も感じて
おります。

そこでお尋ねをいたしますが、御存じのように、町、村におきましては、教育委
員会は現在5人、教育委員さんがいらっしゃるわけですが、町、村におきましては、
3人で法的には教育委員会が構成できるわけです。市、県においては5人というこ
とになっているわけですが、本村の場合は、長年5人で合議制を持って運営をされ
てきておるわけでありまして、往々にしてといたしますか、今までの状況を見ており
ますと、教育関係者、教育経験のある方、そういった方を中心として教育委員会が
構成され、村長のほうから人選がされ、議会でも承認をしてきたという経緯があり
ます。私は、この4月から新しい法が改正され、そういう中であって、これからの
21世紀の子供たちをどう育てていくのか、やはり教育経験者だけの教育委員会とい
うと、非常に、大変言葉は失礼ですが、狭い分野の経験しかない教育関係者だけ
ではなく、幅広い見識を持った民間、これが唐木村長の民間感覚に私はつながって

くんだりというふうに思いますけれど、企業経営、または農業経営者、そういった幅広い村内の各界、各層からの教育委員の構成がこれから大事になってくるなど思うところではありますが、その辺について、この教育委員会の構成のあり方、民間人といいますか、そういう教育関係者以外の人材の登用も、私はこれから村に求められていると思うところではありますが、村長を含めて、教育委員会とあわせて、御答弁をお願い申し上げます。

議長（原 悟郎） それでは、先、唐木村長。

村長（唐木 一直） 教育委員会の組織のあり方の問題であります。

3人、あるいは5人というところがあるというお話であります。上伊那は、全市町村5人ということで構成をしておりますし、本村の場合は、人口も1万5,000人を超えてきておりますので、人員につきましては5人ということでこれからもやっていきたいというふうに思っております。

人選につきましては、村長部局というか、私が人選をせざるを得ないということでもあります。人選をして、議会の御同意をいただくという制度となっております。今、現状で申し上げますと、教育関係者が3人、その他の一般の方が2人という、こういう今構成になっております。2人の方は女性であります。

教育関係者だけではなくという御意見であります。

バランスはどういう形がいいのかどうかということは、ちょっと私自身もわからないというか、そういう面もあるところでございますけれども、多様な人材というのは、私は必要だというふうに思っております。特に、今、いろんな教育課程の中で、いろんな状況が生まれてきておりますので、企業経験者はぜひ私は入れていきたいなという考え方でおります。今回は、そう至らなかったわけではありますが、そういった部分は模索をさせていただきました。したがって、新たな教育委員会制度が発足する平成28年10月1日からの新体制になるとときには、ぜひ、そのことは実現をさせていきたいなというふうに思っております。適当な人がいるかどうかということ、またその時点で考えてまいりたいと思っておりますけれども、そのこと自体はそうしていきたいということで御理解をお願いいたします。

やはり、教育関係者、あるいは企業関係者、あるいはそのほかの職種の皆さん、さまざまな皆さんで構成されていくことが、これからの教育行政には必要であるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） ただいま村長さんが申し上げたとおり、教育委員会、私、個人的にもそのように考えておりますので、村長さんと同じ立場でありますのでよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 非常に、本年4月から、新しい法改正によって、教育制

度が、猫の目行政と言われるような教育行政でございますが、国全体は。そういう中で、そういう時代に合わせて、ついて、それに合わせていかなければならないという現場の忙しさもありますし、大変御苦勞ではあります、早く、この新しい制度になじめるような、そういう体制づくりを、法はもう既に施行されているわけですが、今から経過処置を含めて、御努力をさらにいただきたいというふうに思うところであります。

この1番、2番については、以上とさせていただきます。

続いて、道徳教育のあり方について、お尋ねをしてみたいです。

2018年から、道徳教育が教科化されるというふうに報道されております。どうやって現場では評価したらいいのかというような戸惑いも、各教師の間であるようではありますが、教育委員会として、やはり2018年から教科化される道徳教育について、どのようにお考えになっているか、お尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 大熊議員さんから、道徳教育のあり方について御質問をいただきました。

現在の道徳教育につきましては、学習指導要領の中に、領域という形で位置づいております。文科省では、道徳の時間を、今、大熊議員さんが申されましたように、平成30年度から小学校へ、31年度からは中学校へ、特別な教科として格上げをするという検討がなされております。今回の道徳の教科化が表立った原因としては、大津市でのいじめの事件を受けた中学生が自殺をした問題が原因であろうと思っております。

いろいろなことがありますけれども、道徳を教科化することは、子供の心情を評価することにもなりかねないと、国が特定の価値を子供たちに押しつけるのではないかという懸念がございます。そして、それは、子供の思想、良心、心の問題、それを、そういった自由を侵害するのではないかという声も聞かれます。本村の学校では、副読本として「私たちの道徳」、これは文科省から出しているものですが、それを扱っておりますし、その読み物資料だけではなく、子供たちの生活の中から題材を選び、そして、それを学習の場に生かしていくということも行われております。教科となれば、これらの制限されることになりかねますし、多様な考えを学ぶことができなくなるのではないかなという声も出てくるのではないかと思います。

本来、教科とするためには、検定教科書と数値による成績評価、中学校では、教科の免許を持つ教師が指導する、こういうことが必要とされております。ただし、今回は、特別な教科ということで、道徳の教員免許は設けないというふうに言われておりますけれども、ほかには、一つの教科書が選択されれば、それを扱うことが現行では義務づけられております。上伊那におきましては、1冊という形になるのかなと思います。

9月4日に、教育7団体による上伊那教育財政懇談会が行われ、県への要望の一つとして、道徳は心の問題、人間の生き方の構造を踏まえた問題であることを深く認識し、子供の主体性、多様性を尊重して推進していただき、信州教育の歴史の上に立って指導をしていただけるようお願いいたしますという要望書が出されました。本村の教育委員会といたしましては、7団体のほうにも所属している立場でもございます。今後検討を重ねていきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 私の6月の一般質問の中で、教育委員会としたあるべき姿はという質問に対しまして、委員長さんから、教育の基本目標は、知、徳、体、自立した人間の育成とか、それらを聞きました。この中に、徳という文言が基本として入っております。これは、やはり日本人が、元来言われなくてもずっと歴史上やってまいりまして、日本は儒教の国と言われております。儒教の、さかのぼっていきますと、これは孔子に行き着くところでありませうけれど、孔子の言う儒学の中に、仁という言葉が出てまいります。この仁というのは、慈しみ、思いやり、これを理想の道徳として進めていくというのが、孔子を祖とする儒学の基本だというふうに言われております。

これらを踏まえて、明治23年に、明治天皇が発布をいたしました「教育ニ関スル勅語」というのがあります。この文言の中で、「父母ニ考ニ兄弟ニ友ニ朋友相信シ博愛衆ニ及ホシ」と、非常に道徳に關係する文言が散りばめられております。明治天皇というと、すぐ軍国主義とか、そういうふうを受け取る向きもありますが、私は、この明治23年に明治天皇が発布いたしました「教育ニ関スル勅語」は、非常に含蓄があり、日本人の一番底辺にあるものというふうに、私自身理解をいたしております。

国民道徳の根源であり、国民教育の基本理念として、明治天皇がこの発布をされたわけですが、それらが、だんだん時代とともに、経済優先とか、いろいろそういうことで、お父さんやお母さん、おじいちゃんやおばあちゃんには、非常に感謝をしながら、家族でお年寄りを大事にしていく、そういった気持ちは、日本人の最も得意とする分野であります。国民の祝日の中に、敬老の日というのがあります。間もなく敬老の、この議会が終わりますと、村長をはじめ、理事者の皆さんは、村内12区の中へ全部行って、敬老のお祝い行事の御挨拶をしていただくようになっているわけですが、この敬老の日というのは、世界広しといえども、日本しかない祝日であります。日本が、歴史から学んだ、儒教から学んだ、お年寄りを大事にするといったことが、世界広しといえども、この敬老の日というのは日本しかないというところで、これは、誇りを持って、声を大にして子供たちに伝えていくということも大事ではないかと思うわけであります。

さらに、今やっていきますと、儒教の中で、性善説や性悪説の問題にも入ってい

くわけですが、それをやっていますと時間もありませんので、この道徳の、子供たちに教えていく、そういったものを、現場の先生たちが、どのように解釈し、どのように指導していくか、しっかり教育委員会として、これから進めていただきたい。変な思想のもとに進めるのではなく、やはり純粋な日本人として、当たり前のことを当たり前に行えるような、そういう道徳教育が進んでいくことを期待いたします。

それらのことについて、もう一度、教育委員会より、道徳教育の今後のあり方の決意と申しますか、それらについて御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 日本人の、日本の儒教というようなことを言われました。それをお聞きいたしましたけれども、それに通じるかどうかわかりませんが、子供たちは、村の宝でございます。沢庵禅師の道歌の中に、「心こそ 心惑わす心なれ 心に心 心許すな」という歌がございます。子供たちのために、私たちは、できること、考えていかなければならないこと、それは心ではないかなと、これを育てていくことが大切ではないかなと考えております。非常に易しいようで難しい言葉ではございますが、教育委員会といたしましても、日々、日々、勉強しながら、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） ありがとうございます。

最後になります。その他の教育に関する事で少しお聞きしたいと思います。

本年4月に、全国統一の学力テストが行われました。8月の24日だったですか、25日だったのでしょうか、発表されました。長野県のそれぞれの市町村の対応は、ほとんどが発表しない。ただ、学校が多いところは、自治体としてどうなのかという発表をするようになっていきます。本村は、何にも発表しない。考えてみれば、小学校が2校、中学校が1校、個人に特定される分野を恐れての処置だというふうに理解をいたしております。

先日も、県の教育長の学力テストを受けての談話の中で、学力の定着割合が十分でない、非常にかかりというか、まだまだこれからやらなければならないと思っただのか、いずれにしてもそういう談話が発表されております。

教育長も、2カ月ぐらい前でしょうか、先進地を視察されております。北陸3県というのは、非常に地道な努力で、全国学力テストで上位に食い込んでおります。それらの先進地を視察されて、非常にお感じになったことは教育長としてあると思いますが、それらを含めて、御感想も含めて、御意見をいただければと思います。

また、これから、新しい法のもとでの教育委員会に、村長が大きくかかわってまいります。村の子供たちの学力を上げ、能力をアップして、そして金の卵とも言えるすばらしい子供たちの将来のために、学力テストをどう生かしていくのか、どう扱っていくのか、教育委員会として方針が出ているのかどうか、それらも含めて、御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） まず、幾つか問題点を出されましたが、福井市へ教育視察に行っただけでしたが、6月22日、23日で行ってまいりましたが、6月22日、23日で行ってまいりましたが、私どもだけではいけないので、現場の先生方にも声をかけまして、予算の都合もありますので、各校2人ずつと、それから我々教育委員全員と、さらには事務局も含めまして、制度はどうなっているのか、中身はどうなっているのかということで、幅広く視察をしてまいったわけでありまして。

前々から私も聞いていたわけですが、学校の中に入ると、ぴりりとした雰囲気があると、これは福井市の学校でございますが。長野県の場合は、なかなか授業が始まっても教室につけないような子供も含めているというようなことで、そんなところをよく見させていただきました。大分、雰囲気が違います。これは、もう、これから学校全体で、あるいは教育委員会もかかわってでしょうが、子供たちが授業に緊張感を持って臨めるような環境づくりをしていきたいと思っているわけです。

中藤小学校という小学校を視察したわけでありまして、随分広い校舎がありまして、そこも人口がどんどんふえているところで行ってまいりましたが、やがては教室を建て増しなくちゃいけないというような学校で行ってまいりましたが、もう既に10年、15年たったときには、新しい校舎が建たる施設というか、敷地が、もう2カ所も同じ校内の中にあって、いつでも切りかえて、学習環境の整備ができるというようなことが、大きな、私は注目すべきところでありました。長野県で、南箕輪村で、これから先、何年もかかって学校をつくっていかなくちゃいけないわけですが、まずは校舎の中身、今、南部小学校なんかは、随分広い教室をとってあるわけですが、中藤小学校では、真ん中のほうへ、みんな、中心のところを大きい広場の役割をなしているわけでありまして、これはすばらしいことだなと見てまいりました。

それから、学力向上につきましては、私どもも関心、非常に強く、ここを中学のほうで見てこようということで行ったわけですが、かつて10年前までは、荒れる学校であった、荒れる中学であった。それが10年後、見事にそういうものは払拭されて、正常な授業ができるところまで来ていると。先生方に話を聞きますと、夕方、夜ですが、8時ごろまでは自分のクラスの管理をして、8時過ぎますと、三々五々集まってきて、そこで学年会をやったり、職員会をやったりと、そんな話を聞きますと、先生方にかかる負担というものはかなりのものであろうと。文科省でも、教員の忙しさをどのぐらいかという時間をはかっているようではありますが、とてもまねはもうできないのではないかという究極のところまで、昔でいう赤ちょうちん学校というようなところを非常に強く感じながら帰ってきたところでありまして。

南箕輪におきましても、中学校に9月から、学力向上のための放課後学習を始めることになりまして、その支援員をボランティアで募るといったようなことをやりました。なかなか手を挙げてくださる方が少なく、遠くは、伊那から信大の理学部へ行かれていますとか、あるいは農学部へ来ている学生の中で、特にアルバイトもか

ねてて、自分にもプラスになると、将来教師になりたいと、そんな方々にも協力を
していただいて、今、英語と数学を1週間、火曜日と金曜日でございますが、35分
掛ける2、掛ける30回分を財政のほうから手当をしていただきまして、始めたところ
でございます。

こんなことでよろしいでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 学力等々の問題が出されました。

今、教育を取り巻く環境というのは、本当に厳しくなっているなというふう
に思っております。多岐にわたっております。特に、家庭における子育ての低下だ
とか、不登校、発達障害傾向の子供の対応、課題も山積しております。学校現場、
本当に大変です。

その中で、やはり学校でありますので、学力をどう向上させていくか、これ
は常に追求をしていっていただきたいというふうに思っております。その一環とし
て、今、教育長のほうから話がありました、放課後の学習、これが定着していけば、
学力の向上につながってくるのかなと、また教科もふやしていければ、さらにつな
がっていくのかなというふうに思っております。そういう面では、財政的な措置は
惜しむものではございません。また、同時に、学校でありますので、今、大熊議員
さんのお話にもありましたように、徳の部分、儒教の話もありましたけれども、私
は、やはり人を思いやる心、これだけは育てていっていただきたいなというふう
に思っております。それと同時に、部活動を通じて、体力の向上を図りながら、生
きていく力というのを、この基礎をつくっていければいいなと思っております。そ
ういったことの努力は、長としてやってまいりたいというふうに思っておりますので、
よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 全県的に見て、長野県は、昔から教育県と言われてまい
りました。学力を見る限り、教育県とはほど遠い状況下にあるということは、県の
教育長も認識をされたようでありますし、これから、77あります自治体の教育委員
会でも、真剣に取り組んでいくものと思います。

まだまだ、この部分について、突っ込んだ御質問をさせていただきたいと思っ
ておりましたが、時間も参りますので、本日はこれまでといたします。

最後になりましたが、この難しい、また法も改正になり、非常に難しい時代を、
教育委員、そして教育委員長として、本当に今日まで8年間御苦労いただきました
清水委員長さんには、大変感謝をいたしております。伝統ある南箕輪議会の一議員
として、本当に、私自身、もう少し教育委員長とは、熱い教育論議、教育議論を闘
わせたいと思っておりましたが、このたび退任をされるということでありまして、
本当に残念であります。どうか、教育委員長さんにおかれましては、委員長を退任

された後も、大所高所から本村の教育行政にお力添えをいただきたく、またいただけるものと信じております。どうか健康には十分留意をされまして、ますます退任された後も御活躍あらんことを心から念じ、一議員として、この場をおかりして感謝を申し上げる次第でございます。

委員長さんのほうから一言ありましたら、御答弁をいただければありがたいと思います。

議長（原 悟郎） 大熊議員、最終日に委員長退任の御挨拶をしていただく予定ですので、ダブりますがよろしいですか。

清水委員長。

教育委員長（清水 篤彦） ただいまは、大熊議員さんから、多大なるお言葉をいただきました。まことにありがとうございました。

退任いたしましても、少しでも協力することができれば、していただきたいと、そのように思っております。お世話になりました。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 以上をもちまして、9番、大熊恵二の教育委員会改革についての質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、9番、大熊恵二議員の質問は終わります。

ただいまから55分まで、5分間小休止いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時55分

議長（原 悟郎） それでは、一般質問を続けます。

4番、丸山豊議員。

4番（丸山 豊） 議席番号4番、丸山です。

さきに通告いたしました大項目2点についてお伺いいたします。

前の議員さんに負けないような大きな声でやりたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

1点目の空き家対策についてでございます。

空き家対策については、過去にも、また前回も、同僚議員が質問されておりました。今回、私も、自宅周辺に空き家が目立ってきていることもあり、また歴代区長さんから、危ない空き家もあるなどの相談をいただいたことから、村の考え方、取り組み、対策などをお伺いするために取り上げた次第でございます。6月議会の同僚議員の質問と、なるべく重複しないよう質問させていただきます。

国では、空家等対策の推進に関する特別措置法が、ことし2月に一部施行、5月に全面施行され、これによりますと、市町村は、防犯、防災上、生活環境上に問題のある空き家の所有者に、撤去や修繕を勧告、命令することができる法整備いたしました。また、罰則規定も設け、解体、撤去の強制執行を可能としています。さらに、課税情報の利用により、所有者を把握し、勧告を受けた空き家などは、今ま

での優遇税制が撤廃されるなど、自治体の権限が法的に大きなものとなっております。人口減少の自治体では、空き家の大幅な増加が見込まれますが、人口増加中の本村において、空き家の傾向、現状、対応、対策、活用などについて、どんな状況かお伺いいたします。主には、人の住めなくなった空き家の対策と住むのに十分機能する空き家の活用方法についての2点であります。

それでは、1点目の本村の空き家の実態についてをお伺いいたします。

中項目として、二、三点質問が入っておりますのでお願いいたします。

全国での空き家は820万戸だそうです。野村総合研究所は、住む人のいない住宅の有効活用や撤去といった適切な対策が進まなければ、全国の空き家は、18年後の2033年には2,000万戸を超えとの推計をまとめており、この数字は現状の2倍以上であります。算出には、国立社会保障人口問題研究所の世帯数に関する推計や各種の統計調査を活用し、住宅の新設は今後減少するものの、総住宅数は増加の見通しであり、人口減少で世帯数が減るのに伴い、空き家もふえていくと予測しております。

長野県内では、総務省によりますと、住宅総数98万2,000戸に対し、空き家は19万4,000戸と、空き家率19.8%は、全国で山梨県に次いで2番目であります。本村では、前回の6月議会で同僚議員の質問では、8,200棟余りの建物があり、空き家数は93軒という回答でした。この数字から空き家率を算出しますと、1.1%であり、非常に低い数字を示しておりますが、私の自宅半径100メートル圏では、7軒から8軒の空き家が存在しております。3カ月前の答弁は、適正管理が必要な空き家について、状況把握を進めているということでした。また、村では、定義はされていませんが、国の定義でいうところの特定空き家に区別されるような、この特定空き家というのは適正管理が必要な空き家ということと同じことと思われそうですが、これに区別されるような空き家の件数をお示してください。

それに、現在空き家、廃屋などにおいて、苦情などは発生しているか、お伺いいたします。

また、先ほどの県内の数字は信毎報道であります。総務省統計局の住宅土地統計調査、5年に1回の調査の平成25年版からのものとなっております。この数字の中に、南箕輪村としての数字が含まれているのであればお示してください。

以上、3点をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 4番、丸山豊議員の御質問にお答えいたします。

空き家対策の実態について、幾つか質問をいただいております。

御指摘のありましたように、ことしの5月26日に、空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行いたしまして、本村では93軒の空き家データを整備し、所有者の特定を行っておるところであります。これは、区長会を通じて調べていただいた

数値でありますので、これ以上にあることも予想はしておるところであります。関係職員をメンバーとする空き家対策検討部会を発足して、この作業に当たっておるところであります。納税通知書等々の発送の時期を捉えながら、所有者を今特定しておるところでありますので、それにあわせて意向調査を行っていくという、今こういう作業を進めておりますので、そんな点は御理解をいただきたいというふうに思います。

特定空き家の件数であります。現状では把握していないところあります。この作業を通じて行ってまいりたいというふうに思っております。

総務省の統計調査の件であります。人口1万5,000人未満の行政区につきましては、全体の数字には含まれているということで回答があったところあります。

いずれにいたしましても、部会を設けて、現在作業を進めておりますので、もう少しばかり時間をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） まだ把握ができていないということが、前回のときにも何かそんなお話を聞いたんですけども、実は、私がこの廃屋というか、これに疑問を持ったのが、3年前の同僚議員の質問でありました。あのときが24年ということですので、もう既に、あれから3年たっております。その3年間というものが、この調査が行われなかったというようなことになりますけれども、なぜそんなにおくれているのかというのが、ちょっと今の答弁を聞いていきますと、疑問に思うわけですけども、それについてはどんなふうにお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 空き家につきましては、区長会で報告をしていただいたという経過があるわけあります。その中で、93軒という空き家の状況がわかったところあります。その後、職員による敷地外からの目視による状況という把握は行いました。これは行ったところあります。そんなところで、動きが遅いと言われれば、確かにそのとおりでありますけれども、専門職を当てるわけにはまいりませんので、日常業務の中で、その部分をやっていかざるを得ないという状況でありますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。部会を設けて、今整備をといますか、調査をしておるところありますので、よろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） また、それに対して、ちょっと失礼なんですけれども、日常業務を行うほかというか、この調査することというか、それが日常業務に入っていないのかどうなのかという、何か、今お話を聞いていると、そんなような疑問を感じます。

南箕輪村の環境の保全に関する条例の中を少し見させていただきました。この中

に、村の責務というのがございます。これが、あくまでも環境の保全を守るという、南箕輪村が条例として決めてあることで、環境の保全を守っていくためにはこうするんだという条例になっております。村の責務のところの第6条、良好な環境の保全のために、必要に応じ、監視、測定及び調査を実施しなければならないという、これはしなければならないということになっておるんですけども、この必要に応じというのところは、該当するものはなかったということになるわけですか。もう3年前からそんなような廃屋の問題が出ていたのにもかかわらず、また私の近隣にも、100メートル圏内にもあるわけなんですけれども、これについてはどんなふうにお考えなんでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 日常業務は、それは含まれるということでありましてけれども、ただ、通常の業務からまたふえた問題でありますので、その辺は御理解もいただきたいなというふうに思います。これ、専門にやりますと、本当に人員もふやしていかないといけないという状況も生まれてくるところでありますので、できるだけチームをつくって、今取り組み始めたところであります。

空き家につきましての苦情というのは、ままいただいております。これは、主に周辺というか、草刈りだとか、樹木が伸びておるとか、そういう部分につきましては、所有者がわかる皆さんには連絡をして、対応していただいております。ただ、その中で難しいことは、なかなかしていただけないという状況も生まれてきておりますので、これから法律もできましたので、どういう対応をしていくのか、その中で検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 今、環境条例のほうについての御回答がちょっとないんですけども、これについてはどうお考えますか。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 環境条例の中では、確かに、議員おっしゃるように、良好な環境の保全のために、必要に応じ、監視、測定及び調査を実施しなければならないというところがございますが、空き家につきましては、基本的にはその中には含まれてまいりますけれども、それ以外の部分での環境的なものが主体となっておりまして、先ほど村長が申し上げましたように、その部分では専門職的な配置も必要というようなこともございます。そのような中で、この条例に基づけば、当然空き家も含まれてくるわけでございますけれども、それも、今後もそういった部会を設けての対応ということで御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 環境条例のことについては、手をつけていなかったとい

うようなことになります。

昨年の広報のところに、住民の方から、平成26年度に寄せられた生活環境に関する苦情の内訳ということで、その中の一部、土地未管理の中に建物も入ってくるのかなと思いましたが、空き地、空き家などの管理については、南箕輪村環境の保全に関する条例に基づき、適切な管理をするよう、所有者などに連絡し、改善を図っていますがというようなことも書いていただいているものですから、ここに書いてある条例をきちんと守っていただければ、それなりのことができたんじゃないかと思います。

次の2番目の質問に入りますけれど、これも同じようなことになってしまいますが、空き家の所有者の確認などを、行政上として、空き家台帳管理は徹底されているかということでお願いいたします。

どんな状態の空き家でも、空き家の管理は、もちろん所有者がするものであるのは当然であります。特措法では、対策計画等となっておりますが、現在、村として、空き家台帳のような整備をされたものはありますかということですが、93軒という数字が上がっているものですから、所有者情報だとか、空き家の状態情報みたいなものというのは当然あると、私は理解しております。ほかの自治体では、利用可能な空き家を使いながら、空き家登録バンクみたいな形で管理はしているようですけども、うちの村についてはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 台帳の管理は徹底されているかということでありまして。

今、地番や所有者を調べておるところであります。台帳の整備を行っている段階ということで御理解をお願いいたします。

空き家登録バンクにつきましては、定住自立圏構想の中で取り組んでいく計画も持っておりますので、所有者意向の調査をやっております。その意向を踏まえて、対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 結局、最初の質問のところと同じになってしまいますけれども、全然、調査というか、調べてなかったというのが今の状態かなというような、そんなふうな印象にとれます。ということは、93軒についての内訳というものは、ないということになるわけですか。内訳は示されないということにやっぱりなりますか。いわゆる、危険な空き家というか、特定空き家になるようなものは分けられないということになるわけですね。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 現在、その作業をやっておるところでありますので、その作業が終われば、そういったデータ的に出てまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 自信を持ってそういうふうに言われると、私も困るんですけれども、3年前からこういう状態が続いているということだけは反省していただきたいと思います。職員が不足だったとか、そういうことにもなるのか、あるいは1.1%という数字になってしまうものですから、あんまり重要度が低い作業になるのかなということで、結局、今のお話を聞いていても、特措法ができたから、やっとそれに取りかかるんだということで、そんなような印象を受けます。だから、ほかの市町村に比べれば、相当おくれてしまっているんじゃないかなというようなことを御指摘申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

3番の防犯上、防災上の観点で、危険な特定空き家についての対応はということで、今度は調査というか、調べた段階の次の段階に入るとは思いますけれども、もしかしたら、データがないから答えられないということになるかもしれませんけれども、聞いてください。

空き家が発生する理由はさまざまでしょうが、管理する所有者が近隣にいないのが最も多い原因と思われれます。通学道路沿いには、特定空き家に類するものが存在しているか、伺います。

また、老朽化した空き家は、地震や台風などの自然災害で倒壊したり、廃墟化した空き家によって、住民の安全・安心が脅かされたりしています。これらの空き家所有者には、連絡等をとって、対策を求めているか、お伺いいたします。

今のお話だと、連絡をとっているということをお聞きしましたがけれども、もう一回、きちんとお願いいたします。

また、連絡がとれない相手方には、どのような対処で臨んでいるか。さらに、対処に応じていただけない相手方は何軒ぐらいあって、今後どのように対策を考えているか、伺います。

国が定めた特措法の中の定義、4点ほどありまして、1点目が、そのまま放置すれば、保安上危険となるおそれのある状態で、屋根や壁が大きく傷んで、多数の窓ガラスが割れたまま放置されているものが、これが最初です。2番目が、そのまま放置すれば、衛生上有害となるおそれのある状態、これは基礎に大きなひび割れがあり、シロアリ被害で土台が腐食しているなどを指します。3番目が、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態で、これは立木が朽ちて、お隣や道路に大量に散乱していること。また、4番目が、生活環境の保全を図るために、放置することが不適切な状態、これはごみの放置で、悪臭が発生しているなどを指しております。これらの定義に合致するような空き家も見受けられます。また、自治体による判断基準に照らしたとき、あくまでも個人資産であり、慎重な対応が求められますが、御理解、御協力いただけない場合などは、村長名の行政代執行による強制撤去の手続は実行されるのか、お伺いいたします。

以上、5点ほどありますけれどもお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 空き家に関する苦情とか、そういう部分につきましては、以前には、空き家自体に対しての苦情はありました。これは、いろんな皆さんと対応させていただいた経過はあります。今、苦情は、空き家自体の苦情というよりも、むしろ、空き家じゃない部分含めて、立木だとか、垣根だとか、そういう部分が大半を占めております。においの問題、あるいは煙の問題、こんな苦情が寄せられてきておるところでありまして、空き家は危険であるという、危険で困るというような、そういう苦情というのはほとんどないというところでございます。

本村がおくれていた理由というのは、人口減少の市町村におきましては、空き家を何とかして、人口増加対応につなげたいという思いもあったということでありませう。本村の場合には、そういったことがなかったものですから、おれてきたことについては大変申しわけなく思っておるところでありますけれども、今、先ほどから申し上げておりますように、ようやくそういった対策チームをつくりまして、調査を始めたところでありませう。今後は、法律に沿った対応をしていくことになるかと思ひます。これ、大変難しい問題であります。所有者の意向も聞かなければなりませんし、また、空き家対策としてお貸しいただけるといふことであれば、その活用方法、移住・定住促進にもつなげていかなければならぬ、いろんな状況が出てくるというふうには思ひます。

本当に危険な空き家につきましては、法にのっとって強制撤去ということも検討せざるを得ないというふうには思ひしております。これ、危険、それから周囲に悪影響を及ぼす、そういう実態があれば、手続を踏んであります。助言または指導、勧告、命令という段階を踏んで、まずは解決に努めていきますけれども、それでもどうにもならないという場合には、強制撤去も視野に入れていかなければならぬとは私自身は思ひしております。その場合は、費用が徴収できるかどうかというものは、また新たな別の課題が出てまいりますけれども、住民に危険な状況があるということであれば、そういったことも考えていくということでは御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 今の私の質問については、結局、空き家というか、危険な空き家というものは、うちの村では今ないというふうに見ているということになるわけですか。所有者のところへ連絡をとって、どうだこうだという、そういうことを今なされないようなふうには聞こえたんですけども。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 苦情があった部分につきましては、所有者と連絡をとって、対応をしているということでありませう。それ以外のものは、目視による調査はいたしましたけれども、今、地番と所有者を照らし合わせて、台帳整備に取りかかったところでありませうので、それが済まないと、意向調査というのでもできませんの

で、今の状況はそんなところであります。極端な空き家があれば、また御連絡いただければ、その前に措置をしなければならぬと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 今までの村長答弁というのは、3年前からずっと同じで、今もちょっとおっしゃられたんですけども、結局、費用がかかるようなことも村でしなきゃいけないかなというふうには口では言えるんですけども、実は、これは前例がつかれないというようなことで、それはなかなか対処できないと、そんなようなことでお話、ずっと今までは来てたと思います。今度、特措法ができて、また新しくきちんとした法律の法整備の中でやれば、村長の職務権限で所有者にそれを請求できるとかいう、そういうことにもなるものですから、積極的な対応というか、そういうことを進めていっていただきたいと思います。

それでは、4番目のほうに移らせていただきます。

管理するための条例等の整備はということになります。今、いろんな下準備みたいなことをされておるといようなお話は聞きましたけれども、これ、条例等の整備をするかどうかということでお尋ねいたします。

きちんと管理されている空き家はともかく、特定空き家については、特措法にて、先ほど申し上げたとおり、空き家状態の基準が明記されております。しかし、空き家状態が同じでも、周辺への影響が異なれば、細部は自治体独自の基準で示されるべきものであり、適切な管理が行われていない空き家には、助言、指導、勧告、命令などの措置を行うなどの適正な管理条例等の整備が必要と思われそうですが、いかがでしょうか。本村では、環境の保全に関する条例があるのみで、空き家についての条例等はなく、この特措法を契機に、よい機会と考えるがどうか。それとも、空き家について1%、先ほどもちょっと触れましたけれども、条例の必要性を感じないかということでございます。

また、担当課は、環境条例は、住民福祉課長、今答えていただきましたので、住民福祉課、空き家の件は総務課で対応されているようですけれども、こういうことで今後も進むのか。

以上、2点ほどお願ひいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 今回、特措法が制定されましたので、法律で規定されている内容につきましては、村で実施することができる、こういうふうになっているところであります。検討する中で、村独自の基準や特措法に規定されていない取り組みが必要となった場合には、規則や要綱等、検討はしていく必要があるというふうには思っております。したがって、状況においては、こういった規定をつくっていくということで御理解をお願いいたします。

担当課につきましては、それぞれのところで担当しておりますが、現状では、総務課の企画係で行っておるということであります。今後は、役割分担を含めて、担当課を決めて対応してまいります。今、この総務課の企画係、地方創生が出てきてしまいましたので、本当に忙しくなって、新たなイベントも企画したりとかということで、なかなか前に進んでこれなかったということがあります。これ、言いわけでありますけれども、そういうことのないように、これからしっかり対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 先ほどから、環境の条例のことを引っ張り出してしまうんですけども、環境条例がこうやってできている以上、条例をつくっていかないと、なかなか整合がとれてこないような気がします。これ、中を見ますと、今度、罰則規定も出てきました、特措法のほうでは。市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料を処すとか、立入調査を拒み、妨げ、または忌避した者は、20万円以下の過料に処する。こういうことと、それから環境条例のところにも、やっぱり罰則規定が入っております。だから、ここら辺を整合とらないと、これからの対応は困ってくるんじゃないかなというような気がしますけれども、これ、そんなところでどういうふうにお考えになりますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 罰則規定等々の御質問でありますけれども、環境条例の部分とこの空き家の部分、当然、整合性はとっていくことは必要だというふうに思いますけれども、罰則をどうするかというのは、これからの問題でありますので、そこら辺は十分検討をさせていただきたいと思います。

一般的に、空き家につきましては、これからさらにふえてくる可能性はあります、確かに。良好な管理をしていただければいいんですけども、どうにもならないという場面も出てこようかと思っておりますので、そういった対応は早急にしていかなければなりませんので、ちょっと作業を急いで進めて、法的な部分も検討してまいりたいというふうに思います。確かに、神子柴の丸山議員の近くにもあるという話でありましたけれども、確かにそれはあることは私も承知しております。すぐそばに私の親戚もありますので。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 特措法の4条は、市町村の責務ということで、これ、努めるものとするという、必要な措置を適切に講ずるよう努めるもの、努力義務で終わっているんです。だから、今、村長が、必要な場合は、条例とは言わなかったんですけども、いろんなこと、要綱だとか、いろんなことを今言ってくれました。だから、なるべく、これはきちんとしたものにしなければいけないんじゃないかな

というふうに思います。

また、罰則規定についても、この環境条例のほうは立入調査のところ、特別措置法の立入調査のところと金額が大きく違ってきておりますので、こういうの、整合を図っていかなければいけないということになってくると、何らかの措置をとっていかねばいけないんじゃないかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

それと、もう一点、私がこのところで気になるのは、市町村は、これから村長名で勧告を出したりだとか、あるいは行政撤去云々という話が出てくるんですけども、こういうものに対応していかなければいけなくなるということは、これ、伊那市とか、箕輪町とか、お隣のところと、基準そのものは同じであっても、判定する人はどうしても同じレベルで、同じ目で見ないと、これは全く違う人が見て、こっちは勧告する、こっちは観光しないとかいうことじゃまずいと思うんです。だから、そんなようなことも含めて、この条例みたいなのは必要じゃないかなというふうに申し上げておきたいと思います。特に、判定のほうは大事じゃないかなというふうに思います。次の5番目の質問に出てきますけれども。

じゃあ、5番目のほうに移らせてください。

特定空き家の判断基準の作成と、その判定は誰がするかということをお尋ねいたします。

条例は、ちょっと条例という言葉が今なかったんですけども、検討されているということに今理解はしますが、判断基準による判定は、担当1人が決められるものでなく、複数人の合議が必要と思われるが、どのように想定しているか、お願いいたします。

助言、指導、勧告、命令、撤去、罰金となると、簡単にチェックというわけにはいかないと思います。お考えをお願いいたします。

6月議会での答弁では、特定空き家に該当するか否かの決定を行うかの状況が生じたときに、協議会でということでしたが、状況が生じたときでなく、事前に定めておくことが正しい順序と考えるし、また、どういった方で構成となるのか、お考えをお願いいたします。

以上、3点ありますが、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 特定空き家の判断基準、あるいは判定は誰が行うかという質問であります。

郡内の市町村の状況につきまして調査をさせていただきました。未定の町村というのものもあるわけでありまして。市では協議会の設置、町村では審査会等を設置して、専門家に依頼をしていくという、今のところ、こういう傾向であります。また、県の説明会においては、地方事務所の専門家に協力を依頼することも可能であるというふうな説明もあったところであります。そんな点を加味して、本村の場合、どう

していくのかということは検討してまいります。出てきたときに設置するんじゃないかと、事前に設置しておくということが必要なというふうに思いますので、協議会にするのか、審査会にするのか、あるいは、そのどちらかにしていかがるを得ないというふうに思います。その人員や内容でありますけれども、やはり専門的な知識を持つ人が必要となりますので、そういった皆さんには加わっていただくということになるかと思っております。いろんな状況を見ながら、検討をしながら、設置をしていかがるを得ないというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 事前に決めておいていただかなければ、協議会のメンバーになった方の任期のほうの問題もあつたりいたしまして困ることだと思いますので、そんなように御検討いただければと思います。また、学識経験者といって、特措法のほうには書いてありますので、やっぱり専門的なそれぞれの立場の方から意見を聞いたりという、これは何か憲法のいう財産権とかいうことが関係してくるということでもありますから、いろんな関係する学識経験者ということでもありますので、そんなふうをお願いしたいと思います。

ちょっと、ここで聞きたかったのが、いつごろまでにこれが、うちの村ではこういうことができそうかという、その時期の問題をちょっとお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 先ほど村長が申し上げましたとおり、現在、部会をつくって、今検討を進めているという段階です。部会では、とりあえず、今、93軒あった空き家の所有者等のデータ整備を進めております。今後、それに並行しまして、今申し上げました判定をどうしていくのかという審査会等のメンバー構成も、これから検討していくと。できるだけ早い時期にとは思っていますが、今年度中にはある程度めどをつけて、来年度からは通知も出していくこととなりますので、なるべく早い時期には組織構成ができるようにということで今進めております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 今のそのお答えというのは、関係部局でプロジェクトチームを設置、これはもうできているということになりますか、その連絡体制づくりというの。これ、前回の同僚議員の質問にもあつたもので、設置するというものでありましたけれども。でも、一応できているというふうに理解していいですか。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 内部、庁舎の中でメンバーを集めて、現在、組織化しているということで御理解ください。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 非常に難しい言い回しになるものです。組織化している

ということは、できて、会議は1回ぐらい開いたということになりますか。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） メンバーとしましては、総務部局、それから建設部局、税務部局、それから環境部局、それぞれの担当係長を選任して、今後検討を始めていくというところに来ているというところであります。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） まだ開いていないということですね。そういうふうに理解いたします。今後また、進めていただければと思います。

次の6番目の質問に移らせていただきます。

特定空き家の優遇税制除外についてということをお願いいたします。

固定資産税の優遇措置の除外についてどう考えるか、お伺いいたします。

特定空き家と判断され、勧告を受けた場合、固定資産税が最大6倍まで上がることであります。空き家の除却、適正管理を促進し、市町村による空き家対策を支援する観点から、去年の国土交通省の要望から始まっていますが、平成27年度により、土地にかかわる固定資産税について、必要な措置を講じたものであり、今までは放っておいたほうが優遇税制の特例から得という考え方でありましたが、新しい法律では、特例を除外されるということで、放っておくと得ではなくて、放置は許されないということでもあります。この勧告では、村は、特定空き家の判断基準に照らし、きちんとした同一レベルで示す必要が求められますが、優遇税制について、村の方針、対策等をお聞かせください。

また、先ほどの強制代執行や優遇税制除外などの法律改正の内容などは、住民に広報などを通じて周知を図ることが大事だろうと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。2点。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 税制との関係であります。

確かに、特措法の中で、放っておけば3倍もしくは6倍、こんな税金がかかってくるわけであります。特定空き家が減少していくためには必要な措置であるということは、そう思っております。したがって、その辺は慎重に対応していかなければならないと思っておりますので、今後の検討課題ということで今捉えておるところであります。

住民への広報につきましては、来年の固定資産税の納税通知書を送る際に、特別措置法についての概要や空き家の適正な管理についての周知は、この納税通知書と一緒に送るつもりでおります。したがって、それまでに空き家の台帳整備というのはやってしまいたいというふうに思っております。また、一般の住民の皆さんには、村報等で啓発はしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 先ほどの最初のほうの質問は優遇税制除外ということですが、これは特措法のほうでも決まってきたことであるものですから、検討課題じゃなくて、こういうような取り組みをしていかなければではないかなというふうに思いますので、またお願いいたします。

特定空き家のことについて、ちょっと、いろいろ質問させていただきましたけれども、何がポイントかといいますと、この定義に合致するかかどうかというところであろうと思います。また、人の住めなくなっている空き家というのは、どっちみち、遅かれ早かれ、だんだんぐあいが悪くなってくるのは事実でありますので、それなりの対応をしていかなきゃということで、固定資産税の増額やら、強制的な撤去、そういうことをやっていかなきゃいけないということになります。村としては、住民の良好な生活環境お確保という点からも、積極的に対処してもらいたいし、村長には、それだけの職務権限も十分遺憾なく発揮していただきたいということをお願いいたしまして、この特定空き家のほうについての質問はここで終わらせていただきまして、7番目の今度は管理されている空き家の活用方法ということでお願いいたします。

所有者が管理している空き家は、結構健全な状態であると考えます。空き家の活用は、さまざまな方策が打ち出される中で、都会では田舎暮らしを求める現象があらわれています。これに応える策として、近隣では、伊那市新山地区は有名でありまして、都会から移住される方も出てきております。これは、行政と地域が一体となって移住促進に積極的であるようであります。

これ、私が、たまたまことしの春先に購入した田舎暮らしの本ということで、日本の住みたい田舎ベストランキング、伊那市が総合ランキングで7番目に入っているという、それが紹介されています。新山地区が紹介されております。これ、長野県のほとんどがこれのアンケートに応募しているんですけど、南箕輪村と中川村だけは応募しなかったということでもあります。

本村で移住促進を進めたらというわけではありませんが、十分生活できる機能を有する空き家であれば、積極的に紹介などをして、活用する方策を検討したらいかがでしょうか。先日も、全員協議会で説明のあった定住自立圏構想の協定項目には、空き家バンクが取り上げられており、3市町村でオリジナルウェブサイトを開設し、不動産組合と業務委託するということのようなのですが、村長のお考えをお願いいたします。

それと、もう一点、県でやっている楽園信州、これも実は南箕輪村は入っていないということになっておりますが、楽園信州に登録されていないのがなぜなのか。きのうの同僚議員の一般質問でも、放っておいても、うちの村は人口もふえてきて、よそからも来たいという人が大勢いるからいいんだという、そういうふうに言ってしまうとそれまでかもしれませんけれども、そういうものではないと思いますので、この2点をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 管理されている空き家の活用方法であります。

これ、大変難しい面も出てくるというふうに思います。まずは、所有者の意向と
いうことを確認してかなければならないところであります。

田舎暮らしを求める方、伊那市の例も紹介されましたけれども、南箕輪村が田舎
暮らしに該当するかどうかというのは、ちょっと私はその辺は心配をしていると
ころがあるわけであります。

村でも、定住自立圏構想に参加していく予定であります。そういった中で、今、
台帳を整備しながら、登録可能な空き家につきましてはデータをつくって、登録を
していきたいというふうに思っております。楽園信州につきましては参加しており
ませんけれども、今度、上伊那広域連合で、全体で取り組んでいくということにな
りましたので、取り組みを始めるということであります。

アンケート調査のことも出ましたけれども、中川村、うちがお答えがなかったと
いうことであります。本村の場合には、今現在は当面の対策で、ちょっとこれ以上
になると大変だなという思いがありましたので、アンケートはお答えをいたしませ
んでした。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 定住自立圏構想、盛んにというか、伊那市の市長の話も
今朝も新聞に載っておりましたけれども、国の制度を上手に活用してやっていかな
ければいけないというふうに思っていますので、お願いいたします。

それでは、大項目の2点目、プレミアムつき商品券の効果はということをお願い
いたします。

国の緊急経済対策の一環で、プレミアムつき商品券が人気化し、あちこちで完売
の報道があります。地方創生による国の交付金を活用した事業で、目的は、地方公
共団体が実施する地域における消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援策
に対して国が支援することになっており、メニュー例の一つとしてプレミアムつき
商品券がありました。準備期間が短かったために、全国の自治体約97%余が簡易
な取り組みとして実施したようであります。イレギュラー的なものもありましたが、
よく売れたのだらうと思います。テレビ報道を見ていると、さまざまな販売方法が
あり、旅行券、宿泊券、金額の高い商品券など、興味本位で見れば、こんなので景
気がよくなるのだらうかとも感じましたが、全国の自治体が一斉に取り組んでの事
業であります。主なプレミアム分は、2割が多かったようですが、本村では3割と、
近隣市町村とは少し違ったお得感をPRし、きちんと完売できたそうです。地方の
景気をよくしたいという政府の目玉政策であります。一過性に終わるのではなく、
持続的に地元の消費拡大と地域経済の活性化につながるよう、そういう工夫が大事
であるとされています。

次の3点についてお伺いいたしますが、ちょっと時間のこともありますので、まとめて質問しますので、まとめてお答えいただければと思います。

25年度の商品券、南箕輪村の日にちなんだやつは2割でありましたが、なぜ3割にこだわったかということでもあります。特色を出すためなのか、以前の商品券が売れ行きがよくなかったためなのか、お伺いいたします。

評判が悪くはなかったといっても、この費用は税金であるため、不公平感を持たれてはならないと考えます。結果としては完売ですから、結構なことであり、南箕輪村民が3割のお得感を得て、消費と商工関係の皆さんが潤っていただければ、所期の目的達成ということになります。しかし、朝早くから並ぶことができ、あるいはまとまったお金がある方など、一部の人だけにというイメージがどうしても拭い去れません。また、3割というお得感が目立って、ばらまきのようにも受け取れますが、どこに自治体でも実施しているからとか、国の政策だからとかでなく、村長の御所見をお願いいたします。

また、2番目のほうにある、主に利用されている商業施設はどこかということで、まだ1カ月ぐらいしかたっておりませんので、わかっている範囲でお答えいただければ結構です。

3番目の商工関係者にも多大な効果をもたらしたかということでもあります。次もプレミアムつき商品券について取り組んでいきたいかもつけ加えてお願いいたします。

それと、もう一点、障害者枠、障害者、低所得者向けの別枠、これらの評価というのを一応、お耳に挟んだかどうかというのもお聞きいたします。

以上、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） プレミアム商品券につきまして、3点、一括御質問をいただきました。

これは、国の地方創生に関するの事業であります。いろんな考え方があろうかと思えますけれども、本村では、プレミアム商品券、3割ということで設定をさせていただきました。事業経費をできるだけ削減して、9,100セットを発行したところであります。本村の特徴といたしましては、上限を4万円に抑えたというこ。これは、多くの人に買っていただきたいということで、上限を4万円と定めさせていただきました。同時に、プレミアム率を3割とさせていただきました。これは、お得感があるということで考えたところであります。それと、また、障害者枠を760セット発行いたしました。これも完売いたしました。障害者枠として分けて発行しているところはほとんどないわけでありまして、本村の場合は、こういった障害者にも配慮をさせていただいたところでございます。

ばらまき等々という部分は、確かにそれは拭えないというふうに思います。商品券自体がそういう部分でありますので、これはやむを得ないというふうに私は思っ

ておるところであります。

9月1日の状況をお知らせ申し上げます。これは、ちょっと私も驚いたんですけども、換金率は9月1日現在で44%となっております。これ、本当に高いなど、1カ月ちょっとで44%となっております。それから、施設利用でありますけれども、小売業の大型店数店舗が約半分を占めております。これは予想しておったところでもあります。残りの半数が地元の商業の部分であります。したがって、大型店、地元商店、それぞれさまざまな業者がありますけれども、そういった商店に対しても半数近くが商品券を使っておりますので、効果があるというふうには思っております。

今後につきましては、地域振興、消費拡大という面で、商工会とは協議をさせていただきたいと思っております。南箕輪村の日にちなんだ2割の商品券につきましても、これは2日間かけて完売いたしました。私は、そのぐらいでいいのかなというふうに思っております。並んで買っていただくというよりも、2日ぐらいで完売ができればいいのかなというふうに思っております。

効果はあったんじゃないかという部分でありますけれども、またアンケート調査等々もつけてありますので、この結果がまとめれば、そんなことで御報告申し上げたいというふうに思っております。ただ、私自身の考え方として、プレミアム商品券を買ったプレミアム率だけ余計に買ってもらわないと、通常買う部分でそれを賄ってしまうと、本当に効果があったんだろうかなというふうには思うところでもあります。プレミアムがついたので余計に商品を買っていただくということが、一番肝心なことであるのではないかと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 時間になりましたので終わります。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、4番、丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

最後になりましたが、6番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） 最後のトリを務めさせていただきます。6番、唐澤です。

寝屋川市の中学1年生の男女の殺害事件について、どうして子供たちが深夜徘徊するのか、子供の居場所が家庭にないのか、いろいろ考えさせられました。一方で、大芝高原まつり終了後、バスがなくなっても帰らない子供たち、いろいろ青少年を巻き込んだ事件がなくなしてほしい、そう願わずにはられません。

あらかじめ通告いたしました5件について質問いたします。

あるリンゴ農家からの相談です。近くの事業主が収集してくる生ごみの袋が山積みになっている。そこにカラスが来て、つつき、リンゴ畑に来て困る。おまけに、生ごみを堆肥化するときのにおいで臭い。オーナー農園のとき、子供が臭い、何のにおいと言われて、返事に困るというもの。5月ごろ言われたので、早速、担当に相談に来ました。その後、8月12日の会議にも言われました。役場に言っておきました。そんなことでは何も解決にならないと叱られました。責められたので、百聞は一見にしかずということで、早速、3人で行ってみました。裏の奥の建屋の一番西側にあるところに行くと、ごみがいっぱい積まれていて、カラスが群れをなして飛び交っており、リンゴ畑目がけて飛び出すところであった。これはひどい、公害だ、悪臭だという思いで、県の担当課に電話してみました。しかし、これは一般廃棄物なので、村に丸投げされてしまい、担当係から電話があり、役場に行き、説明しました。今、処理するのにうまくいっていない、近々片づけると言っているから大目に見てほしいというような口ぶりでした。この業者は、ごみを燃やしたり、プラスチックを燃やしたり、収集運搬も、公的施設から清掃センターへ運んでいました。その後、箕輪まで運んで、堆肥化する場所へ持っていったのですが、現実には、一般廃棄物処理業を許可した業者だが、それがなかなか処理されず、たまっているばかりです。その後、8月27日の夜、近所3軒から、臭いという苦情が村や業者に行ったそうです。その後、行ってみたが、らちが明かないということでした。緑豊かなよい村で、こんな実態では困るのではないのでしょうか。

村長、どうしますか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 6番、唐澤議員の御質問にお答えします。

悪臭苦情というのは、たびたびあるわけでありまして。過去の5年間で、最大で13件寄せられておるところであります。主には、煙、堆肥のにおい、こういった御質問といえますか、苦情が多いところであります。

御指摘がありました生ごみにつきましては、過去に2回ほど寄せられておるところであります。この原因につきましては、ゲリラ豪雨によりぬれてしまったということ、それから、それに伴いまして、堆肥の中の培養菌が死滅したために悪臭になってしまったということ、こんなことが原因でありますので、ろ材につきましては今は完全に撤去され、家屋も一部状況改善がなされた状況となっております。今後とも定期的にパトロールを実施し、経過観察をしながら、悪臭が認められたときには、早目に業務指導に取り組んでまいります。

この業者につきましては、さまざまな廃棄物を取り扱っていただいております。苦情が出ないように、また、指導、監督はしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 環境の保全に関する条例を先ほどの同僚議員からも言われましたが、村の責務として、住民に良好な環境の保全を図るように、村民の健康で快適な生活を確保しなければならないとあります。また、苦情の処理については、速やかにその実情を調査し、適切に処理しなければならないというふうにあります。それと、事業主は、良好な環境を侵害しないように、みずからの責任と負担において、村が良好な環境の保全に関する施策に協力しなければならないというふうになっております。

この業者は、すぐに片づけます、処理しますというようなことも言っておりますけれども、もう長年にわたってこのような状況が続いており、収集してきたごみがあるまま野積みになっていることが多々あり、毎日のように、処理はできないけれども収集はしてくるといようなことだそうですので、産廃業者の放置した行政代執行というようなことが最近話題になりますが、しっかり指導して、こういうことのないように、よろしくお願いいたします。

次に、水道水の濁りについてお願いいたします。

8月6日、午前11時55分、役場建設水道課から役場配信メールが届きました。昨夜、大泉所で、一部地域で強い雷雨が突然発生し、その影響で、大芝区、大泉区、北原区の一部で水道水が若干黄色く濁っています。直接飲用しても健康に影響はございませんが、現在濁りを解消する作業をしているので、念のため、きょう午後5時ごろまでは直接飲用することは控えてください。大変急なことになり大変御迷惑をおかけします。また、第2信では、19時20分に、昨夜の水道水の濁りについては、きれいな水になり、各家庭にお配りしています。水道管に残っているものをきれいにしてあるので、念のため煮沸して飲んでくださいというものでした。しかし、この状況は、余りにもひどくて、風呂が泥だらけになり、本当にこれを飲んでいいものかどうかというようなことが、本当に話題になりました。

それと、ここ4年ぐらい、こういった状況が続いておりますので、ある住民が私に、7月3日の水道水を置いておいたものに、底に泥がついております。これはどうしたものかというような相談を受けました。しかし、こういったものは、知らなくて、煮沸して飲んでいけば、別に問題ないのだと言われてしまっては困ると思います。ほかの人にもいろいろ聞いてみたら、もうトイレの水をばーっと、トイレの流す水としては使えるけれど、飲む水としては余りにもひどかったというような話だそうです。だから、4年前から、この家はこういうふうに、時折よく見ている、気をつけているというお話。

また、ほかの人に聞いてみると、ミネラルウォーターとか、アルカリイオン水などを買って、もう水道の水は飲まない、御飯も炊かないというようなことを言っています。

でも、私ども住民は、水道の水を買っているわけですから、税金です。ですので、やはりこういったことに対して、我慢してください、飲まないでください、煮沸してく

ださいということは、困るのではないのでしょうか。

村長、答弁をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大泉地区での水道水の濁りの問題であります。

このことにつきましては、冒頭の挨拶の中でも申し上げました。村の水道水につきましては、企業団から85%、残りを大泉川から15%取水をしております。表流水の場合には、ゲリラ豪雨がこのごろ多発しておりますので、本当に川から取水をしている水道業者というのは、このことが、今、共通の悩みとなっております。したがって、今、工事をしております。濁ったときにはろ過を中止できるような、そんな工事をしております。9月中には完成する予定でありますので、それができれば、濁った水が入らないというふうになりますので、改善はされていくというふうを考えておるところであります。

全部を水道用水企業団からというわけにはまいりませんので、できる限り、大泉川の水も使っていかなければならないという状況にあるところであります。そんな点は、そういった工事を今しておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） この水では、献立が、御飯も炊けないということで、西部保育園では、給食のお昼ができないという連絡をしたのか、給水車が行き、献立も変えて出したようです。住民には何の音さたもないわけですけれども、各公民館へでも給水車を回してもらってもよかったのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 今回、濁った水を確かに配ったことは事実であります。ただ、検査の上では、濁りはありますけれども、健康上問題のない水で、飲用可能という判断でありました。結果でありました。したがって、保育園等、特に子供等に対して気を使うところについては、ポリタンでもって給水を行ったところあります。また、苦情をいただいた家庭について、特に小さいお子さん等のために、ミルクを溶かす水が欲しいと、きれいな水が欲しいという家庭にも、要望に応じて配ったところあります。そういったような対応をさせていただきました。全ての場合において、公民館へすぐ給水車、そこにとりに行ってくださいという対応になると、個別対応とさせていただいたところあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 給水車を公民館を回したということですか。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 給水車を回したということではなくて、個別に連絡を

いただいたところにポリタン、もしくはミネラルウォーターの配水をしたということでもあります。

なお、村においては、給水車についてですけれども、完全な形の給水車はございません。村で持っている給水車については、普通の500リットルのポリタンとありますが、タンクを軽トラに積んで配るという形のものでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 苦情を言わなかったのがいけなかったのかもしれませんが、やはり水源及び水道施設の清潔保持、並びに水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な施策を講じなければならないというふうな地方公共団体の責務がありますので、健康を守るためには、本当に水というものは大事なものでありますので、気をつけてやっていただきたいと思います。

次に移ります。

ポイ捨て防止なんですけれども、上伊那広域連合による一般廃棄物の可燃ごみの投入量は、最近減少していると言います。友達から電話があり、草を刈って、今まで隠れていたポイ捨てごみのポリ袋が幾つも舞い上がって、運転ができない。広大な農業地帯であるから困るというような電話がありました。自分で片づけようと試みてみたそうです。ヤクルト400の空き瓶や中性脂肪を減らす特保の飲み物など、本当に飽食の時代を反映しているごみが入っていたそうです。また、権兵衛街道も雪が溶けると、一気にポイ捨てされたレジ袋があつて、あちこちあられるとか。こういった問題について、コンビニで買った昼を道路に捨てるというようなことが原因だと思いますが、コンビニのごみ箱を外に置くのをやめたからだということですから、それをそのままでもいいのかどうか、お聞きします。

それと、看板設置をしているかどうか、実態をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ちょっと最初の質問、理解が、コンビニが外へ置くことをやめたことがいいのかどうかということの質問ですね。

6番（唐澤 由江） 済みません。法律で防止の環境保全の条例の中にありますが、飲食料品、たばこ、チューイングガム、その他散乱の原因となるおそれのあるものの製造、加工、または販売を行う者は、消費者に対し、空き缶等のポイ捨て防止の啓発、その他必要な措置を講じるように努めなければならないということで、そういった業者がいたら、外にそういったごみ捨てを、ポイ捨て防止のごみ箱を設置しなければいけないという指導をしたほうがいいのではないですかという意味です。

村長（唐木 一直） そういうことですか。わかりました。

最近、コンビニでは、コンビニから出るごみを捨てるのではなくて、家庭ごみ、家庭から持ってくるごみを捨てている方がかなりあるということで、外に置くのは

廃止しているコンビニもあるようであります。これは、やむを得ないというふうに私自身は思っております。

そもそも、この原因につきましては、本当にモラルが低下してきております。幾ら広報をしても、いろんな周知をしても、なかなかやめていただけないというのが根本にあるところであります。したがって、粘り強く訴えていく以外はないというふうに思っております。

ポイ捨て等、村の環境を維持するために、村では、7人の方に担当エリアを監視していただいております。同時に、収集可能な不法投棄の回収をしてきていただいております。悪質なものにつきましては、警察へ通報しております。通報して、若干おしかりをいただいたという例も聞いておるところであります。したがって、これからも粘り強くやっていく以外にはないというふうに思っております。

また、看板も設置しております。この看板の中に、警察との連名で看板を出したところ、若干ごみ量が減ったというような事例もあるところでありますので、それらを参考にしながら、また取り組んでまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 設置した場所は何カ所でしょうか。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 設置した箇所ですが、もう大分過去から、何十カ所、何百カ所となっておりますが、昨年度、年間で設置した箇所は20カ所でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次に移ります。

互いに支え合う、健やかな村を目指してということで、保育園の保育士の無資格の問題ですけれども、住民からの苦情がありました。保育園のならば保育に連れていったら、保育士の対応が悪く、感じが悪い。こんな保育園には入れたくない。できたら幼稚園へ行きたいという。よくよく聞いてみたら、保育士の資格のない保育士だという。これから、村の未来を託すのに、ただでさえ臨時が多い、正規職員を入れていただければいいんですけれども、資格がない人をなぜ雇うのか。無資格者が保育に携わって、法律違反にならないのか。研修をしているのかどうか。最低2週間から3週間ぐらひは、有償で研修を受けてもらいたいというふうに、その方は言うておりました。

私も、どのぐらいが適当かはわかりませんが、子育て支援課が納得するまで研修していただかないと、子育て日本一にはならないんじゃないでしょうか。そういえば、伊那市も、子育て日本一というふうに言われているようです。ただでさえ、

これから入っていただく子供の親です。丁寧に、親切な態度で望んで、愛想よく迎えてあげるべきではないでしょうか。にっこり笑って、保育園に来てくださいねぐらい言えればいいと思います。

人手不足のために、安い給料で働いている介護現場であっても、最低限の研修をしています、ヘルパー2級をとるとか。保育園や訪問指導も、紋切り型の応答の職員が多過ぎると思います。介護福祉士になるために勉強したり、資格をとらせるのは経営者じゃないのかと思います。今問題になっているのが、うつぶせ寝による窒息死です。最終的に責任は村長に行くと思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 保育園の無資格者の教育をという質問であります。

最近、子供の数が多くなってきておりますし、特に未満児の入所が多くなってきております。保育士の数が年々足らなくなって、確保するのに苦労しているというのが実態であります。したがって、資格がない人もお願いをしております。保育補助員ということで雇用を行っておるところであります。

現在の状況をお知らせしますと、正規、臨時の保育士、資格を持っている人が123人、正規、臨時保育士が現在123人であり、本村は。その中で、保育補助員、資格のない人が18人います。この皆さんは、ゼロ歳児、1歳児のクラスで、複数保育の担任の補助をしていただいております。研修を行っておりますし、資格の有無にかかわらず、職員の資質の向上に努めているところでもあります。全部資格のある保育士をというわけには、現状の保育士不足の中ではまいらないところでもあります。

丁寧な対応はしていかなければならないと思っておりますけれども、最近、本当にデリケートなお母さんたちがふえてきております。どう対応していったらいいかということも真剣に、これから研修をしながら行ってまいりたいというふうに思います。ちょっとのことで、本当に、今はいろんな苦情をいただきます。昔では考えられません。そのことがいいのか、悪いのかということは、この場で申し上げるつもりはございませんけれども、もう少し大きな心で、大きな目で見守っていただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 資格がある人、ない人というよりも、多少、待遇とか、そういった問題もあるかとも思いますけれども、できるだけ潜在保育士を活用して、何か、9月、10月に、県が保育士2万4,920人を対象にして、実態調査をしたようですけれども、その元保育士の45.2%が働きたいと答えているということで、どこでも保育士不足であることはわかっております。今後、毎年、ハローワークなどに募集をかけ、総務課だけでなく、開かれた正規職員募集をしていただきたいと思います。村長の御見解は。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） できることなら、正規の保育士、正規というのは、保育士資格を持っている保育士ということでありますので、そういう皆さんを採用していきたいと思っております。それは、いつの時代でも同じですけども、なかなかそういうふうになっていかないというのがあります。したがって、私自身は、それは当面の間はやむを得ないというふうに思っております。もし、それがだめだということであれば、子供の数を制限していかざるを得ないということになってまいりますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 8月より改正された介護現場の状況はということで、きのうの同僚議員からの質問もあったところですが、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険、3施設を利用する場合の介護保険、食費と部屋代の軽減制度が8月から変更されました。現行では、所得が低いため軽減を受けている人も、8月以降は一定額以上の預金があると受けられなくなる。全国の市町村で、預貯金を確保するための口座の写しを求める手続が始まって、利用者や家族からの戸惑いの声が上がっているということで、特養の利用者負担の変化を見ると、要介護5で、国民年金だけで、1,000万円を超える貯金がある場合、相部屋では、部屋代、食費、介護サービス費で、変更前が特養3万8,000円だったのか、変更後8万2,000円になり、またユニット型では、5万1,000円だったのが11万6,000円に上がっております。こういったことで、配偶者の所得にも目をつけたり、貯金がある人には、配偶者の預貯金も、こういったことで軽減が受けられなくなっております。また、介護負担の自己負担が、介護保険サービスが始まった2000年から一律1割だったのが、280万以上の年収がある人からは2割となるということで、村への問い合わせや反応、苦情などの混乱があるかどうか、実態はどうか、お聞きします。

議 長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 利用者の皆様からの問い合わせ、また介護事業所等の実態でございますが、特に、村の住民福祉課介護保険担当のほうへは、今のところそういった苦情は寄せられておりません。8月から開始ということもございます。そういった中で、その状況が、今後、請求が具体的に発生してきた段階で、場合によってはそういったお問い合わせもあろうかと思えます。ただ、それに関しましては、事前に各事業所等から利用者の方にも説明がなされている部分もございます。そういった中では、さほど、そういった混乱はないのではないかと判断しております。きのうの村長の、前の議員さんの答弁にもございましたように、資産関係で負担額がふえる方というのは、村内の利用者の方には該当がないということでございます。ただ、所得の制限によって利用額が2割負担となる方は、25名の方がおられるということでございますので、またそういった方々からのお問い合わせ

せが今後ある可能性もあるということで、今のところの状況としては、まだお問い合わせはないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 実態は、今、課長が申し上げたとおりであります。これは、社会保障全体の問題でありますので、本当にこのまま行けば、社会保障で日本の国は終わってしまうという状況であります。したがいまして、負担ができる皆さんからは負担をしていただくという、このことはやっていかなければならないというふうに私は思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 私も、老人保健施設にちょっと関与していたことがありまして、現状を聞いてみると、やはり、特養に入る方が介護3以上ということで、特養へ重い人を入れて、老人保健施設は、もう歩いたり、何だり、本当に軽い人も入っていると、そんなようなことを聞いて、介護保険の現状はだんだん変わってきて、しかも、国は在宅を進めているというようなことで、また、どんどん変わってくるのではないかなと。負担をどんどん、お金がある人は負担をしていただくというのは、私も本当に基本だと思っておりますので、ありがとうございました。

次に、トランス脂肪酸というものが、今、話題になっておりまして、そのトランス脂肪酸のことについてお聞きしたいと思うんですが、特定健診を受けて、栄養士さんの指導を受けました。それを見ると、菓子パンの中にどのぐらい糖分がある、ジュースの中にどれぐらい糖分があるという具体的な指導を受けました。今、このトランス脂肪酸は、日本は規制がゼロで、米国は禁止、各国で表示義務があるんですが、日本はゼロですので、どんどんどんどん、おいしいものを食べさせて、いろんな肥満や生活習慣病のリスクにつながるというふうに言われています。マーガリンとかショートニングに入っていて、パンだとか、お菓子とか、ドーナツ、揚げ物、ハンバーガー、ピザ、洋食、いろんな外食ももちろんそういう危険性はあると思います。WHOでは、エネルギーの1%未満にするように勧告しているということで、0.3から0.5ぐらい、日本人の平均摂取量だと言われています。そんなことで、現場の栄養士さんはどんな点で、トランス脂肪酸への警告をなされているのかをお聞きしたい思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） トランス脂肪酸の御質問でありますけれども、御指摘のように、マーガリンやショートニングに入っておるということであります。アメリカでは使用が規制されているようではありますけれども、日本は、日本人の摂取量が比較的低いということで、そういう規制はないようであります。したがいまして、村では、このトランス脂肪酸をクローズアップした啓発や指導はしていないところでありま

すけれども、健診時の個別健康相談などで摂取が多い場合には、食事のバランスやそういった脂質の摂取などについて注意を促しているところでもあります。こんなことで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） やはり、毎日の食べるものですので、安易にやっぱり菓子パンとかあげるよりは、防災の日のおにぎりというのがいいんじゃないかなと思っております。

次に、かかりつけ薬局についてお聞きします。

今、村でも、医院の横に薬局が結構立ち並んでおります。そうしたかかりつけ薬局というのが、厚生労働省が全国の薬局の役割を強化して、患者個々の服薬情報を一元管理しようとして普及させようとしているようです。薬局ビジョンの年内策定の目玉ということで、高齢化に伴って複数の診療科を掛け持ちする患者がふえ、それぞれの医療機関から出される薬で、飲み切れない量を抱え、飲み合わせの悪さから体調を崩す人が後を絶たないということだそうです。こういったことで、今後、24時間対応で、患者宅へ薬剤師が行って相談を受けたり、いろんなことをしてもらおうと国では目論んではいらるんですが、乱立している薬局で、あっちにもでき、こっちにもでき、昔そういったことで、ドラッグストアが解禁されて、調剤ができるようになったりというようなことがありまして、ちょっと3人ぐらいの薬剤師さんにこの問題を聞いてみたんですけども、やはり酒屋が消えたり、やっぱり法科大学院の卒業した人の就職がないとか、薬剤師の教育が6年になったとか、そういったことが、やはりいろんなことが影響しているけれども、要は、昔は隣に薬局を立ててはいけないというような規制も合ったようですけれども、緩和されてきております。村長にお聞きしますが、もし医院の横に薬局があつて、それが耳鼻科でかかったら、その隣へ薬をもらいに行きますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 私も、耳鼻科は3カ月に1回行っております。耳鼻科の横の薬局で薬はもらっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） それは、やすやすとしないで、いつも内科でもらっている薬のかかりつけ薬局へ行ってくださいというのが国の方針のようです。

それに対して、調剤報酬を加算してやっていくんだということだそうですけれども、それがどのようになっていくかはわかりませんが、一元化管理というのがいいということでできたものだそうです。

ありがとうございました。

私も、一元化されて、信頼される相談薬局、そういうことが一番大事だと思いま

す。あっちへかかり、こっちの薬局へかかりと、そういうのはやはりよくないのではないかなと思います。

次に、若者の雇用対策についてお聞きします。

長野県の賃金実態調査から見た民間労働者の賃金結果を見ました。上伊那管内の中小企業の男性は、平均年齢が42.6で、勤続年数が12.3、平均賃金は32万6,800円、女性は41.6歳、8年6カ月、21万2,573円ということで、本当に正規職員とボーナスは違うし、それから給料も違うし、有給休暇も違うということで、これからの労働者派遣法2法が改正の予定であります。派遣などの非正規労働者が本当にふえて、賃金格差が大きく、フルタイムで働いても、年収200万に満たないような、また待遇の差が是正されない非正規雇用を拡大させるおそれがあるということ、また週40時間、1日8時間の法定労働時間も守られていないというようなことがあります。

今、本当に若者に、派遣や非正規職員というような問題になっておりまして、家庭では、子供の家庭が恵まれていないからといって、親が結構いろんな手助けをしてやっている、お金をあげているというような実態があるようです。

また、消費支出も0.2%減となり、7月の経済指標では、2カ月連続マイナス、生鮮食品が7.3%上がったというようなことで、本当に、経済、主婦目線、経済実情は、本当に厳しいものがあり、中小の67%が賃上げしたとはいえ、本当に若い人の長時間労働、残業代を払わないというようなことが問題になっております。

村長は、この村にブラック企業があるかどうか、またブラック企業とは何か、どういう企業かというように考えているかをお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ブラック企業の定義でありますけれども、労働法を無視したり、あるいは法の網の不備を悪用して、長時間労働や厳しいノルマなどを強制したり、経営者や会社の利益のために、従業員を犠牲にする、こういった会社がブラック企業だと、一般的には言われておるところであります。

本村にブラック企業はあるかどうかというのは、これは把握できていないところでもあります。会社によっては、サービス残業や、パワーハラスメントという暴力的強制により、本来の業務とは無関係な部分で非合理的負担を与えたり、低賃金などで苦しめられたり、やがて従業員を自己都合退職に追い込む、こんな劣悪な企業、こういったこともブラック企業であるというふうに言われておるところであります。ブラック企業の実態調査というのはしてありませんけれども、就職を考える方には、入る前に、特徴や見分け方を十分理解しながら情報収集をしていただければというふうに思っております。

私、驚いたのは、つい最近の新聞だと思いました。ある医療機関で、マタハラ関係で公表がなされました。育児休暇を与えずに、退職に至ったというケースであります。この院長の談話も載っておりましたけれども、休まれては困るんだという理由でやめさせられたということでもあります。本当に、これは理解が広まっていない

んだなということをつくづく感じたところでもあります。こういったことで、本当に少子化に歯どめがかかるかどうかというの、疑問に思ったところでもあります。本当に、企業の皆さんの理解が進まなければ、今、地方創生の目玉となっております人口減少に歯どめをかけること、これはできないだろうというふうに私は思っているところでもあります。

したがって、国、地方、あるいは民間、特に民間では雇用を確保する、健全な雇用を確保するという部分に力を入れていただければ、ありがたいというふうに思っているところでもあります。県でも、この人口問題でのシミュレーションやアンケートを行っておるところでもありますけれども、圧倒的に多いのが女性の非正規の職員の婚姻率が低いということでもあります。これは、経済的な部分が大きいところでもありますので、そこも解決をしていかないと、人口減少に歯どめがかからないだろうというふうに思っています。そんな点は、県との懇談会の中で、私は申し上げたところでもあります。そういった実態はなきにしもあらずでありますので、ぜひ大勢の皆さんの力で、そういうことをなくしていただければというふうに思います。行政は行政の立場として努力はしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） ブラック企業というのは、私自身は、非正規の人に多いんですけども、そういうふうに言われなくても、やっぱり残業代は支払われない、ボーナスが1カ月程度か二、三万という感じで、そういったことでも一生懸命働かされ、そして責任を負わされというのが案外多いんじゃないかなと、身近にあるので、本当に切実な問題だと思います。

次に、交通安全対策についてお聞きします。

自転車について考えてみました。

中学生の夏休み中の部活で、南部地区ではマイクロバスで送迎しているが、自転車を許可してみてもという人がいました。しかし、自分の子供がボールをキックしたとき、たまたま他人に当たって大事故になっても、自転車の事故にあっても、親がそこにいなくても監督責任を問われます。補償問題に発展するケースが多いということで、事実、自転車の事故は多いようです。全国で11万2,000件で、交通事故の2割を占め、死者540人ということだそうです。県下では、1年間で1,042件、負傷者が1,037人、16歳から19歳、65歳以上の高齢者に割合が高くて、4割を占め、死者は5人とされています。

自転車は、道路交通法では軽車両なので、歩道でなく車道の左側を走る決まりではありますが、1970年の法改正で、一定の条件を満たす場合には、歩道を走ることが認められています。

危険な乗り方をした運転手に安全講習を義務づける新しい制度が6月からスタートしています。自転車を買った人に、損害賠償保険の加入を促す制度も始まったり、

兵庫県は、この秋から義務づけ、宇都宮市では、小学4年生を対象に、免許証を発行するそうです。

村での自転車道路整備と自転車安全教育の実態と高齢者の交通ルールを学ぶ機会をふやしてほしいと思います。村長の村の取り組みをお聞きます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 自転車の運転者の講習というのは義務づけられました。これは、14歳以上の方からのようであります。何回も違反を繰り返した場合には、罰金が適用されるということになったということであります。

小学生につきましては、毎年、学校ごとに、交通安全教室で自転車の乗り方は指導しているところであります。これは交通ルールを含めてであります。ただ、中学生以上になりますと、それはなかなか難しいという状況もありますので、こういったことは、文書による方法等しか、やむを得ないのかなというふうには思っております。高校あたりで、しっかりと指導していただく。このことは、警察や交通安全協会のほうで考えていただければというふうに思っております。

高齢者対象としてのいろんな交通教室につきましては、安協を中心に精力的にやっていたいておりますので、そんな点は御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 安全な乗り物と考えている自転車というのは、案外危険なので、認識を新たにしたいと思います。

最後の質問です。

社会体育を充実させ、心と体の健康づくり、医療費の抑制をということで、屋根つきゲートボール専用場の建設をお願いしたいと思います。

ゲートボールの人气が高く、小学生も含めて、教室の参加者も多い。教室は、南殿コミュニティセンターの広場でやっております。1コートしかないので、待っていないければならず、やや不満もあります。村では、久保の上ノ平遺跡、田畑の公民館の北側で、いずれも1コートずつ、大芝屋内運動場では4コートとれても、ちょっと狭い。専用でないので、スパイクの跡があり、コースコンディションは悪い。

他町村を調べてみると、中川村が4コートあり、専用で、大変恵まれた環境。駒ヶ根市は、看護大学のそばに、ふるさとの丘が専用であります。また、シルクミュージアムの近くに、ドーム型で多目的広場があるそうで、屋根つきなので、ことしの猛暑では本当によかったのではないかなと思います。

村でも、中川、駒ヶ根に続き、専用屋根つきゲートボールの確保をお願いしたいと思います。増大する高齢者、医療費の高いこと、その観点から建設してみたいかがでしょうか。荒廃農地解消の観点からもよろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 健康な心と体をつくっていく、このことは大切なことでありますし、スポーツを通じてこういうことを行っていくということは効果があるのではないかと考えております。健康寿命を延ばすためにも、スポーツは大切である、この認識はそう思っておるところであります。

本村には、屋内運動場があります。調べてみますと、月2回程度はゲートボールが行われている状況であります。しかし、これは多目的に使用されているために、補修というのが必要でありますので、さらにこういった回数をふやして、使いやすい施設にしていく必要はあるというふうには思っております。この屋内運動場の改修計画で、現状では30年に改修工事を行う予定となっております。

御質問のありました屋根つきゲートボール専用の建設ということでもありますけれども、まだまだやらなければならない事業がありますので、専用施設の建設というのは考えておりませんので、そんな点はぜひ御理解をお願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） これで、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

議 長（原 悟郎） これで、6番、唐澤由江議員の質問は終わります。

以上で、一般質問を終わります。

あす11日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くこといたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立ください。礼。〔一同礼〕

議 長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午前 11時46分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 7 年 9 月 1 1 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | |
|---|------|
| 第 1 議案第 17 号
案～質疑 | 提 |
| 第 2 発議第 1 号
案～採決 | 提 |
| 第 3 議案第 1 号～議案第 4 号
論～採決 | 討 |
| 第 4 議案第 5 号～議案第 10 号 (委員会の審査報告)
告・質疑 | 委員長報 |
| 第 5 議案第 5 号～議案第 10 号・議案第 13 号～議案第 14 号・議案第 17 号
論～採決 | 討 |
| 第 6 継続調査事項の採決 | |

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成27年9月11日

午後3時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議案及び議員発議が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、議案及び発議が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しましたので報告いたします。

議案が1件、発議が1件提出されておりますので、本日の会議日程といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案1件、発議1件を本日の会議日程といたします。

これから、追加議案の上程を行います。

議案第17号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐沢事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第17号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、南原焼却灰処理運搬業務委託の事業量の変更に伴います経費の補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,001万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を64億2,576万6,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明をいたしますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第17号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」の細部説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げます。

歳出から先に御説明させていただきますので、予算書案の8ページをごらんいただきたいと思っております。

4款、衛生費でございますが、2項2目、0411塵芥処理事業で、継続費としております南原焼却灰処理運搬業務につきまして、このほど、焼却灰除去工事の1工区が発注となり、今年度内の処理量がおよそ700トンになる見通しとなりましたので、13節、19節で、それぞれ本年度分を減額させていただくものでございます。

おめくりをいただきまして、14款、予備費は、歳入歳出調整で3,900万円減額させていただきます。

7ページにお戻りいただきまして、歳入でございますが、関連の分担金を減額するものでございます。

歳入歳出は以上でございます。

次に、第2条の継続費の補正でございますが、4ページの第2表、継続費補正の表をごらんください。

年割額を変更させていただき、平成28年度の年割額は2億7,155万円となります。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、発議第1号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐沢事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） それでは、発議第1号について提案説明を申し上げます。

昨今の社会情勢を勘案し、国会や都道府県議会等において、議員の出産の場合の欠席の届け出について規定されたことに伴い、町村議会の標準会議規則においても同様の改正がなされたことから、本会議規則の改正を行うものであります。また、現規則において、現状とそぐわない箇所についても、あわせて改正を行うものであります。

それでは、資料2ページの新旧対照表から御説明いたします。

第2条に、新たに、「議員が出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」の1項を設けます。

第49条で、議員が発言を求める際の「自己の議席番号を告げ」を削除します。

第2項において、「2人以上起立して発言を求めたときは」の「起立」を「挙手」に修正いたします。

第100条の議場への携帯品の規制の中で、「つえ」を削除します。新たに、「携帯電話等は電源を切るものとする」の1項を設けます。

以上で、提案説明とさせていただきますので、御審議をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 発議第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、発議第1号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり可決されました。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第1号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第2号「南箕輪村個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村環境の保全に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「南箕輪村環境の保全に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村議会の議決すべき事件に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第4号「南箕輪村議会の議決すべき事件に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号から議案第10号までは、総務経済常任委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員長報告をいたします。

総務経済常任委員会に付託されました議案第5号から議案第10号までの6議案につきましては、2常任委員会における連合審査にて審査を行いました。ここで審査の結果を報告いたします。

議案第5号「平成26年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第6号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第7号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第8号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第9号「平成26年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第10号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

なお、9月4日の連合審査会の席で申し出のありました、水道事業会計決算の事業報告の数値及び損益計算書の差しかえにつきましては、決算そのものに影響するものではございませんので、連合審査会の際に説明のあった数値等に訂正するものとし、8月31日の議案提出の際説明のあった数値の相違箇所については、訂正した数値に議事録を修正するものとします。また、審査の過程において、各議員から出されました指摘事項等を十分留意の上、より一層の効率的な事業展開を図り、健全な行財政運営に当たるよう、特に、収入未済や不納欠損については、税等の公平性から、きちんと取り組みがなされるよう要望いたします。

以上で、総務経済常任委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第5号「平成26年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第5号「平成26年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第6号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第6号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第7号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第8号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第8号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第9号「平成26年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしといたします。

議案第9号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第9号「平成26年度南箕輪村水道事業会計決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第10号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第10号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計決算について」は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第13号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第13号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第14号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第17号「平成27年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、長い間、村行政並びに村教育行政発展のために御尽力いただきました清水篤彦教育委員長が、今月をもって退任されます。

清水篤彦教育委員長は、平成19年10月、教育委員に就任され、委員長職務代理を3年間務め、平成22年10月より教育委員長として、現在まで5年間お務めいただき、教育委員会として2期8年の教育行政の発展に御尽力いただきました。その間、子育て支援教室の相談員の充実、南部小学校の信州型コミュニティスクールの取り組みをはじめ、学校の耐震化対策等、教育施設の充実に努められました。今回、任期により退任となりました。

それでは、退任に当たりまして、清水教育委員長の挨拶をお願いいたします。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 御挨拶をできる機会をいただきましたので、一言述べさせていただきます。

私は、平成19年10月に教育委員を拝命し、2期8年間、何とか務めさせていただくことができました。今月末、9月30日をもちまして退任することになりましたけれども、この間、皆様方から数々の教えをいただくことができました。厚く御礼申し上げます。

議員の皆様方、そして、村長さんをはじめ、職員の方々が、今後も御健康で、ますます御活躍されることをお祈り申し上げまして、簡単ではございますが退任の挨拶とさせていただきます。

お世話になりました。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長におかれましては、退任されましても、引き続き、村政、また村教育行政に御理解と御協力をお願いいたします。長い間、大変お疲れさまでした。

それでは、ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9月定例会、12日間の会期、お疲れさまでした。また、全議案、可決、認定をいただきまして、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきました御意見、御提言は、今後の行政執行に生かしてまいります。

8月の下旬から、雨の日が多く、天候不順が続いております。ようやく、きょうから、爽やかな秋晴れとなっております。これから稲刈りも始まり、実りの秋を迎えてまいります。台風の影響もなく推移することを願っておるところであります。

また、昨日から、茨城県、栃木県、宮城県などで、50年に1度という記録的な大雨となり、河川の氾濫で、甚大な被害が発生しております。被災地の皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、早期の復興を願ってやみません。また、今回の災害、記録的な大雨ということでもあります。この地域でも、いつ発生するかわからないという状況でございますので、災害への備えをしっかりとしていかなければならないと思っておるところであります。

今議会では、平成26年度の決算認定をいただきました。大企業を中心に、景気回復が図られてきておりますが、地方ではまだまだ景気回復が実感できないところがあります。こうした中におきましても、税収も21億円近くに回復し、ありがたいことでありました。本年度から数年は、人口増加に伴う施設不足への対応により、財政運営は厳しさを増してきておりますが、健全財政を維持しながら、この難局を乗り切っていかなければなりません。

また、南原住宅用地の灰の処理をはじめ、幾つかの難しい課題を抱えております。頭の痛いところではありますが、一步、一步、解決をしていかなければなりません。そのためには、議員各位の御協力をいただかなければなりませんので、よろしくお

願いたします。

今、第5次総合計画の策定、地方版総合戦略の策定を行っております。特に、地方版の総合戦略は、10月末日までに策定をしていかなければなりません。時間も余りありませんが、精力的に取り組んでおります。本村の場合は、人口問題につきましては、状況が異なる面もありますが、将来を見通し、人口が維持できる体制整備が必要であります。適正な自治体の規模も勘案しながら、人口問題は取り組んでまいります。

9月議会閉会と同時に、敬老行事、運動会、区民祭等、多くの行事が実施されてまいります。それぞれの行事を通じて、村の元気と活力と地域の力を発信していく時期であります。村民の皆さんが力を合わせながら、村の活性化のために努力していただくことを期待しております。

さて、先ほど御挨拶もありましたが、清水教育委員長が9月末をもって退任なされます。2期8年間、教育委員長として、また教育委員として、村の教育振興のために、社会教育の推進のために御尽力をいただきました。この間は、特に教育、学校を取り巻く環境というのが、本当に厳しい時代となってまいりました。また、さまざまな問題が発生し、御苦労も多かったことと思います。その都度、的確な対応をいただき、ありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。これからも、経験者として、村行政に、また教育行政にお力添えをいただきたいと思います。御健勝を祈念申し上げ、お礼の言葉といたします。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 当村は、台風18号の被害もありませんでしたが、御承知のとおり、北関東、東北地方で、中小河川の氾濫により、大きな被害が出ております。亡くなられた方、被災者にお悔やみとお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うところであります。あわせて、これからの天候の回復を期待するところであります。

12日間、大変御苦労さまでした。今後は、会議や研修等が続き、何かと御多忙のことと思いますが、それぞれ意義ある議会活動となることを期待し、これをもちまして、平成27年第3回南箕輪村議会定例会を閉会といたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

閉会 午後 3時33分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員